東百舌鳥中学校職員室復旧工事

設計図書

図面リスト

図番	図面名称	備考	図番	図面名称	備考
A－ 1	特記仕様書1		E－ 1	電気設備　特記仕様書(1)	
A－ 2	特記仕様書2		E－ 2	電気設備　特記仕様書(2)	
A－ 3	特記仕様書3		E－ 3	付近見取図・配置図	
A－ 4	特記仕様書4		E－ 4	強電・弱電配線設備配置図（参考図）	
A－ 5	特記仕様書5		E－ 5	電灯・コンセント設備　平面詳細図（改修）	
A－ 6	別紙特記仕様書1		E－ 6	弱電設備　平面詳細図（改修）	
A－ 7	別紙特記仕様書2		E－ 7	防災設備　平面詳細図（改修）	
A－ 8	付近見取図・配置図		E－ 8	動力設備　配置図（仮設空調電源）	
A－ 9	仮設計画図		E－ 9	配膳室　弱電設備　配置図（改修）	
A－10	1階平面図・車面図・断面図		E－10	配膳室　弱電設備　配置図（現況・撤去）	
A－11	職員室平面詳細図		E－11	強電・弱電配線設備　配置図・平図図（仮設撤去）	
A－12	床伏図・天井伏図				
A－13	職員室展開図1		M－ 1	給排水衛生設備　特記仕様書(1)	
A－14	職員室前廊下展開図2		M－ 2	給排水衛生設備　特記仕様書(2)	
A－15	廊下平面図・天井伏図・展開図		M－ 3	付近見取図・配置図	
A－16	短短図		M－ 4	給排水衛生設備　平面詳細図	
A－17	建具表		M－ 5	空調・換気設備　平面詳細図	
A－18	改修部分詳細図1		M－ 6	集中ﾘﾓｺﾝ用配線設備　配置図（改修）	
			M－ 7	集中ﾘﾓｺﾝ用配線設備　配置図（現況・撤去）	
			M－ 8	仮職員室　空調設備工事（仮設）	

堺市　教育委員会事務局　学校管理部　施設課

特記仕様書 [営繕編] [改修工事版]

Ⅰ. 工事概要

2 工事場所　東百舌鳥中学校職員室復旧工事
堺市中区新家町２６０番地

3 工事概要
a 工事種別 ⊙改修 ・その他（　　）
b 防火地域 ・防火 ⊙準防火
c 用途 主要用途 中学校
d 工事対象延べ面積 ㎡
e 構造 鉄筋コンクリート造
f 工事内容 ⊙職員室復旧工事 ⊙廊下一部塗装塗替工事
⊙職員室解体工事

4 工事範囲 ①既設改修工事 ②屋外附帯工事
③撤去工事 4. その他工事（　　）

5 別途工事 ①電気設備工事 ②給排水衛生設備工事
③空気調和設備工事 ④ガス設備工事
5. し尿浄化槽設備工事 6. 植栽工事
7. その他工事（　　）8. なし

Ⅱ. 工事仕様

1 共通仕様　質疑回答書、設計書、特記仕様書、図面に記載されていない事項で本工事に関係のある事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部整修、「公共建築工事標準仕様書（平成２８年版）」（以下「標仕」という）及び「公共建築改修工事標準仕様書（平成２８年版）」（以下「改修標仕」という）による。
なお、特記仕様書項目欄の１、２、３等の数字は「標仕」を示し、改１、改２、改３等の数字は「改修標仕」を示す。

2 適用　特記仕様書の取扱については、下記による。
a. 章、項目欄は番号に○印をつけたものを適用する。
b. 特記事項欄は、○印の付いたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共を適用する。
c. 章、項目欄に○印があり特記事項欄に記入のない場合、その項目は標仕の本文通り適用する。

3 設計図書の優先順位　設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は下記による。
1. 質疑回答書 2. 現場及び机上説明書 3. 特記仕様書
4. 図面 5. 各種標準図 6. 標仕及び改修標仕

Ⅲ. 工期

1 工期について　平成３１年 ７月末までに完成のこと。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 建築材料	建築材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたもの及び建築材料指定メーカーリスト（以下メーカーリストという）によるもの又はこれらと同等以上とする。
	② 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な工法は、監督職員の承諾を受けて当該製品の指定工法による。
	3 技能士	適用工事種別 ／ 技能検定の職種 鉄筋工事 ／ ・鉄筋施工（鉄筋組立て作業） コンクリート工事 ／ ・型枠施工 鉄骨工事 ／ ・とび ブロック・ALCパネル工事 ／ ・ブロック建築　・ＡＬＣ施工 防水工事 ／ ・アスファルト防水工事作業　・塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 石工事 ／ ・石材施工（石張り施工） タイル工事 ／ ・タイル張り 木工事 ／ ・建築大工 屋根及びとい工事 ／ ・建築板金（内外装板金作業）　・スレート施工 金属工事 ／ ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） 左官工事 ／ ・左官 建具工事 ／ ・サッシ施工　・ガラス施工 カーテンウォール工事 ／ ・カーテンウォール施工（ＰＣ） ・サッシ施工　・ガラス施工 塗装工事 ／ ・塗装（建築塗装作業） 内装工事 ／ ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業） 植栽工事 ／ ・造園
	④ 材料及び施工の検査に伴う試験	受注者は材料の受入れ検査及び施工に伴う検査を自らの責任において行うこと。又、各種試験の立会い、公共試験所へのテストピースの搬入は受注者が行うものとする。なお、試験費用は、受注者の負担とする。
	⑤ 騒音、振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用する。また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。なお、油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイオン）は、原則として使用しないこととする。
	⑥ 記録及び工事写真	標仕1.2.4 による他、下記写真類を併せて提出する。尚、工事写真の撮り方は国土交通省大臣官房官庁営繕部整修（平成24年版）工事写真の撮り方　建築編による。 現況写真　工事場所及びその付近の必要と思われる箇所について着工前に写真を撮り提出する。 ※１部 ・（　）部 提出 工事写真　各工程に沿って、日付内容その他必要事項を記入の上、順次アルバムに整理を行う。 ※１部 ・（　）部 提出 工事出来高写真　中間支払いを請求する場合は、出来高が明確になるように写真を撮り提出する。 ※１部 ・（　）部 提出
	7 設備工事との取り合い	施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部分の貫通口、開口部、スリーブ等の補強 ※図示した壁・天井の仕上げ材・下地材の切込み及び下地材の補強 ※駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図の確認 設備機器の位置、取り合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	8 設計基準線	※図示 ・設計ＧＬ＝ＯＰ＋
	⑨ 完成図等	工事完成時に完成図、施工図、保全に関する資料及び工事関係書類を保管箱（別表）に入れ、提出すること。 完成図を製本（※Ａ２ ・原寸図）して２部提出すること。 尚、完成図は電子データにより提出すること。 詳細については、完成図作成要領による。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	⑩ 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権の取扱い	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に受諾するものとする。
	⑪ 完成写真	竣工後、外観、室内各室を撮影しカラーキャビネ版をアルバムに整理の上提出する。　※１部 ・（　）部提出 ・外観竣工写真（　面）　部提出
	⑫ 支給物品	※無し ・有り
	⑬ 保証	保証年限の起算日は契約竣工日の翌日とする。 保証書は２部提出すること。
	⑭ 建築工事の適性な施工の確保について	1 建設業法第26条及び、工事請負契約書第10条に定める受注者が工事現場に配置しなければならない現場代理人、整理技術者、主任技術者、及び専門技術者については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。 （注）工事現場に常駐して専らその業務に従事する者で受注者と直接かつ、恒常的な雇用関係にある者に限る。 2 建設業法第22条及び、工事請負契約書第 5条に違反する一括下請負い、不必要な重層下請負その他不適切な形態による下請契約により、工事を施工するなど契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないこと。 3 特定建設業の許可を受けないで、下請代金の総額が建設業法施行令第 2条で定める金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000 万円）以上となる下請契約を締結することはできないのでとくに留意すること。
	⑮ シンナー等の保管について	1 シンナー等有機溶剤の保管場所については、他の材料と区別し施錠する等保管管理を厳重にし盗難の防止に努めること。尚保管するときは換気に注意し、一定量以上保管する場合は消防法等関係法令に従うこと。 2 使用後は現場に放置することなく、速やかに持ち帰る等の処置を講ずること。
	⑯ シック・ハウス症候群対策について	ホルムアルデヒド・ＶＯＣ（揮発性有機溶剤）等の放散量を最小限にするために、建材・施工材（接着剤・塗料）の工程管理に留意し、作業中は室内の通風・換気を充分に行い、ホルムアルデヒド・ＶＯＣ（揮発性有機溶剤）の空気中の濃度低減を計ること。 工事竣工後も建物の引継ぎをするまでの間は室内の通風・換気を充分に行うこと。
	⑰ 発生材の処理	1 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用を行うこと。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。 2 元請業者が排出業者とならない場合にあっても、原則として元請業者が該当工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 3 受注者は収集運搬及び処分を委託する場合は、受注者と収集運搬業者との間の契約及び、受注者と処分業者との間の２者間契約を締結し事前に許可証の写しを監督職員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は受注者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。 4 処分方法の特記にないものについては、構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に処理し、監督職員に報告のこと。
	⑱ 工事実績データの作成・登録について	受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に登録しなければならない。登録後は速やかに「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。 また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。 いずれの場合も、登録事由発生時から１０日以内（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に登録しなければならない。
	⑲ 施工体制台帳施工体系図	受注者は、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）の定めに従い、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。 また、一度作成した施工体制台帳の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに変更された施工体制台帳の写しを監督員に提出しなければならない。 また、上記下請契約を締結した場合、受注者は、各下請負人の工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。 施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人（産業廃棄物及び建設発生土等処理業者（収集運搬業者、中間処理業者、処分業者）並びに警備業者等）にもいても、記載すべき下請負人の対象として扱うこととし、建設発生土等の搬出先についても、施工体系図の中で明示するものとする。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。 受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
	⑳ 火災保険について	この工事の施工にあたり、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すること。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。 保険期間　工期プラス１か月 被保険者　堺市長 保険金額　部分払いするときの出来高金額以上 なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと火災保険金の受け取りを堺市長とした保険金社発行の証明書を提出すること。
	㉑ その他の保険について	この工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。 第三者に与えた損害の補償 ⊙請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償 ⊙法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合補償
	㉒ 公共事業労務費調査	本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。なお、下請業者についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。
	㉓ 共通費実態調査	本工事が共通費実態調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。共通費実態調査は受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映させることを目的とする。なお、調査票は監督職員から配布するものとする。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	㉔ 建退共について	建設業退職金共済制度（以下「建退共」という）は、建設現場で働く労働者を被共済者としたものであり、受注者のみならず下請け業者までこの制度の主旨を理解し、各建設現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後１ヶ月以内に「退職金掛金収納書届」を提出する。 標識掲示場所は工事用表示板の付近の見やすいところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（黄色の標識）を掲示する。
	㉕ 工事の下請け及び原材料の購入について	工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者の育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。
	㉖ 公共工事特定調達品目の採用について	堺市グリーン調達基本方針に基づき、最新版堺市グリーン調達方針の定めによりグリーン調達やリサイクル製品の調達の一層の推進を図る必要があります。「堺市グリーン調達方針における公共工事特定調達品目」を本工事において市係員と協議のうえ、極力採用するものとする。 （採用した品目は実績数を記載し、報告書を作成のうえ提出のこと）
	㉗ 現場代理人及び技術者の専任の期間について	整理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の整理技術者制度運用マニュアルによるものとする。（専任以外の整理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。）また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、整理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。
	㉘ 施工条件その他	⊙工事に伴い障害物等が発見されたときは速やかに監督職員に報告し協議の上施工する。 ⊙工事現場周辺の道路は、常時清掃すること。 ⊙本工事の作業時間は、原則として午前 8時から午後 6時までとする。 ⊙作業については日曜・祝日・第２・４土曜日・年末年始並びに盆休みは作業を中止する。（但し、やむを得ない場合は市と協議を行う。） ⊙工事車両進入経路に道路規制が必要な場合には、事前に関係官庁に許可を得ること。 ⊙ガラ廃材、残土等の運搬車輌は午前９時から午後５時までとし、それ以降の運行は行わない。 ⊙仮囲い内・車両通行場所は、購入土・真砂土による整地を行うこと。 ⊙登下校時間帯は、生徒等に注意すること。 ⊙学校敷地内は禁煙とする。 ⊙騒音を伴う作業、コンクリート等のはつりガラの搬出及び建具改修は夏期休暇終了日までに完成のこと。 ⊙工事に伴う官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。
	㉙ ｱｽﾍﾞｽﾄに関する調査・報告・掲示	⊙工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。なお、事前調査結果を掲示するとともに有の場合は作業内容も掲示すること。
	㉚ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建築仕上塗材の除去について	⊙建築用仕上塗材にアスベストが含有されていた場合、労働安全衛生規則第90条5の2と位置付けられ、労働安全衛生法第88条の3の手続きを行うこと。なお、石綿障害予防規則第13条に基づき穿孔等をする時は、湿潤な状態で施工すること。
② 仮設工事	① 仮設計画	工事に先立ち仮設計画図を作成の上監督職員の承諾を得ること。
	② 仮設物の設置場所	※敷地内 ・敷地外
	③ 整備員事務所	種別 ⊙１号(10㎡程度) ・２号(20㎡程度) ・３号(35㎡程度) ・４号(65㎡程度) ・５号(100㎡程度) 備品 ※ 机、いす、書棚、黒板、製図板、掛時計、寒暖計、ゴム長ぐつ、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯、消火器 ・衣類ロッカー ・冷暖房機器 ・湯沸器 ・掃除具 ・パソコン
	④ 工事用電力 水道引込	本工事に必要な工事用電力及び水等の費用は受注者の負担とする。 ⊙工事用電力引込 ※敷地内既存施設からの分岐利用 ・敷地外から ⊙工事用水引込 ※敷地内既存施設からの分岐利用 ・敷地外から 仮設給水の引き込みは、工事着手前に本市上下水道局と事前協議を行い、仮設給水申請書を提出のこと（加入金は受注者の負担とする）
	⑤ 仮囲い	⊙別紙１特記仕様書 種別 ⊙Ａ ・Ｂ ・Ｃ ・ＯＰ構様塗（５色程度） ⊙ガードフェンス H=1,800（頭つなぎ共）シート張り ⊙有 ・無
	⑥ 安全対策	⊙メッシュシート ・防音シート ・防音パネル ・朝顔 ⊙安全巡視員 ⊙常駐 １人 ⊙スポット延 １０人） 大阪府公安委員会告示（平成27年11月2日第123号）を遵守すること。
	⑦ 工事用表示板	・特記仕様書Ｎｏ5による。
	⑧ 足場その他	※定置する足場及び桟橋の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。 内部足場の種類 ※脚立 ・枠組み足場 ・単管足場 ・移動足場 外部足場の種類 ・脚立 ※枠組み足場 ・単管足場 ・移動足場 防護シート等による養生 ※図示 材料、撤去材等の運搬方法 ※既存階段及び登り桟橋等による 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（2）手すり握置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	9 既存部分の養生	既存部養生 ※図示 既存部の家具等の養生 ・有（※図示 ・　） ・無 既存物の保管 ・有（※図示 ・　） ・無
	10 仮間仕切り	仮設間仕切り ・設置する（※図示） ・設置しない 仮設扉 ・有（※図示） ・無

平成２３年 ３月作成
平成２３年１１月改正
平成２４年 ８月改正
平成２６年 １月改正
平成２６年 ４月改正
平成２６年１２月改正
平成２７年 １月改正
平成２８年 ４月改正
平成２８年 ７月改正
平成２９年 ２月改正
平成３０年 ４月改正

章	項目	特記事項
③ 土工事	1 場外搬出及び盛土	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・その他搬入土（　）
	2 建設発生土の処理	・構外搬出適切処理 （自由処分） ※構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設） ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積
	3 山留め	※図示
	4 水替え	・水中ポンプ３インチ程度
④ 地業工事	1 砂利地業	材料 ・切込砂利 ・切込砕石 ・再生クラッシャラン 厚さ ※６０㎜ ・図示
	2 捨てコンクリート	呼び強度 ※１８ 所要スランプ ※１５㎝ 厚さ ※５０㎜ ・図示
	3 床下防湿層	適用範囲 ※図示 厚さ ※０．１５㎜以上 重ね枚数 （ ３ ）枚 重ね合わせ及び基礎梁際ののみ込み幅 ※２５０㎜
	4 試験	地盤設計支持力 （　）ｔ／㎡ （長期） ・平板載荷試験 試験深さ 設計ＧＬ－（　）ｍ 最大荷重 （　）ｔ 試験の方法 ※敷地調査共通仕様書による。 ※図示
	5 地盤改良	・ラップルコンクリート 呼び強度 ※１８ 所要スランプ ※１５㎝
⑤ 鉄筋工事	1 鉄筋	種別 ※ＪＩＳ Ｇ３１１２ ※規格証明書 ・メタルタッグの提出 ・
	② 溶接金網	網目の形状、寸法 ⊙１５０×１５０ 鉄線の径 ⊙6
	3 材料試験	※標仕 5.2.3による
	4 加工場所	・現場加工 ・工場加工
	5 溶接フープ	検査 ※引張試験（数量 各階サイズ毎に３本抜き取り）
	6 壁、床版の開口部補強	図示（図示なき場合標準配筋図による）
	7 土間コンクリート補強	図示（図示なき場合D10-250@タテヨコ）
	8 梁貫通孔補強	図示（図示なき場合標準配筋図による）
	9 ガス圧接	適用箇所 ※柱、梁の主筋 適用鉄筋 ※ＳＤ３４５ ※ＳＤ３９０ ※Ｄ１９以上 検査 ※超音波探傷試験 ・引張試験
⑥ コンクリート工事	① 強度	設計基準強度 ⊙F_c＝１８Ｎ／㎟2 ※F_c＝２４Ｎ／㎟2 呼強度 ※Ｆｃ＋Ｓ Ｓ：構造体強度補正値 セメント及び気温による補正（３Ｎ／㎟2 ６Ｎ／㎟2 ）
	② レディーミクストコンクリート	種別 ・Ｉ類（適マーク取得工場） ※Ⅰ類 ・Ⅱ類
	③ セメントの種類	※普通 ・高炉Ｂ種 ・早強 普通ポルトランドセメントの品質は、ＪＩＳＲ５２１０に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 水和熱 ７ｄ ３５２ｊ／ｇ以下 ２８ｄ ４０２ｊ／ｇ以下
	④ アルカリ骨材対策	別紙１特記仕様書による。
	⑤ 混和材料	混和剤 ※ＡＥ剤又はＡＥ減水剤（標準形又は遅延形） ＪＩＳ Ａ６２０４適合品 ※高性能ＡＥ減水剤 ＪＩＳ Ａ６２０４適合品 標準形（Ｉ型）ポリカルボン酸系 ・ ・ 混和材 ・ ・
	⑥ 普通コンクリートの調合	荷卸し地点における所要スランプ 基礎、基礎梁 ※１５㎝ ・１８㎝ 柱、梁、床版、壁 ※１８㎝ 単位水量の上限 ※１８５ ㎏／㎥3 荷卸し地点における所要空気量 ※４．５％
	7 軽量コンクリートの調合	呼び強度 ※１８ ・２１ 種別 ※１種 ・２種 所要気乾単位 ※１．８５ ｔ／㎥3 適用箇所 防水押さえ 容積重量 ・ ｔ／㎥3 適用箇所 所要空気量 ※５．０％ 所要スランプ ※２１㎝

東百舌鳥中学校職員復旧工事		設計完了日	H31、2
		工事発注日	
特記仕様書１		ＳＣサイズ	－
		原寸紙サイズ	Ａ１
堺市 教育委員会事務局 施設課		(株)彩建築事務所	

課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	総括	担当者

A／1

原寸図 0 25 50 75

特記仕様書 [営繕編] [改修工事版]

⑥ コンクリート工事

項目	特記事項
8 無筋コンクリート	呼び強度 ※18 ・ 所要スランプ ※15cm ・18cm
9 床版厚さの確保	床版10m² 毎に天端ポイント1個使用すること。
10 打放し仕上げの種別	模仕 表6.2.4B種とし、型枠締付材に用いるコーンは樹脂コーンとする。 (基礎の類、地下室のない場合の基礎梁を除く)
11 合板せき板	合板せき板 ※厚さ12mm (材質 ・広葉樹 ・針葉材 ※複合) (塗装 ※有 ・無)
12 合板以外のせき板	・床型枠用鋼製デッキプレート 施工箇所 床版 製造所 ・メタルラス 施工箇所
⑬ コンクリート圧送	大阪府特定行政庁連絡協議会の指定する研修を受けたもの、又は職業能力開発促進法(厚生労働省)による技能検定試験(コンクリート圧送施工)に合格した技術者が従事すること。
14 圧送用モルタル	※1:2モルタル(セメント量 700kg/m³) 圧送用モルタルは型枠内に打ち込まないこと

7 鉄骨工事

項目	特記事項
1 鉄骨製作工場	大臣認定指定工場 ・S ・H ・M ・R ・J
2 施工管理技術者	適用する。

3 鋼材

種類の記号	使用箇所	規格等
		※JIS規格による
		※JIS規格による
		※JIS規格による
		※JIS規格による
		※JIS規格による

項目	特記事項
4 高力ボルト	※トルシア形高力ボルト2種(S10T) ・JISの高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト1種(F8T相当)
5 ターンバックル	胴の種類 ※割枠式 ・パイプ式
6 材料試験	※規格証明書提出
7 エンドタブ	・切断する箇所( )
8 溶接完了後の検査	AOQL ※4.0% ・2.5% 検査水準 ※第6水準 ・

試験の種別	試験箇所	試験寸法
・超音波探傷試験		※模仕 7.6.11(b)による ・図示
・放射線探傷試験		
・マクロ試験		
・浸透探傷試験		

項目	特記事項
9 塗装	模仕 表18.3.1 JIS K 5674規格品による。 (※A種 ・)
10 耐火被覆	種別 ・ラス張りモルタル塗り 厚さ( )mm ・耐火材吹付け(・乾式 ・半乾式 ・湿式) 厚さ( )mm ・耐火板張り 厚さ( )mm 製造所 所要性能(区分) ・30分耐火( ) ・1時間耐火( )
11 アンカーボルトの保持及び埋込み工法	・構造用アンカーボルト (・) ・建方用アンカーボルト (・A種 ※B種 ・C種)
12 柱底均しモルタル	※A種(無収縮モルタル) ・B種(1:2モルタル) 無収縮モルタルの製造所

13 溶融亜鉛めっき工法

亜鉛めっきの種別	材料	適用部位
A種	最低板厚6mm以上の形鋼、鋼板	
B種	最低板厚3.2mm以上、厚6mm未満の形鋼、鋼板	
C種	普通ボルト、アンカーボルト最低板厚1.6mm以上、厚3.2mm未満の形鋼、鋼板	

素地ごしらえは、JISH9124溶融亜鉛めっき作業標準による。

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項目	特記事項
1 建築コンクリートブロック	コンクリートブロック造 ※空洞ブロック16 ・空洞ブロック16-w 帳壁及び塀 ※模仕 表8.3.1及び下表による。

適用箇所		厚さ(mm)
・間仕切 ・地下二重壁 ・外壁		・
・塀	高さ 2m以下	・120
	高さ 2mを越える	・150
・衛生配管用裏積みブロック		・100 ・

2 ALCパネル

種別	単位荷重(N/m²) 正	単位荷重(N/m²) 負	厚さ(mm)	取付け工法種別
・外壁パネル			※100	・A種・B種
・間仕切パネル	・		※100	・C種・D種 ・E種
・屋根パネル	・		※100	※模仕 表8.4.4による
・床パネル			・150 ・100	

項目	特記事項
3 押出成形セメント板	厚さ※50mm以上 種類 無石綿タイプ(タイプII)

施工箇所	表面形状	工法	耐火性能
・外壁	※フラットパネル	・A種	※有
	・デザインパネル(図示)	・B種	( )
	・タイルベースパネル		・無
・間仕切り	※フラットパネル	・B種	※無し
	・デザインパネル(図示)	・C種	・有り
	・タイルベースパネル		( )

製造所

厚さ・50mm未満
種類 無石綿タイプ

施工箇所	表面形状		耐火性能
	※フラットパネル		※無し
	・デザインパネル(図示)		・有り

製造所

⑨ 防水工事

項目	特記事項
1 アスファルト防水	

種別	施工箇所		
・A-1			
・A-2			
・A-3			
・AI-1		断熱材 ※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種bスキン層付き ・厚さ25mm ・厚さ( )mm	
・AI-2			
・AI-3			
・B-1			
・B-2			
・B-3			
・BI-1		断熱材 ※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種bスキン層付き ・厚さ25mm ・厚さ( )mm	
・BI-2			
・BI-3			
・D-1			脱気装置(ステンレス製) ※有 ・無 / 仕上げ塗料塗り ・シルバー ・カラー
・D-2			
・D-3			
・D-4			
・DI-1		断熱材 ※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号 ・厚さ25mm ・材質( ) ・厚さ( )mm	
・DI-2			
・E-2			
・E-1			

2 改質アスファルト防水

種別	施工箇所			仕上げ塗料塗り
・AS-T1			脱気装置(ステンレス製) ※有 ・無	・シルバー ・カラー
・AS-T2				
・AS-J2				
・AS-T3				
・AS-T4				
・AS-J1				
・AS-J3				
・ASI-T1		断熱材 ※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号 ・厚さ25mm ・材質( ) ・厚さ( )mm		
・ASI-J1				

種別	施工箇所	仕上げ塗装	備考
・改質アスファルト防水 防水シート2枚貼り 機械固定工法			

脱気装置(ステンレス製) ・有 ・無

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

種別	厚さ(mm)	施工箇所		仕上げ塗料塗り	使用分類
・S-F1	※1.2			・シルバー・カラー	※非歩行 ・軽歩行
・S-F2	※2.0				
・S-M1	※1.5			・シルバー・カラー	
・S-M2	※1.5				
・S-M3	※1.2				
・SI-F1	※1.2	断熱材 ※A種ポリエチレンフォーム保温材 ・厚さ25mm ・材質( )・厚さ( )mm		・シルバー・カラー	
・SI-F2	※2.0				
・SI-M1	※1.5	断熱材 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号 ・厚さ25mm ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板・厚さ( )mm		・シルバー・カラー	
・SI-M2	※1.5				
・S-C1	※1.0				

脱気装置(ステンレス製) ・有 ・無

4 塗膜防水

種別	施工箇所	備考
・X-1		仕上げ塗料塗り ・シルバー ・カラー
・X-2		
・Y-1	地下外壁防水	Y-2工法の保護シート ※適用する ・適用しない
・Y-2		

脱気装置(ステンレス製) ・有 ・無

5 その他の防水

種別	施工箇所	備考

項目	特記事項
⑥ シーリング	

記号	施工箇所	目地寸法	備考
MS-2	建具廻り	10×10	

SR-1 HM シリコーンシーリング材(1成分形)高モジュラス形
SR-1 LM シリコーンシーリング材(1成分形)低モジュラス形
SR-2 シリコーンシーリング材(2成分形)
PS-2 ポリサルファイドシーリング材(2成分形)
MS-2 変成シリコーンシーリング材(2成分形)
PU-2 ポリウレタンシーリング材(2成分形)

項目	特記事項
7 接着性試験	※簡易接着性試験 ・引張接着性試験
改8 施工一般	降雨時等に対する養生方法 ※改修模仕 3.1.3(e)
改9 既存防水の処理	材料新設する防水層の下地補修材 *アスファルトJISK2207 3種 ・ ルーフドレン回りの処理 *図示 既存下地の補修及び処置補修箇所の形状、処置など *図示 架台回り等の処置 *図示
⑩ 保証書	※アスファルト防水 ・合成高分子系ルーフィングシート ・ 保証書 受注者、施工者、製造者の3者連名にて年限(10年)保証すること。 保証書は2部提出すること。 ※塗膜防水(X-2) ・ 保証書 受注者、施工者、製造者の3者連名にて年限(10年)保証すること。 保証書は2部提出すること。 ・シーリング 保証書 受注者、施工者、製造者の3者連名にて年限(3年)保証すること。 保証書は2部提出すること。
11 漏水試験	陸屋根については、水上より50mmの高さにて24時間水張試験を行う。
12 施工	各防水組合加盟店の施工とし、工事完了後施工プレート取付けのこと。 尚、完了年月日は契約竣工年月日とする。
13 製造所	・アスファルト防水 製造所 メーカーリストによる 品名 ・改質アスファルト防水 製造所 メーカーリストによる ・合成高分子系ルーフィングシート 製造所 メーカーリストによる 品名 ・塗膜防水 製造所 メーカーリストによる 品名

10 石工事

項目	特記事項
1 天然石張り	石の品質 床用石材 ※2等品 ・ 壁及びその他の石材 ※1等品 ・

石の種類・表面仕上げ

施工箇所	種類	産地・名称	(厚さ(mm)	仕上げの種類

項目	特記事項
2 テラゾタイル張り	種類 ※大理石 ・花崗岩 寸法 ※300×300×30 ・400×400×32
3 テラゾブロック張り	種石の種類 ※大理石 表面仕上げ ※本磨き
4 壁の石張り工法	外壁石張り 工法 ・外壁湿式工法(※流し筋工法 ・) ・乾式工法 裏面及び裏打ち処理 ※行わない ・行う(・裏面処理の場合小口共) ドレインパイプ ※ステンレスSUS304 ・ 内壁石張り 工法 ・内壁空積工法 ※あと施工アンカー横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法 ・乾式工法 裏打ち処理 ※行わない ・行う
5 床及び階段の石張り	石の厚さ(mm) 床石張りの裏面処理 ※行わない ・行う 屋内のワックス掛け ※行わない ・行う

平成23年 3月作成
平成26年 1月改訂
平成29年 2月改訂

11 タイル工事

項目	特記事項
1 陶磁器質タイル	

施工箇所	工法	寸法 形状	きじ 磁器	陶器	せっ器	施 施無	役物 有	無	備考
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	

工法 1.密着張り 2.改良積上げ張り 3.改良圧着張り
4.マスク張り 5.モザイクタイル張り 6.内装壁タイル接着剤張り
7.外装壁タイル接着剤張り 8.床タイル張り
躯体表面の処理 ・行う
※MCR工法6章コンクリート工事又は高圧水洗(ポリマーモルタル下地)工法
施工範囲 ※図示
下地モルタル塗り ※模仕 15.2.2~15.2.5による
タイルの試験張り ※行わない ・行う(※外壁タイル ・)
ポリマーモルタルは、メーカーリストによる。

項目	特記事項
2 有機質接着剤	・屋内 JISA5548(陶磁器質タイル用接着剤)による。 ※便所については、タイプI とする。 ・屋外 JISA5557(外装タイル張り用有機系接着材)による

3 陶磁器質タイル型枠先付け

適用タイル	種別	せき板の種別
小口タイル 二丁掛タイル	・タイルシート法	※模仕 6.8.3〔材料〕(b)(2)
	・目地まず法	・模仕 6.8.3〔材料〕(b)(2) ・金属製パネル
大形タイル	・桟木法	・模仕 6.8.3〔材料〕(b)(2)

項目	特記事項
4 役物	外装タイルの出隅役物は、L型及び箱型役物とする。
5 見本焼き	※行わない ・行う
6 伸縮調整目地	・外壁 ※図示 ・内壁 ※入隅部、建具廻り、設備機器廻り ・床 ※図示
7 検査	※外観検査 ※打診検査 ・接着力試験

改8 張付け材料の厚さ

タイルの種類	工法	張付け材料 種類	塗り厚mm	備考
内装タイル	改良積上げ張り	モルタル	13~18	一枚ずつ張付ける

⑫ 木工事

項目	特記事項
① 木材	含水率 ※A種 ・B種 木材の材質 ・JAS規格品 ※一般建築用材 造作材の等級 ※A種 ・B種 樹種 ・模仕による(代用樹種の使用 ・可 ※不可) ・図示による
② 表面仕上げの種度	・A種 ⊙B種 ・C種

3 集成材

品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種
※集成材	※一般材	※たも ・なら ・しおじ	
・造作用集成材	※1級・2級	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1級・2級	・	
・化粧ばり構造用集成柱	※1級・2級	・	・

項目	特記事項
④ 接着剤	※接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。
⑤ 木材保存剤	※木材保存剤(木材の防腐・防蟻処理)は、非有機リン系とする。 ※防腐・防蟻処理 ・工場における加圧式とし、十分に乾燥をおこなう。 但し、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。

⑥ 床板張り

下張り用床板			
	※無し		
	・有り	※合板張り ・板張り	JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 ※F☆☆☆☆
床板	※単層フローリング(模仕 19.5.2による)		JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 ※F☆☆☆☆
	・縁甲板		※ひのき

項目	特記事項
⑦ 防虫処理	ラワン合板のみ適用(防虫処理証明書の提出)
⑧ その他	木材は、工事現場搬入時に監督員の検査を行う。 尚、含水率は工事現場搬入時の数値とする。 ※ベニヤは合板製とする。

修正後

東百舌鳥中学校職員復旧工事	設計完了日	H31、2
	工事発注日	
特記仕様書2	SCサイズ	−
	原寸紙サイズ	A1

堺市	教育委員会事務局	施設課	(株)彩建築事務所
課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	総括	担当者

A/2

原寸図 0 25 50 75

特記仕様書 [営繕編] [改修工事版]

⑬ 屋根及び樋工事

1 長尺金属板葺

施工箇所	型式	材質	厚さ	金物類	備考

2 下葺材料

ＪＩＳＡ６００５　・アスファルトルーフィング 940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
・一般タイプ　・複層基材タイプ　・粘着層付タイプ

3 折板葺

形式	※重ね形　・はぜ締め形　・かん合形
形状（mm）	山高（　　）山ピッチ（　　）板厚※０．６　・０．８
材料	※塗装溶融５５％ｱﾙﾐﾆｳﾑ亜鉛合金めっき鋼帯(CZACGR-20-Y25)
（規格等）	・
軒先面戸板	※有り　・無し
断熱材	※有り（種別：　　厚さ：　　mm）・無し
耐火性能	※３０分耐火　・無し

4 保証書

受注者、施工者の２者連名にて施工保証５年の保証書２部、
及び製造者による材料保証１０年の保証書２部を提出すること。

⑤ とい

・配管用鋼管（及び排水管継手）
呼び径　・80　・100　・125　・150
防露（標仕 表13.5.4）　※有　・無
※硬質塩化ビニル管（及び排水用硬質塩ビ管継手）カラー品
呼び径　・75　⊙100　・125　・150
・硬質塩化ビニル雨どい
・その他のとい
⊙排除口　・有り　⊙無し
※下がり止め　製造所の仕様による

⑥ とい受け金物

※排水管バンド
※溶融亜鉛めっき(2.8×32)　・ステンレスSUS304(2×32)

※ワンタッチキャップ付アンカー
※溶融亜鉛めっき(4.5×32)　・ステンレスSUS304(3×32)

・その他の受け金物
・

7 ルーフドレンの工法

材種　※鋳鉄製　・ステンレス製SUS304　・
工法　※後付け　・

⑭ 金属工事

1 ステンレス表面仕上げ

種別	施工箇所
・No．２Ｂ	・ステンレス手すり
※ＨＬ	・ステンレスサッシ　・ステンレス手すり　・三方枠
・鏡面	・ステンレスサッシ　・三方枠　・鏡

② アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

種別	施工箇所
・Ａ－１種	・カーテンウォール
・Ａ－２種	・カーテンウォール
⊙Ｂ－１種	※アルミサッシ　水切
・Ｂ－２種	・アルミサッシ　水切
・Ｃ－１種	・アルミ内外装材　・アルミ屋根材
・Ｃ－２種	・アルミ内外装材　・アルミ屋根材
・Ｄ　種	・アルミ内部建材

3 鉄の亜鉛めっき

施工箇所	亜鉛めっきの類別	付着量等の種別
	溶融亜鉛めっき	・Ａ種(550以上)・Ｂ種(450以上)
		※Ｃ種(350以上)
	電気亜鉛めっき	・Ｄ種(20以上)・Ｅ種(13以上)
		・Ｆ種(8以上)

付着量の証明書提出

④ 軽量鉄骨天井下地

ＪＩＳ規格品　野縁等の種類　屋内　※１９形　・２５形
屋外　・１９形　※２５形
インサート　※鋼製　・

5 軽量鉄骨壁下地

・６５形　（Ｈ≦4.0m）　・９０形（4.0m＜Ｈ≦4.5m）
・１００形（4.5m＜Ｈ≦5m）　・５０形（Ｈ≦2.7m 片面貼り）

6 手すり及びタラップ

種類	材料の種別	表面処理の種別
手すり	※ステンレスＳＵＳ３０４	※ＨＬ程度　・鏡面程度
	・鉄	亜鉛めっき　外部　※Ｃ種
		内部　※Ｅ種
タラップ	※ステンレスＳＵＳ３０４	※研磨無し
	・鉄	亜鉛めっき　内外部　※Ｃ種

7 金属成形板張り

材種	製法	材種	寸法	厚さ	表面処理
・スパンドレル型	・押出し・ロール	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製・			・Ｂ－１種
					・Ｂ－２種（　）
・パネル型	※プレス・				・

伸縮調整継手　※設けない　・設ける　（施工箇所は図示）

8 アルミニウム製笠木

部材の種類　・２５０形　・３００形　・３５０形　・
表面処理　※Ｂ－１種又はＡ－１種　・

9 金属既製品及び製作金物

種類	材質	サイズ	表面処理	備考

10 ふっ素樹脂焼付塗装鋼板

※製造所　メーカーリストによる

改11 既存埋込みインサート再使用

新規天井下地の吊りボルト受け等の既存の埋込みインサートの使用。
・吊りボルトの引き抜き試験を行う。
（当該階３ヶ所程度、４０kg程度の荷重にて抜けないことの確認。）

あと施工アンカー
・吊りボルトの引き抜き試験を行う。
（当該階３ヶ所程度、４０kg程度の荷重にて抜けないことの確認。）

⑮ 左官工事

① モルタル塗り材料

吸水調整材及び防水剤の製造所　※メーカーリストによる。

2 床コンクリート直均し仕上げ

下記以外は標仕 表6.2.5及び標仕 15.3.2による。

施工箇所	平たんさ（mm）	備考
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ(ﾊﾟﾈﾙ構法)範囲	１mにつき１０以下	塗料塗りの場合も含む
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ(溝構法)範囲	３mにつき　７以下	

③ 仕上げ塗材

種類	呼び名	仕上げの形状	工法	上塗材(標仕表15.5.1)
⊙薄付け仕上塗材	⊙外装薄塗材 Ｅ	⊙砂壁状	ローラー	
		・着色骨材砂壁状	吹付け	
	・内装薄塗材 Ｅ	・砂壁状	吹付け	
	・可とう形外装薄塗材 Ｅ	・砂壁状	吹付け	
		・ゆず肌状	ローラー	
		・さざ波状		
	・外装薄塗材 Ｓ	・砂壁状	吹付け	
・複層仕上塗材	・複層塗材 ＣＥ	・ゆず肌状	ローラー	※水系アクリル艶有・
		・凸部処理	吹付け	
		・凹凸状		
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状	ローラー	
		・凸部処理	吹付け	
		・凹凸状		
	・複層塗材 Ｓｉ	・ゆず肌状	ローラー	
	・複層塗材 Ｅ	・凸部処理	吹付け	
	・複層塗材 ＲＥ	・凹凸状		
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・砂壁状	吹付け	上吹5mm以上
	・こて塗用軽量塗材	・平たん状	こて塗り	上吹3mm以上

耐候性　・耐候型３種
工法欄の吹付、ローラー、こて塗は、主材の塗付けに適用する。
塗回数は、標仕 表15.5.1による。
複層仕上塗材の上塗りがポリウレタン系、アクリルシリコン系、フッ素系又は
メタリックの場合の塗付量及び塗回数は、標仕 15.5.6(m)(4)(i)による。

4 下地調整塗材

仕上塗材用下地調整塗材　※JISA6916規格品
製造所　※仕上塗材の製造所
工法　※こて　・ローラー　・吹付け
施工箇所　外部打放し面（床版を除く）で薄付け仕上塗材、複層仕
上塗材及び塗装等の下地
内部打放し面で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材、塗装及 びクロス等
の下地
合成樹脂系シーラー　※仕上げ塗材全面

5 仕上塗材の保証

剥がれ、退色について受注者、施工者、製造者の３者連名による保証書を
提出する。
薄付け仕上塗材　３年
複層仕上塗材　水系ウレタン　８年
水系アクリル　５年

6 ロックウール吹付け

工法　・乾式工法　・半乾式工法
施工箇所　・　・　・　・
厚さ　・　・　・　・

7 セルフレベリング材塗り

種類　・石こう系　※セメント系
品質　※ＪＡＳＳ１５Ｍ－１０３による。
厚さ　※１０mm　・

8 目地

※モルタルこて押さえ面については、３m以内に縦横。
（面台の長いものについては中央に１本）
・

改9 床の目地

床の目地の設置及び工法　※押目地　・
室内は、縦横１．８m程度、廊下は３．６m程度の割り付け間隔
既製目地材の適用及び形状　※図示

改10 下地モルタル

・水分測定　１０%以下
・旧塗膜の引っ張り試験　０．４N／mm2以上
・アルカリ測定　９以下

11 樹脂混入モルタル

※エレホン化成工業㈱　ポリマーB、日本化成㈱　ＮＳﾊｲﾌﾚｯｸｽHF-1000
太平洋マテリアル㈱　ＣＸ－Ｂ・太平洋エフェクト同等品以上

⑯ 建具工事

① 見本の製作等

・特殊な建具の仮組（建具番号：　　）

② アルミニウム製建具

外部に面する建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込(mm)	備考
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０	※図示
・Ｂ種	Ｓ－５	・	・	・	
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	・１００	

表面処理　※Ｂ－１種　・Ｂ－２種（※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
屋内建具
表面処理　※Ｃ－１種又はＢ－１種
・Ｃ－２種又はＢ－２種（※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）

3 網戸

防虫網
網の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製
・ステンレス製（ＳＵＳ３１６）

形式　※外部可動式　・固定式

4 樹脂製建具

外部に面する建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－４	※Ｗ－４	※図示	※図示
・Ｂ種	Ｓ－５		・Ｗ－５		
・Ｃ種	Ｓ－６				

⑤ 鋼製建具

簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値
・適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
製品の寸法許容差（ただし書きの建具）
※製造所標準製作規定寸法許容差による
特定防火設備の戸　・適用する
標準型建具　簡易気密型ドアセット　・適用する
製造所　メーカーリストによる

6 鋼製軽量建具

品質規格
※標仕による
・製造所標準仕様による（製造所　メーカーリストによる）
簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値
・適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
標準型建具　簡易気密型ドアセット　・適用する
製造所　メーカーリストによる

7 ステンレス製建具

製品の寸法許容差（ただし書きの建具）
※製造所標準製作規定寸法許容差による
表面仕上げ　※ＨＬ程度　・鏡面仕上げ
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）
特定防火設備の戸　・適用する

8 自動ドア開閉装置

開閉方法	センサーの種類	
※スライディングドア	・マットスイッチ	・電子マットスイッチ
・スイングドア	※光線スイッチ	・音波スイッチ
	・熱線スイッチ	・光電スイッチ

9 自閉式上吊り引戸装置

品質規格　※標仕 16.10.3による
・製造所標準仕様による

10 木製建具

かまち戸の樹種　かまち（　　）鏡板（　　）
ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）
・鳥の子
※合板類は、ＪＡＳで定める ホルムアルデヒド放散量の等級　Ｆ☆☆☆☆
ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）及びパーティクルボード
ＪＩＳで定めるホルムアルデヒド放出量の等級　Ｆ☆☆☆☆

⑪ 建具用金物

マスターキー　・製作する　・製作しない
⊙各ロック　※既存マスターキー合わせ
・

建具金物の種類	品質・規格
・モノロック　・本締まり付きモノロック	ﾒｰｶｰﾘｽﾄによる
・シリンダー箱錠・シリンダー本締まり錠　・ドアクローザ	
・棒錠錠　・ピボットヒンジ	
・ヒンジクローザ・フロアヒンジ	ﾒｰｶｰﾘｽﾄによる

標準型建具
錠前は、レバーハンドル錠とする
尚、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける
吊金物
・丁番（軸はステンレスとする）
・ピボットヒンジ

⑫ ガラス

下記以外は、建具表による
・ガラスブロック　品質ＪＩＳ　Ａ５２１２による

寸法（mm）	色調	パターン	防火認定
	※クリア		※無し
	・乳白　・カラー（　　）		・有り

⑬ ガラスとめ材及び溝

・ガラスとめ材

建具の種類	材種
アルミニウム製	※ガスケット（ＦＩＸ部はｼｰﾘﾝｸﾞ材）　・シーリング材
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

但し、防火戸は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。
板ガラスをはめ込む溝の大きさ
標仕 16.14.3以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は（社）日
本建築学会JASS17ガラス工事「３．１納まり寸法標準」によるほか、性能値が
確認できる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。

14 ガラス用フィルム

名称	種類	貼り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内貼り　・外貼り	飛散防止率Ｄ１

品質　ＪＩＳ　Ａ　５７５９による

15 重量シャッター

開閉形式　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分
・　・５０　・８０　・１２０
危害防止機構　設置しない箇所　・図示
※障害物感知装置（自動閉鎖型）
・シャッターの二段降下方式
一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない

16 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）
スラット　材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板
形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
ガイドレール等　※ステンレス製ＳＵＳ３０４（厚さ１．５mm）　・鋼板製
・　・５０　・６５　・８０

17 オーバーヘッドドア

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ	※バランス式	・スタンダード形	・溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムﾀｲﾌﾟ	・チェーン式	・ローヘッド形	※ステンレス鋼板
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	（ＳＵＳ３０４）
		・バーチカル形	

耐風圧性能による区分
・　・５０　・８０　・１２０

改18 建具改修工事

建具改修範囲及び建具廻りの補修工法　※図示

改19 改修工法

※かぶせ工法　（・溶接工法　・ネジ止工法）
・撤去工法　開口の開け方、補修工法及び範囲　※図示

錆び止め　※日本塗料工業会規格JPMS28(一液形変性エポキシ樹脂さび止め
ペイント)
水抜き穴　※外部下枠部２ヶ所（１０×１０）
建具廻りシーリング　※ポリサルファイド系（２成分）

改20 防火戸

防火戸の指定　・有（図示）　・無
感知器等の連動　※有　・無

改21 養生及び清掃

再使用品（ブラインド、カーテンボックス等）　・有（図示）　・無

⑰ 塗装工事・主として新規の場合

① 材料

※屋内の壁及び天井の塗装仕上げは防火材料とする。
※塗料は、ホルマリン不検出のものとする。
・次の箇所を除き防火材料とする。
（　　）

② 素地ごしらえの種別

木　部　※Ａ種　・Ｂ種(透明塗料塗り)
鉄鋼面　・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
亜鉛めっき鋼面　・Ａ種　・Ｂ種
モルタル、プラスター面　・Ａ種　※Ｂ種
コンクリート、ＡＬＣパネル面　・Ａ種　※Ｂ種
石こうボード、その他のボード面　・Ａ種　※Ｂ種
（但し、目地処理が継ぎ目処理工法の場合は、Ａ種とする。）

③ さび止め塗料の種別

鉄鋼面　※JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント
亜鉛めっき鋼面　・Ａ種　※Ｂ種

④ さび止め塗料塗りの種別

鉄鋼面　見掛かり　※Ａ種　・
見隠れ　※Ｂ種　・
亜鉛めっき鋼面　鋼製の建具　※Ａ種　・
その他　※Ｃ種　・

⑤ 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り塗料の種別(SOP)

※１種

⑥ 木部合成樹脂調合ペイント塗り塗料の種別(SOP)

・Ａ種（屋外）　※Ｂ種（屋内）

⑦ 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り塗料の種別(SOP)

・Ａ種　※Ｂ種

⑧ 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗りの種別（EP）

・Ａ種　※Ｂ種

9 合成樹脂エマルション模様塗料塗りの種別(EP-T)

コンクリート、モルタル、プラスター、石こうボード下地
・Ａ種　※Ｂ種

10 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗りの種別(EP-G)

・Ａ種　※Ｂ種

11 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りの種別(ＮＡＤ)

・Ａ種　※Ｂ種

12 耐候性塗料塗りの種別（DP）

鉄鋼面
上塗り　・１級　・２級　・３級
コンクリート面、押出成形セメント板面
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種

13 クリヤラッカー塗りの種別(CL)

・Ａ種　※Ｂ種

14 ウレタン樹脂ﾆｽ塗りの種別(UC)

・Ａ種　※Ｂ種　・

15 ラッカーエナメル塗りの種別(LE)

・Ａ種　※Ｂ種

16 木材保護塗料塗りの種別(WP)

・Ａ種　※Ｂ種

17 床用塗料塗り

材質　ウレタン樹脂系塗料（※標準色　・　）
仕上種別　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ
塗布量　プライマー塗りのうえ主剤２回塗りとし、
総塗布量は０．５kg／m2以上とする。

18 防塵用塗料塗り

材質　水性アクリル系樹脂塗料（※標準色　・　）
仕上種別　コーティング（ローラー刷毛塗り）
塗布量　主剤２回塗りとし、総塗布量は０．２５kg／m2以上とする。

19 塗装業者

・日本塗装工業会の会員　※監督員の承諾する塗装業者

20 その他

・下、中、上塗りは色を変えること。

東百舌鳥中学校職員復旧工事	設計完了日	H31、2
	工事発注日	
特記仕様書３	ＳＣサイズ	－
	原寸紙サイズ	Ａ１

堺市　教育委員会事務局　施設課						(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	主幹	係長	担当者		総括	担当者

A／3

原寸図　0　25　50　75

平成２３年　３月作成
平成２３年　６月改訂
平成２６年　１月改訂
平成２９年　２月改訂

特記仕様書 [営繕編] [改修工事版]

⑰ 塗装工事・主として塗り替えの場合

項目	特記事項
改1 材料	※屋内の替及び天井の塗装仕上げは防火材料とする。 ※塗料は、ホルマリン不検出のものとする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。 （　　）
改2 一般事項	塗り替えによる既存塗膜の除去範囲　※図示　※塗り替え面積の３０％
改3 木部の下地調整	木部の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装（木部）　※ＲＡ種　・ＲＢ種（透明塗料塗り）
改4 鉄鋼面の下地調整	鉄鋼面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装（鉄部）　※ＲＡ種　・ＲＢ種
改5 亜鉛めっき鋼面の下地調整	亜鉛めっき鋼面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装（亜鉛めっき鋼面）　※ＲＡ種　・ＲＢ種
改6 モルタル面及びプラスター面の下地調整	モルタル面及びプラスター面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装（モルタル面及びプラスター面）　・ＲＡ種　※ＲＢ種
改7 コンクリート、ＡＬＣパネル及び押出成型セメント板面の下地調整	コンクリート及びＡＬＣパネル面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装（コンクリート及びＡＬＣパネル面）　・ＲＡ種　※ＲＢ種 ２液形ポリウレタンエナメル塗り及び常温乾燥型ふっ素樹脂エナメル塗りの場合のコンクリート及び押出成形セメント板面の下地調整 ・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装　※ＲＡ種　・ＲＢ種
改8 せっこうボード及びその他のボード面の下地調整	せっこうボード及びその他のボード面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種 新規塗装（せっこうボード及びモルタル面）　・ＲＡ種　※ＲＢ種 （但し、目地処理が継ぎ目処理工法の場合は、ＲＡ種とする。）
改9 塗料種別	鉄鋼面錆止め種別　JIS K 5674 鉛・クロムフリー錆止めペイント ※Ａ種　・Ｂ種　・
改10 錆止め塗料塗り	鉄鋼面錆止め塗料塗り　※Ｃ種　・ 亜鉛メッキ鋼面錆止め塗料塗り　※Ｃ種　・ 新規鋼製建具等の錆止め塗料塗り工法 ※亜鉛メッキ処理鋼板の下地調整ＲＣ種、種別Ａ種 ２回目の錆止め塗りは原則工事現場 新規鉄骨等の錆止め塗料塗り工法 ※１回目製作工場、２回目工事現場
改11 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	塗料の種類　※１種
改12 木部合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	新規に塗る場合　・Ａ種（屋外）　※Ｂ種（屋内） 塗替えの場合　※Ｂ種
改13 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	新規に塗る場合　※Ｂ種 塗替えの場合　※Ｂ種
改14 亜鉛めっき鋼面合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	新規に塗る場合及び鋼製建具の塗替え　※Ａ種 その他　※Ｂ種
改15 木部フタル酸樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り（FE）	※改修標仕 表7.6.1
改16 鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）	※改修標仕 表7.6.2
改16 アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（ＮＡＤ）	・Ａ種　※Ｂ種
改18 鉄鋼面耐候性塗料塗り（DP）	※新規に塗る場合の下塗り　改修標仕 7.8.2(b) 新規に塗る場合　※Ａ種 塗替えの場合　鉄鋼面の下地調整　ＲＢの場合Ｂ種 塗替えの場合　鉄鋼面の下地調整　ＲＣの場合Ｃ種
改19 亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り（DP）	※新規に塗る場合の下塗り　改修標仕 7.3.3(e) 新規に塗る場合　※Ａ種 塗替えの場合　鉄鋼面の下地調整　ＲＢの場合Ｂ種 塗替えの場合　鉄鋼面の下地調整　ＲＣの場合Ｃ種 ※鋼製建具に用いる鋼板類　改修標仕 7.8.2(b)の工法による
改20 ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押し出し成形ｾﾒﾝﾄ板面耐候性塗料塗り（DP）	※改修標仕 表7.8.3
改21 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP-G）	※Ｂ種（天井見上げ面は工種３省略） 塗り替えの場合のしみ止め ※Ｂ種及びＣ種の場合は、工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする。
改22 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP）	※Ｂ種（天井見上げ面は工種３省略） 塗り替えの場合のしみ止め ※Ｂ種及びＣ種の場合は、工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする。
改23 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り（EP-T）	※Ｂ種 既存膜が合成樹脂エマルション模様塗料塗りの場合 下地調整ＲＢの場合、改修標仕 表7.11.1のＡ種、工種１及び２は既存塗膜除去部分のみ行い既存部分との模様をあわせる
改25 ラッカーエナメル塗り（LE）	・Ａ種　※Ｂ種
改26 ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	・Ａ種　※Ｂ種
改27 木材保護塗料塗りの種別（WP）	・Ａ種　※Ｂ種
改28 塗装業者	・日本塗装工業会の会員　※監督員の承諾する塗装業者
改29 その他	・下、中、上塗りは色を変えること。

⑱ 内装工事

① 接着剤 Ｆ☆☆☆☆タイプ

整紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤は、ホルマリン不検出のものとする。
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性とする。

2 ビニル床シート張り

種類	ＪＩＳの記号	色柄	厚さ（mm）
※発泡層のないもの	※ＦＳ ・ＴＳ	※無地　・マーブル柄	※２．０
・発泡層のあるもの	※ＫＳ ・ＨＳ	※無地　・柄物	

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所　　）

3 ビニル床タイル張り

種類	ＪＩＳの記号	厚さ（mm）	備考
※コンポジションビニル床タイル	ＫＴ	※２	
・ホモジニアスビニル床タイル	ＴＴ ＦＴ	・ ・	

4 帯電防止床タイル貼り

種類	厚さ（mm）	性能
・コンポジションビニル床タイル	※２	体積抵抗値（JIS K6991による） $1.0\times10^{9}\Omega$以下、又は 漏えい抵抗値（JIS A1454による）$1.0\times10^{9}\Omega$未満
・ホモジニアスビニル床タイル	※４．０ 又は4.5	
・		

5 ビニル幅木

高さ（mm）　※ 60　・75　・100

6 カーペット敷き

・繊じゅうたん

種別	パイル形状	帯電性	色柄等	備考
・Ａ種	・カットパイル	人体帯電圧 ※３KV以下 ・	※単一色（無地） ・柄物（標準色）	
・Ｂ種	・ループパイル			
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用			

タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性
・カットパイル	※５～７	※全面接着工法 ・グリッパー工法	人体帯電圧 ※３KV以下
・マルチレベルループ	※４～６		
・レベルループパイル	※４		
・カット、ループパイル併用	・		

・タイルカーペット

種別	パイル形状	電気抵抗値（Ω）	施工箇所
※Ａ種	※ループパイル	※適用しない	
・Ｂ種	・カットパイル	・１０Ω以下	

7 合成樹脂塗り床

	種類	仕上げの種類
薄塗系床材	・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
薄塗系床材	・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑）
厚塗系床材	・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜型塗床工法　平滑仕上げ

⑧ フローリング張り

種別	樹種	工法	仕上げ塗装等	ＪＡＳで定めるホルムアルデヒド放散量の等級
※天然木化粧複合フローリング	※なら ・ひのき	※直張り工法	※塗装品 ・無塗装品	※Ｆ☆☆☆☆ ・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

9 畳敷き

・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種 ※Ｄ種（畳床の記号　※ＫＴ-Ⅰ・ＫＴ-Ⅱ・ＫＴ-Ⅲ）

10 ポリスチレンフォーム床下地材

畳下地	厚さ（mm）	※４０　・６５　８０
フローリング類	厚さ（mm）	※８０　・９５

⑪ 石こうボード及びその他のボード張り

種類	ＪＩＳの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	―	・１５　・２０　・２５
・普通木毛セメント板	―	・１５　・２０　・２５
・無石綿けい酸カルシウム板	０．８ＦＫ	・６　・
・ロックウール化粧吸音板	ＤＲ	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ（※９・１２・　） ・凹凸ﾀｲﾌﾟ（※12・15・19・　）
・ロックウール化粧吸音板（軽天井用）		※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ９（（個）不燃　） ・凹凸ﾀｲﾌﾟ（※12・15）（（個）不燃）
・せっこうボード	ＧＢ－Ｒ	・９.５（準不燃）・１２.５（不燃）
・不燃積層せっこうボード	ＧＢ－ＮＣ	９.５（不燃）化粧無（下地張り用）
・シージングせっこうボード	ＧＢ－Ｓ	１２.５（不燃）
・強化せっこうボード	ＧＢ－Ｆ	１２.５（不燃）１５.０（不燃）
・せっこうラスボード	ＧＢ－Ｌ	９.５
・化粧せっこうボード（木目）	ＧＢ－Ｄ	１２.５（不燃）幅４４０mm程度 模様（※柾目・板目）専用下地材付き
・メラミン樹脂化粧板		ＪＩＳ　Ｋ6903による　厚さ１.２
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	ＭＤＦ	ＪＩＳで定めるホルムアルデヒドの放出量の等級　※Ｆ☆☆☆☆
・パーティクルボード		
⊙化粧石こうボード	ＧＢ－Ｄ	９.５（準不燃）
・化粧石こう吸音ボード	ＧＢ－ＰＤ	９.５（準不燃）

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する　・適用しない

⑫ 合板類張り Ｆ☆☆☆☆タイプ

材種		樹種等	厚さmm	工法
難燃合板		・生地のまま又は透明塗料塗りの場合 ※ラワン合板・ ・不透明塗料塗りの場合 ※しな合板　・	⊙５．５ ・６　・９	・Ａ種 ※Ｂ種
特殊合板	天然木化粧合板	化粧単板 ・ ・そば包みを行う	単板 ※0.3未満 厚さ ※4.2	※Ａ種 ・Ｂ種
	特殊化粧加工合板	表面仕上げの種類 ・	厚さ ※4.0	※Ａ種 ・Ｂ種

13 吸音材

材類	ＪＩＳの記号	厚さ（mm）
・ロックウール吸音ボード１号	ＲＷ－Ｂ	※２５
※グラスウール吸音ボード２号３２Ｋ	ＧＷ－Ｂ	※２５

⑭ 壁紙張り Ｆ☆☆☆☆タイプ

施工箇所	壁紙の種類：紙	織物	塩化ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	防火性能の種別
職員室			○			⊙準不燃　・不燃
						・準不燃　・不燃
						・準不燃　・不燃
						・準不燃　・不燃
						・準不燃　・不燃
						・準不燃　・不燃

素地ごしらえ
モルタル、プラスター面　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所　　）
せっこうボード面　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所　　）
壁紙は、ＩＳＭ、ＲＡＬ又はＳＶ規格のいずれかを満たすものとする。

15 断熱材

種類		施工箇所	厚さ（mm）	品質等
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温板	※２種ｂ	※一般部	※２５ ・	特定フロンを使用しないもの
	※３種ｂ（ｽｷﾝ層付）	・接地部分 ・	※２５ ・	
・現場発泡断熱材		※断熱材補修部分	―	特定フロンを使用しないもの 難燃性※３級　２級
		・一般部 ・	※１５ ・	

製造所　メーカーリストによる

16 浴室天井板

市販品

材質	表面仕上げ	性能	幅（mm）	備考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品 ・アルマイト処理品	準不燃品	※２００ ・１００	回り縁は種付きとし、製造所の標準品とする。
・硬質塩ビ製	※塗装品 ・木目調		※３００ ・１００	

17 保証書

・ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイルのはがれについて
・アリーナ床材の畳床式及び組床式の音鳴り等について
請負者、施工者、製造者の３者連名による保証書を提出すること。
保証年限　５年

改18 他の部位との取合い等

既存間仕切り壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※図示　・壁厚程度（両側）

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※図示　・壁面より両側６００mm程度

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※図示　・既存のまま

改19 既存床の撤去並びに下地補強

合成樹脂塗り床材の除去　・機械的除去工法　・目荒らし工法

⑲ ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア

施工箇所	構法	仕上り高（mm）	適用地震時 水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材
	・ﾊﾟﾈﾙ構法 ・溝構法		・１.０Ｇ ・０.６Ｇ	・３,０００Ｎ ・５,０００Ｎ	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ
	・ﾊﾟﾈﾙ構法 ・溝構法		・１.０Ｇ ・０.６Ｇ	・３,０００Ｎ ・５,０００Ｎ	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ
	・ﾊﾟﾈﾙ構法 ・溝構法		・１.０Ｇ ・０.６Ｇ	・３,０００Ｎ ・５,０００Ｎ	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

表面仕上げの品質・規格等は、１９章内装工事による
スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様（ｺﾝｾﾝﾄ本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示
記録用取り出しパネル　記録取り出し開口：パネル１枚につき
40mm×80mm程度の開口１ヶ所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※２０～３０パーセント
空調用吹き出しパネル　※無し
・有り（※固定式　・可変式　：設置箇所は図示）
製造所　メーカーリストによる
試験方法　ＪＩＳＡ1450による。

2 可動間仕切

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種厚さ(mm)	仕上げ	不燃材料の認定
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式	・	※鋼板 （※0.6　・0.8）	※ﾒﾗﾐﾝ樹脂又はｱｸﾘﾙ樹脂焼付け ・	・有り

品質　ＪＩＳ　Ａ6512によるもの又はメーカーリストによるもの

3 移動間仕切

遮音性能による区分厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	施工箇所
・一般タイプ	※鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	
・遮音タイプ	※鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	

表面仕上げの壁紙張りの品質は１９章内装工事による
製造所　評価名簿による

4 トイレブース

表面仕上げ　※メラミン樹脂系化粧板（標準色　アルミ製コーナーエッジ付き）
・ポリエステル樹脂系化粧板（堺市承認型）
足形状　※幅木型（ｽﾃﾝﾚｽ製）　・足金物型（ｽﾃﾝﾚｽ製）
製造所　メーカーリストによる

5 階段滑り止め

材種　ステンレスＳＵＳ３０４
形状　ビニルタイヤ入り
両端フラットエンド　・無し　※有り（・ｽﾃﾝﾚｽ製　※ビニル製）
幅（mm）　※４０　厚さ（mm）１.２
取付け工法　※接着工法（カールプラグ併用）　・埋込み工法

6 階段手すり

種別	施工箇所
・集成材クリアラッカー仕上げ（市販品　径　約４５mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅　約50mm）	

⑦ 黒板及びホワイトボード

種類		寸法（mm）	色彩	備考
・黒板	※ｽﾁｰﾙｷｰﾛｰ ・焼付け		※緑　・黒	※平面　・局面　・ ・スクリーン付引分
⊙ホワイトボード	※ほうろう		※白	※平面　・局面 ・スクリーン付引分

8 表示標識

衝突防止表示　※図示（市販品　※ステンレス製　径約３０mm　・　　）
・無し
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。
製造所　監督員の承諾する製造所

9 煙突用成形ライニング材

最高使用温度　※６５０℃
製造所　メーカーリストによる

10 キャスタブル耐火物

工法　※こて押さえ
最高使用温度　※４００℃
製造所　監督員の承諾する製造所

11 ブラインド

形式	種類	スラットの材種	スラットの幅(mm)
※横形	※ギア式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※２５
・縦形	・１本操作コード ・２本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・８０ ・１００

12 ロールスクリーン

防炎性能　※有り

13 カーテン

施工箇所	形式：片引	引分	装置：電動	ひも引	手引	名称品質	ひだの種類
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		

製造所

14 カーテンレール

材種　※アルミニウム製　・ステンレス製
形式　・片引き　・引分け（※暗幕用は３００mm以上は召合せの重掛けとする）

平成２３年　３月作成
平成２３年　６月改訂
平成２６年　１月改訂

東百舌鳥中学校職員復旧工事	設計完了日　H31、2
	工事負担日
特記仕様書４	ＳＣサイズ　―
	原寸紙サイズ　Ａ１

堺市　教育委員会事務局　施設課　(株)彩建築事務所

課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	総括	担当者

A／4

原寸図　0　25　50　75

特記仕様書 [営繕編] [改修工事版]

⑲ ユニット及びその他工事

15 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・市販品（アルミニウム製　押出し製材）
溝幅×深さ（mm）　※90×150　・120×80　・120×150　・150×80
色彩　※Ｂ－１　・Ｂ－２（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

16 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
・垂直方向	※完全（金属通型）スリット	・耐火型	・有り
・水平方向		・非耐火型	・無し

目的	内壁（幅×深さ）	外壁（幅×深さ）
目地材	シーリング材（見え掛かりのみ）	シーリング材（内外とも）
目地寸法(mm)	※２０×１０	※２０×１０

製造所

17 止水板

形状　・差込式　・据置式　・埋殺し式
製造所

⑱ 天井点検口

形状　アルミニウム製（※額縁タイプ　・目地タイプ）
製造所　メーカーリストによる

19 床点検口

形状　アルミニウム製（受け枠　※アルミ製　・ステンレス製）
製造所　メーカーリストによる

20 鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	耐荷重による種類
・鋼製書架	ＪＩＳ　１０３９の規格による	水平荷重Ⅰ又は水平荷重Ⅱ
・鋼製物品棚	ＪＩＳ　１０４０の規格による	※１種　・２種　３種

21 かぎ箱

市販品
形式　・３０組用　・６０組用　・１２０組用

22 くつふきマット

市販品
材質　・塩化ビニル製（ｺｲﾙ状ｽﾃﾝﾚｽ製受枠）　・ビニル製（ｽﾃﾝﾚｽ製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも）　・ステンレス製（受枠とも）

㉓ 流し台ユニット

種類	寸法（Ｌ＝mm）	適用内容	規格・品質等
⊙流し台	※ 1200 ・1500 ・1800	トラップ付き	※優良住宅部品
・コンロ台	※　600 ・700	ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ　※有り	(ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝⅠ型)
・つり戸棚	※ 1200 ・900 ・600		・
・水切り棚	※ 1200 ・900	ステンレス製　※１段式　※市販品	

24 場内掲示板

枠の材質　※アルミニウム製
表面の材質　※掲示板用クロス

25 洗面カウンター

材種　・ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板張り（心材：集成材）・人工大理石（仕様　※図示）
奥行き(mm)　・約４５０　・約６００

26 防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ（mm）	高さ（mm）	備考
※網入り磨板ガラス	※6.8	※５００	アルミ製枠付き
・縁入り磨板ガラス	・	・	

・可動式

種類	材質	高さ（mm）	備考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※５００ ・８００ ・	ガードレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転下降式	鋼板製又はｱﾙﾐ製	※５００ ・８００ ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知連動及び手動開放装置（埋込型）

27 誘導用及び注意喚起用床材

屋内　※塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（※３００　・　）
・レジンコンクリート製
屋外　※レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質ﾀｲﾙ(※３００　・　)

28 敷地境界石標

・Ａ種　※Ｂ種

29 旗竿

材質　※アルミニウム合金製
形式　※テーパー型　・同一断面型
地上高さ(m)　・６　・８　・１０　・１２
操作方法　※ハンドル式　・ロープ式
固定方法　・埋込式　・ベース式　・バンド式
製造所

30 旗竿受金物

材種　ステンレス製ＳＵＳ３０４

31 フェンス

・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス
製造所　メーカーリストによる

32 屋外掃除板

照明器具　※有り　・無し
施錠　※有り　・無し
製造所

33 車止め支柱

ステンレス製（上下式鎖内調型）
径１１４.３mm　t＝2.5mm　Ｈ＝ＧＬ＋７００mm
※スプリング付　・スプリング無し

㉞ 収納・収納家具

※合板類のＪＡＳで定めるホルムアルデヒドの放散量の等級はＦ☆☆☆☆とする。
ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）及びパーティクルボードのＪＩＳで定めるホルムアルデヒドの放散量の等級
※Ｆ☆☆☆☆

35 エキスパンション・ジョイント金物

材質　・アルミ　・ステンレス
クリアランス　・５０　・１００　・１５０
耐火性能　・有り（　）・無し
製造所　メーカーリストによる

⑲ ユニット及びその他工事

36 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。

・採取条件　評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号）（以下「評価方法基準」という。）第５の６－３の（３）のイに定める採取条件。

・測定者　監督員が承諾する専門業者。

・測定方法　構価方法基準５の６－３の（３）のロただし書きに定める測定の方法。

	住　宅	学校・その他
測定物質	ホルムアルデヒド トルエン、キシレン エチルベンゼン、スチレン	ホルムアルデヒド トルエン、キシレン エチルベンゼン、スチレン パラジクロロベンゼン（学校のみ）
測定住戸等	○戸、各住戸２室	○○教室、○○教室、 ○○教室、○○教室、

20 排水工事

1 排水管

排水管用材料

材種	管の種類	管形状（接合方法）
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（※１種　・２種）	Ｂ形（ゴム接合）
・硬質塩化ビニル管	・ＶＰ　・ＶＵ	

車道部の排水管の敷設　※図示
・砂基礎（地業厚さ２０ｃｍ以上　材料　山砂の類）

2 排水桝及びふた

・鋳鉄製マンホールふた

種類	適用荷重
・水封形	・Ｔ－　２用
・簡易気密形（パッキン式）	・Ｔ－　６用
・密閉形（テーパー・パッキン式）	・Ｔ－１４用
・中ふた付密閉形	・Ｔ－２０用
	・Ｔ－２５用

製造所　メーカーリストによる

・グレーチングふた

材質	形式	種類	適用荷重	ﾒﾝﾊﾞｰﾋﾞｯﾁ	上面形状
・鋼製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製	※受枠付き ・ ボルト固定 ※無し ・図示	・桝ふた用 ・かさ上げ用 ・Ｕ字溝用	・Ｔ－　２用 ・Ｔ－　６用 ・Ｔ－１４用 ・Ｔ－２０用 ・Ｔ－２５用	※細目 ※普通目 ・細目	※凹凸形 ※平形 ・凹凸形

製造所　メーカーリストによる

・鋼板製溝ふた

材質	仕上げ	種類	適用荷重	備考
・鋼製	※溶融亜鉛めっき ・	・溝ふた用 ・	・	

3 埋戻し土

※Ｂ種

4 浸透管及び浸透桝

製造所　メーカーリストによる

21 舗装工事

1 盛り土に用いる材料

・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種

2 遮断層及び凍上抑制層の材料

遮断層　※川砂、海砂又は良質な山砂
凍土抑制層　※再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切り込み砂利　・砂

3 路床安定処理

※添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（　）・消石灰（　）
添加量　kg／m3　（目標ＣＢＲ　※５以上　・　）

4 路床土の支持力比試験

※行う　（※乱した土　・乱さない土）

5 路床締め固め度の試験

※行う

6 路盤材料

※再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）
クラッシャラン（Ｃ－４０）又はクラッシャランスラグ（ＣＳ－４０）
透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの

7 アスファルト舗装

舗装の種類	車道部の基層
※アスファルト舗装	※無し　・有り

アスファルト　※再生アスファルト　・ストレートアスファルト

加熱アスファルト混合物の種類

区分	※一般地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（１３） ・細粒度アスファルト混合物（１３）
基層	・粗粒度アスファルト混合物（２０）

シールコート　※行わない　・行う（施工範囲　）
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う
コア抜き試験　・行わない　※行う

8 カラー舗装

カラー舗装の構成及び厚さ（単位：mm）

	舗装の種類	部位	カラー舗装の厚さ
加熱系	アスファルト混合物 石油樹脂系混合物	車道部（基層なし） 車道部（基層あり） 歩道部	※図示　・５０ ※図示　・３０ ※図示　・３０
常温系	ニート工法 塗布工法	車道部及び歩道部	３～５ １程度以下

カラー舗装の着色骨材　・有色骨材（焼成）
・有色骨材（樹脂被膜）

21 舗装工事

9 透水性舗装

アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う

10 ブロック系舗装

・コンクリート平板舗装

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	目地材
※普通平板(N)　・カラー平板(C) ・洗出平板(W)　・擬石平板(S)	※３００角 ・	※６０	※砂 ・モルタル

・インターロッキングブロック舗装

種類	厚さ（mm）		色彩及び表面加工等
※標準ブロック ・透水性ブロック ・誘導、注意喚起用ブロック	車道部 歩道部	※８０ ※６０	※標準品 ・ 誘導、注意喚起用は黄色とする
・植生ブロック　、	※８０　・１００		

製造所　メーカーリストによる

・舗石舗装

種類	厚さ（mm）	施工方法	基層
※小舗石（花こう岩）	※８０～１００	※うろこ張り	・コンクリート舗装
・	・	・	・

11 路面表示用塗料

・品質　ＪＩＳ　Ｋ５６６５による　※３種１号
・寸法　幅（mm）　※１５０　厚さ（mm）　※１.０
・施工　溶融式

22 植栽工事

1 樹木の植栽基盤整備

芝及び地被類

適用	有効土層の厚さ（ｃｍ）	工法	整備範囲
※行う　・行わない	※２０	※Ｂ種	※植栽範囲　・図示

樹木

樹木の樹高（m）	有効土層の厚さ（ｃｍ）	工法	整備範囲
・１２以上	※１００	※Ａ種	・業張りの範囲
・７以上～１２未満	※８０	・Ｂ種	
・３以上～７未満	※６０	・Ｃ種	但し、低木は植栽範囲
・３未満	※５０	・Ｄ種	・図示

工法Ｄ種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。　但し、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植え込み用土で盛土を行う。

2 植込み用土

※現場発生土の良質土　・客土（※真砂土　・　）

3 土壌改良材

混入量（１m3当り）
・真砂土　７００ﾘｯﾄﾙ
※ピートモス（石灰調整済ＰＨ７）　２００ﾘｯﾄﾙ
※黒よう石系パーライト　１００ﾘｯﾄﾙ

4 支柱材

※杉の丸太　・竹
（加圧式防腐処理丸太）

5 幹巻き用材料

※幹巻き用テープ　・わら及びこも

6 芝張り

種類
※こうらい芝　・野芝

㉓ その他工事

<書類保管箱>

サイズ　Ａ４ファイル収納用
材質　段ボール

<完成図作成要領>

1．完成図は、発注（契約）工事ごとに工事完成時における現状を示したものであること。
2．完成図原図
完成図原図は、業者（現場代理人）及び整理事務所の押印の後、提出。
原設計図を修正する場合は、第２原図を作成すること。（当該図面のみ）
原図、第２原図（設計図）とも提出のこと。
内容（電子データで提出する図面）
①完成図原図
原則として、設計図を修正すること。（設備工事では、施工図の修正でもよい。）
屋外配管（設備工事）については、埋設深さ・建物等目印よりの寸法を記入すること。
②施工図（外装の石、金属板張り、カーテンウォール、エレベーター等）
③制御回路図（エレベーター、圧送給水システム等）

3．製本図面
市確認後に完成図原図を青焼き背張製本したもの。
部数は、２部（新築住宅建設工事は３部）とする。発注（契約）工事ごとに製本する。
仕様
①製本の色（発注工事ごと）
建築（緑・ＤＢ１５０３）［Ａ・Ｓ・Ｖ］、電気（赤・ＤＢ２０１２）、
機械（青・ＤＢ２００７）［Ｊ・Ｋ・Ｍ］、ガス（黄・ＤＢ２０１４）とする。
［］内英字は工事種別です。
②表紙の文字
工事名称・完成年月日・整理事務所名（自主整理は不要）・請負業者名の順に印字する。
可能な場合は、背の部分に工事名称のみ印字する。

4．施工図製本（建築工事）
各専門工事ごとに背張製本を１部提出のこと。（原図と同サイズ）

5．機器完成図（設備工事）
Ａ４版チューブファイル（表紙の記入内容は製本図面に同じ）にて２部提出のこと。
内容
①提出した機材使用願による主要機器。
②各種試験成績表
③各種検査合格書
④保証書
⑤保守に関する指導案内書（取扱説明書）

6．完成図電子データー
①提出用メディア
ＣＤ（７２０ＭＢ）１枚に発注（契約）ごとに全図面を１枚に入れて提出する。
ラベルには、竣工年月（西暦）・工事名称を記入すること。

<工事現場用表示板>

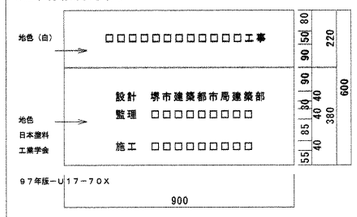

注　1．設計整理が同一の場合は
設計
整理　堺市建築都市局建築部
と記入する。
2．常用漢字を使用し書体は角ゴシックとし黒とする。
3．亜鉛鉄板製とし桟木を裏打ちし補強する。
4．取付場所は工事用進入口の見えやすい所に取り付けること。

府道堺かつらぎ線（別所地域）の区間においては、長期にわたり歩行者の安全を確保するための整備工事等実施している上、大型車両の交通量が著しく増大していることから、歩行者の安全確保と交通量の抑制を図るため、迂回ルートの検討により大型車両の通行は控えること。

平成２３年　３月作成
平成２６年　１月改訂
平成２９年　２月改訂
平成３０年　２月改訂

東百舌鳥中学校職員復旧工事	設計完了日	H31、2
	工事発注日	
特記仕様書５	ＳＣサイズ	－
	原寸紙サイズ	Ａ１

堺市　教育委員会事務局　施設課						(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	主幹	係長	担当者		総括	担当者

A／5

原寸図　0　25　50　75

別紙１特記仕様書

２章　仮設工事（仮囲い図面）

Ａ　鋼管製Ｈ＝１８００仮囲い図面

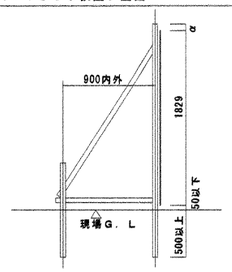

仕　様	
本　柱	鋼管４８．６φ　@２０００
控　柱	鋼管４８．６φ　@４０００
足元つなぎ	鋼管４８．６φ　@４０００
鋼管ジョイント	クランプ止めとする。
胴　縁	桃木６０×３０本柱に番線止め。
頭つなぎ	鋼管４８．６φ
カラー鉄板	波板、０．１９Ｘ７６２Ｘ１８２９
備　考	

Ｂ　鋼管製Ｈ＝２０００仮囲い図面

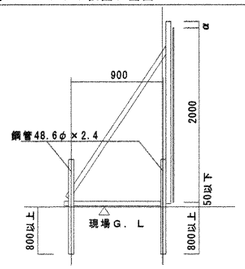

仕　様	
本　柱	鋼管４８．６φ×２．４　@２０００
控　柱	鋼管４８．６φ×２．４　@２０００
足元つなぎ	鋼管４８．６φ×２．４　@２０００
鋼管ジョイント	クランプ止めとする。
胴　縁	鋼管４８．６φ×２．４
根がらみ	鋼管４８．６φ×２．４
頭つなぎ	鋼管４８．６φ×２．４
成形鋼板	（ｔ）１．２×５００×２０００
	新品と同程度とする。
備　考	

Ｃ　鋼管製Ｈ＝３０００仮囲い図面

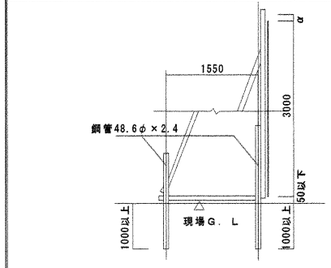

仕　様	
本　柱	鋼管４８．６φ×２．４　@２０００
控　柱	鋼管４８．６φ×２．４　@２０００
足元つなぎ	鋼管４８．６φ×２．４　@２０００
鋼管ジョイント	クランプ止めとする。
胴　縁	鋼管４８．６φ×２．４
根がらみ	鋼管４８．６φ×２．４
頭つなぎ	鋼管４８．６φ×２．４
成形鋼板	（ｔ）１．２×５００×３０００
	新品と同程度とする。
備　考	

ガードフェンス図面

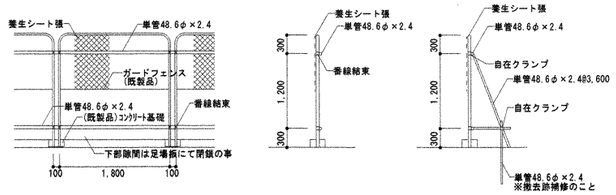

６章　コンクリート工事

６．３．４水
水は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の附属書３(規定)［レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水］による。
ただし、「設計基準強度が３６N/mm2を超える高強度コンクリートの場合」は回収水を使ってはならない。

６．４．４計画調合
ＪＩＳＡ５３０８（レディーミクストコンクリート）の配合による配合計画書を監督員に提出し承諾を受ける。

６．４．５調合管理強度
鉄筋コンクリートによる構造体の総合的耐久性の計画供用期間は「標準」とし、調合管理強度は、設計基準強度（Ｆｃ）に構造体強度補正値（Ｓ）を加えたものを満足する値とする。ただし、無筋コンクリート、土間その他コンクリートを除く。

構造体強度補正値（Ｓ）
Ｓ＝３Ｎ／ｍｍ２　　２月２１日より６月３０日及び９月２１日より１２月２０日
Ｓ＝６Ｎ／ｍｍ２　　１２月２１日より２月２０日及び７月１日より９月２０日

６．６．１工事現場内運搬
コンクリートの圧送に先立ち水を圧送し、次いで富調合モルタルを圧送する。
配合は、セメント量７００kg／ｍ３（容積比１：２）以上とする。
圧送されたモルタルは型枠内に打ち込まないこと。

６．７．１養生
コンクリート打ち込み後、７日間は散水その他の方法で湿潤を保つ。

６．９．６型枠の存置期間及び取り外し
床スラブ、屋根スラブ、及び梁下のせき板は原則として支柱を取り外した後に取り外す。
支柱の存置期間は、原則としてスラブ下、梁下とも材齢２８日とする。

６．１０．２材料試験
塩分試験
砂の塩分試験（ＪＡＳＳ５Ｔ－２０２）は生コンプラントの報告書を計画配合決定時に提出。

Ａ、アルカリシリカ反応性試験
※行う　　⊙行わない
骨材は当初及び品質が変わった場合下記のｂ）試験方法により試験を行う。
ただし、品質が変わった場合でＩ類コンクリートは製造工場の管理試験結果提出により試験を省略できる。
※区分Ａ（ＪＩＳＡ５３０８）（無害と判定されたもの）の骨材を使用する。

ａ）使用骨材
・区分Ｂ（ＪＩＳＡ５３０８）（無害と判定されないもの又は、試験を行っていないもの）の骨材を使用する。

ｂ）試験方法
下記の内から選定し公共試験所にて実施する。

１．化学法（ＪＩＳＡ５３０８）付属書－７）
２．迅速法　（財）日本建築総合試験所、ＧＢＲ促進法ＪＩＳＡ１８０４）
３．モルタルバー法（ＪＩＳＡ５３０８、付属書－８）
試験回数　※１回　　・　　回

Ｂ、コンクリート中の塩化物量
コンクリートに含まれる塩化物は０．３０ｋｇ／ｍ３（Ｃｌ⁻量）以下とする。

Ｃ、塩化物量の試験
測定器　（一財）国土開発技術研究センターの技術評価を受けたものとする。
試料の採取　下記により、試験値は同一試料における３回の平均値とする。
試験回数は、コンクリートの種類が異なるごとに１日１回以上かつ、１５０ｍ３ごと及び、その端数につき１回以上。
但し、最初の測定は打ち込み当初とする。
不合格の場合の処置は監督員の指示による。

Ｄ、呼び強度の選定
打設時期に見合う呼び強度は標準品及び特注品の内から選定する。
（注）上記の各種試験費用は受注者の負担とする。

Ｅ、コンクリートの各種強度試験

試験の種目	試験の目的	養生方法	材齢	試験場所	監督員の立会
試験の調合強度の確認試験	①計画強度の確認	標準養生	２８日 ※やむを得ない場合７日とし、材令２８日を推定する。	生コンプラント	有
調合管理強度の管理試験	②調合管理強度の管理	標準養生	２８日	生コンプラント	有
構造体のコンクリート強度の推定試験	③構造体コンクリートの２８日圧縮強度の推定	現場水中養生	２８日	登録試験所	無
	④型枠取り外しの時期決定	同上	必要に応じて定める	生コンプラント	無
	⑤構造体コンクリートの材齢２８日及び材齢２８日を超え９１日以内の圧縮強度の推定（注）	工事現場における鉄かん養生	２８日及び ２８日を超え９１日以内	登録試験所	無

（注）　下記＜２＞を満足しないと想定される場合

＜１＞　②の試験結果、次の(1)又は(2)を満足すれば合格とする。
(1)１回の試験結果は、調合管理強度の８５％以上とする。
(2)３回の試験結果の平均値は、調合管理強度以上とする。

＜２＞　③の試験結果、次の(1)又は(2)を満足すれば合格とする。
(1)材齢２８日までの平均気温が２０℃以上の場合は、１回の試験結果が、調合管理強度以上とする。
(2)材齢２８日までの平均気温が２０℃未満の場合は、１回の試験結果が、設計基準強度に３Ｎ／mm2を加えた値以上とする。
上記(1)及び(2)を満足しなかった場合は、材齢２８日の圧縮強度試験の１回の結果が設計基準強度に０．７を乗じた値以上であり、かつ⑤の１回の試験結果が設計基準強度に３Ｎ／mm2を加えた値以上であれば合格とする。

注）上記の各種試験費用は受注者の負担とする。
③④⑤の受け入れ検査については受注者自ら実施すること。
※無筋コンクリート、土間その他コンクリートは、強度試験を省く。
＜参考＞標準配合表（ＪＩＳＡ５３０８レディーミクストコンクリート）
＊砕石
・粗骨材の最大寸法２０ｍｍ
・密度（g/cm3）（細骨材２．５６、粗骨材２．６４、セメント３．１６）
・粗骨材率２０ｍｍ５８％
・空気量４．５％

◆土間その他コンクリート　　（土間コンクリート（鉄筋、無筋）、Ｌ型よう壁、現場打金所等）

呼び強度	W／C %	スランプ cm	S／A %	単位水量 kg／m3	絶対容積(l/m3) セメント	絶対容積(l/m3) 細骨材	絶対容積(l/m3) 粗骨材	重量（kg／m3） セメント	重量（kg／m3） 細骨材	重量（kg／m3） 粗骨材	
１８	６８	１５	45.6	188	87	311	371	274	786	979	ＡＥ減水剤使用
		１８	47.0	196	91	314	354	288	804	935	ＡＥ減水剤使用
２１	６３	１５	45.4	184	92	308	371	292	788	979	ＡＥ減水剤使用
		１８	46.5	195	98	308	354	310	788	935	ＡＥ減水剤使用

◆鉄筋コンクリート　　（構造体に使用するコンクリート）

・設計基準強度（Ｆｏ）＝２１Ｎ／ｍｍ２の場合

打設期間	呼び強度	W／C %	スランプ cm	S／A %	単位水量 kg／m3	絶対容積(l/m3) セメント	絶対容積(l/m3) 細骨材	絶対容積(l/m3) 粗骨材	重量（kg／m3） セメント	重量（kg／m3） 細骨材	重量（kg／m3） 粗骨材	
2/21～6/30及び 9/21～12/20	２４	５７	１５	44.6	183	102	299	371	321	765	979	ＡＥ減水剤使用
			１８	49.0	180	100	331	344	316	847	906	高性能ＡＥ減水剤使用
12/21～2/20及び 7/1～8/20	２７	５３	１５	44.0	183	109	292	371	345	748	979	ＡＥ減水剤使用
		５４	１８	48.4	180	105	324	346	333	829	913	高性能ＡＥ減水剤使用

・設計基準強度（Ｆｏ）＝２４Ｎ／ｍｍ２の場合

打設期間	呼び強度	W／C %	スランプ cm	S／A %	単位水量 kg／m3	絶対容積(l/m3) セメント	絶対容積(l/m3) 細骨材	絶対容積(l/m3) 粗骨材	重量（kg／m3） セメント	重量（kg／m3） 細骨材	重量（kg／m3） 粗骨材	
2/21～6/30及び 9/21～12/20	２７	５３	１５	44.0	183	109	292	371	345	748	979	ＡＥ減水剤使用
		５４	１８	48.4	180	105	324	346	333	829	913	高性能ＡＥ減水剤使用
12/21～2/20及び 7/1～8/20	３０	４９	１５	43.1	184	111	312	357	376	719	979	ＡＥ減水剤使用
		５０	１８	47.4	180	114	313	348	360	801	919	高性能ＡＥ減水剤使用

※ＡＥ減水剤の量はセメント質量の０．２５％使用の場合。
高性能ＡＥ減水剤の使用量はセメント質量１．５％使用の場合。

東百舌鳥中学校職員復旧工事		設計完了日	H31、2
		工事発注日	
別紙１　特記仕様書		ＳＣサイズ	－
		原寸紙サイズ	Ａ１

堺市　教育委員会事務局　施設課					(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	主幹	係長	担　当　者	総括	担当者

A／6

平成２３年　３月作成
平成２６年　１月改訂
平成２９年　２月改訂
平成３０年　５月改訂

原寸図　0　25　50　75

別紙２特記仕様書

１８章　塗装工事（ウレタン樹脂ワニス塗り　ＵＣ　ＪＩＳＫ５９６１　２種）

１．フローリングブロック

	行程	塗料・その他	塗布量（ｋｇ／ｍ２）
	素地ごしらえ	共仕１８．５．４（ｂ）によりスチールパッド＃０～３又は研磨紙＃８０～１８０	
1	下塗り（１回目）	ウレタン樹脂ワニス	０．０８～０．１０
2	研磨	研磨紙＃１８０	
3	中塗り（２回目）	ウレタン樹脂ワニス	０．０８～０．１０
4	研磨	研磨紙＃１８０～２４０	
5	上塗り（３回目）	ウレタン樹脂ワニス	０．０８～０．１０

２．フローリングボード

	行程	塗料・その他	塗布量（ｋｇ／ｍ２）
	素地ごしらえ	共仕１８．５．４（ｂ）によりスチールパッド＃０～３又は研磨紙＃８０～１８０	
1	下塗り（１回目）	ウレタン樹脂ワニス	0.08
2	研磨	研磨紙＃１８０	
3	中塗り（２回目）	ウレタン樹脂ワニス	0.07
4	研磨	研磨紙＃１８０～２４０	
5	中塗り（３回目）	ウレタン樹脂ワニス	0.07
6	研磨	研磨紙＃１８０～２４０	
7	中塗り（４回目）	ウレタン樹脂ワニス	0.07
8	研磨	研磨紙＃１８０～２４０	
9	上塗り（５回目）	ウレタン樹脂ワニス	0.07

３　注
１．ウレタン樹脂ワニスは一液形湿気硬化型とする。
２．加熱残分３８％以上とする。
３．塗布量は平らな面の単位面積に付着させるべき塗料（薄める前の塗料）の標準量であって、実際の使用量は塗装面の状況、塗料の避けられない損失などについて余分に見込まなければならない。
４．素材の含水率は９％以下とする。（全乾重量法）

１２章　木工事（体育館兼講堂にのみ適用する。）

フローリング　楢又は樺（１等）厚さ１５板巾６４～７５　板長さ５００mm以上且つ平均の長さ８２０mm以上防虫加工証明付き。
工法は、釘打ち及び全面接着剤併用（酢酸ビニール系エマルジョン接着剤ＪＩＳＫ６８０４）

構造材　ＪＩＳ　１等と同等品以上（含水率２０％以下）（質量比）

土台、束、大引	米桧１等
根太	米桧１等　芯持材
根がらみ、木造軸組（間柱）	米桧１等
下地材	米栂１等

造作材

ステージ枠、框	シオジ積層材
控室出入口、沓摺	シオジ
カーテンボックス	米栂　上小節
木製階段	米栂　上小節
巾木	米栂　上小節
出入口三方枠（窓枠）	米栂　上小節
窓枠、額縁	米栂　上小節
スノコ板（受桟共）	桧　上小節

２０章　ブラインド　（学校の場合適用する）

材料　アルミニウム合金ベネシャンブラインド
手動式シングルコードタイプ（ギヤ式）
内部用、振れ止め装置付
スラット巾３５mm

製作所　ニチベイ、立川ブラインド、トーソー、エスエム工業

２０章　暗幕仕様　（学校の場合適用する）

使用生地

ポリエステル、アクリル系の素材１００％のいずれかとし、防火ラベル（イ）を１ヶ所に付１枚つける。
・契約業者は使用生地見本とメーカーの出荷証明書を提出し、現場確認の上施工するものとする。

暗幕性能

収縮率				耐光堅牢度	洗濯堅牢度			
たて		よこ			変退色		汚染	
（％）	ドライ	（％）	ドライ	（級）	（級）	ドライ	（級）	ドライ
1	1	1	1	４以上	４－５	４－５	４－５	４－５

遮光性能　使用箇所により「２３．＜参考＞暗幕生地」の表による性能を満足するもの。

暗幕用カーテンレール及びブラケット

材質及び寸法

使用生地見本とメーカーの出荷証明書を提出し、現場確認の上施工する。
金属製カーテンレール（ＪＩＳＡ４８０２）
レール巾＝４０以上（但し「暗幕及びカーテンレールの表中に明記あるものはその寸法。）
取付は、金属製ブラケット止めとする。（図中に明記ある場合はその方法。）

カーテン加工、仕上げ

生地は１巾標準（１又は１．２ｍ）とし、耳の継ぎ代は片側１５mmとし、丈は上下で２００mm折り返しを取る。
但しＨ＝２，０００を越えるものは丈は上下で３００mmをとる。
ひだの種類は「プレーンひだ、片ひだ」とする。
タッセル巾は５cmで２重縫製とし、タッセル掛けはダイカストとする。
暗幕、床とのクリアランスは２０mmとする。
体育館兼講堂に於いて１階正面、側面出入口と２階ギャラリー部分のフックはヒモ吊とし、それ以外は、フック縫いつけとする。
色等は学校及び市監督員との打ち合わせの上決定する。

２０章　暗幕及びカーテンレール

教室名	取付場所	暗幕仕上がり寸法 巾	丈	両引き片引きの区分	暗幕の交差巾	箇所数	数量	取付場所	暗幕レールの種類	暗幕レールの交差巾	暗幕レールランナーのピッチ
理科室	A通 外部窓側	６３５０	２７５０	両引き	５００	１	２	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
理科室	B通 廊下側	６３５０	２７５０	両引き	５００	１	２	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
図書室	外部窓側	５７５０	２７５０	両引き	５００	１	２		Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
図書室	廊下側	６４５０	２７５０	両引き	５００	１	２		Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
図書室	屋内	４４００	２７５０	片引き		１	１		Ｗ≧４０		@１５０以内
美術室（中学校）	外部窓側	６３５０	２７５０	両引き	５００	１	２	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
美術室（中学校）	廊下側	６３５０	２７５０	両引き	５００	１	２	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
体育館兼講堂（小学校）	１Ｆ 正面出入口	２５００	２６３５	両引き	３５０	２	４	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧４０	４００以上	@１５０以内
	１Ｆ 側面出入口	２３００	２１４５	片引き		４	４	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧３０		@１５０以内
	１Ｆ 身障用出入口	１３５０	２１４５	両開き	３００	１	２	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧３０	４００以上	@１５０以内
	２Ｆ ギャラリー	１５４３５	３２６５	両引き	１０００	２	４	建具・額縁	Ｗ≧４０	１１００以上	@１５０以内
		２８９０	３２６５		５００	２	４	建具・額縁	Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
	倉庫窓（外部側）	１８８０	１１００	片引き		１	１	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧２０		@１５０以内
	倉庫窓（体育室側）	１０００	６００	片引き	５００	１	１	建具額縁	Ｗ≧２０		@１５０以内
体育館兼講堂（中学校）	１Ｆ 正面出入口	２４５０	２８５０	両引き	３５０	２	４	建具額縁	Ｗ≧２０	４００以上	@１５０以内
	１Ｆ 側面出入口	２３００	２１６０	片引き		３	３	建具額縁	Ｗ≧３０		@１５０以内
	２Ｆ ギャラリー	１８５０５	４６５０	両引き	１０００	２	４	暗幕ＢＯＸ	Ｗ≧４０	１１００以上	@１５０以内
	倉庫窓（外部側）	１１００	１８００	片引き		１	１	建具額縁	Ｗ≧２０		@１５０以内
	倉庫窓（体育室側）	１１００	６００	片引き		１	１	建具額縁	Ｗ≧２０		@１５０以内
コンピュータ教室	外部窓側	９２５０	２６００	両引き	５００	１	２		Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
コンピュータ教室	廊下側	９２５０	２６００	両引き	５００	１	２		Ｗ≧４０	６００以上	@１５０以内
特別教室と準備室との出入口	建具Ｗ＝９００	９００	１０００	片引き	レール長さ＝880	1	１		Ｗ≧２０		@１５０以内
特別教室と準備室との出入口	建具Ｗ＝８００	８００	１０００	片引き	レール長さ＝780	1	１		Ｗ≧２０		@１５０以内

注）建具面からレール面まで３４mm以下、ブラケット３ヶ所

※寸法については、現場確認の上決定する。

２０章　＜参考＞暗幕生地

遮光性能	室	メーカー	品名・品番
遮光１級	美術教室（中学校のみ） 体育館兼講堂	メーカー、品番は「建築材料指定メーカーリスト」による。	
遮光２級	理科教室 図書室 多目的室		
遮光３級（ＴＶモニターを使用する場所）	コンピュータ教室		

１章＜別表＞

・書類保管箱

サイズ　Ａ４ファイル収納用
材質　段ボール

・建設リサイクル法「分別解体の届出」

１．適　用
１）　本仕様書は、公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）により、堺市建築部が発注する工事に適用する。

２．建設副産物の処理
１）　受注者は、工事の施工により発生する建設発生土の処理及びコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥等の建設廃棄物の処理にあたって、適切な処理が計画的に行われるよう発生土処理計画書及び廃棄物処理計画書並びに発生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式（建設リサイクルガイドライン）により作成し、施行計画書に含め監督員に提出、承認を得なければならない。
また、建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。

２）　本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリートガラ		
アスファルトガラ		
木　材		
建設発生土		

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

３．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
１）　本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）施行令で定める工事の種類、規模の基準に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）
①分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　□ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　）	その他の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注１）　適用となる事項の □ にチェックする。

「この特記を使用する対象工事」
・建築物の新築・増築　　床面積の合計５００㎡以上
・建築物の修繕・模様替（リフォーム等）　　請負代金の額１億円以上

②再資源化等をする施設の名称及び所在地
２－２）による。
（注１）　新築工事では、発生量等が特定できないため、この限りでない。

２）　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告するものとする。
・工事名
・工事場所
・再資源化等が完了した年月日
・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
・再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書（建設リサイクルガイドライン様式）

４．再生資材
本工事の施工については、次表の再生資材を見込んでいる。　品質等を確認し、監督員の承認を得た上で使用に努めなければならない。

再　生　資　材　名	使　用　箇　所
再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）	外構部、駐車場、道路路盤材等

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）
①分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■ 有　□ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■ 有　□ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■ 有　□ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　）	その他の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

「この特記を使用する対象工事」
・土工事及びその他工事　　請負代金の額５００万円以上

・工事車両幕

１０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の排出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事用車両幕を作成し取り付けること。なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

工事用車両幕の仕様
・寸法：　縦５４０ｍｍ×横８００ｍｍ程度
・材質：　ターポリン
・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
・装着枚数：１枚
・装着場所：ダンプトラックの前面
・取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの４カ所を紐で結ぶ
・その他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

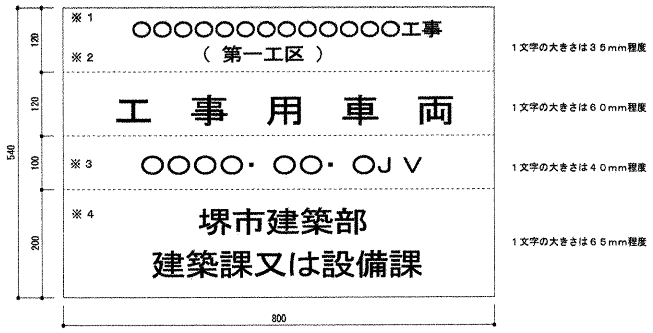

※１　工事用車両幕に記載する工事名、「工事用車両」、受注者名、発注者名の字体は、ＭＳＰゴシックとする。
※２　工事名が一段で入りきらない場合は、二段で記載する。
※３　受注者名は、一段に記載する。株式会社は、㈱と記載する。建設工事共同企業体はＪＶと記載する。
※４　発注者名は、局名を記載しない。

1998．5．	作成	東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H.31.2
2000.12.20	改訂			工事発注日	
2004．6．5	改訂	別紙特記仕様書２		ＳＣサイズ	—
2007.12.	改訂			原寸紙サイズ	Ａ１
2011．2．	改訂	堺市　建築都市局　建築部	(株)彩建築事務所		A／7
2016．5．	改訂	課長　課長補佐　係長　主査　担当者	総括　担当者		
2018．4．	改訂	原寸図　0　25　50　75			

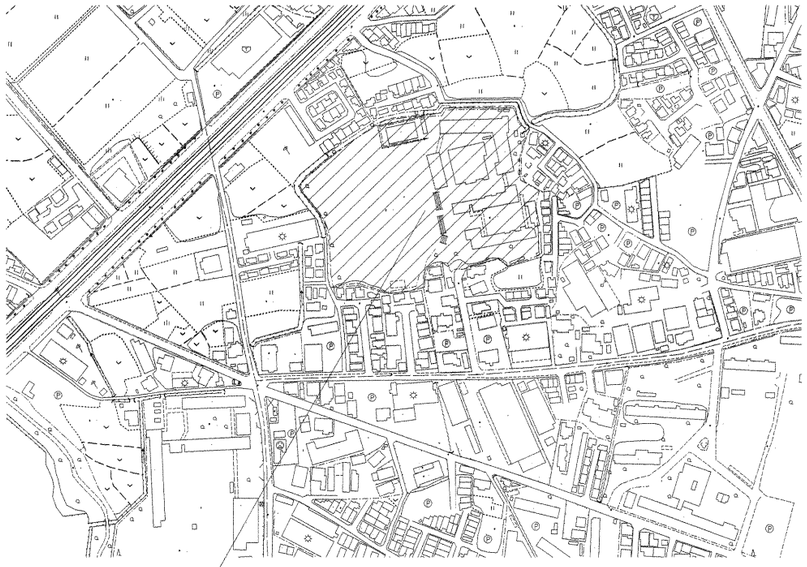

今回工事場所
堺市中区新家町２６０番地

凡　例

今回工事部分を示す

付近見取図　　1：2,500

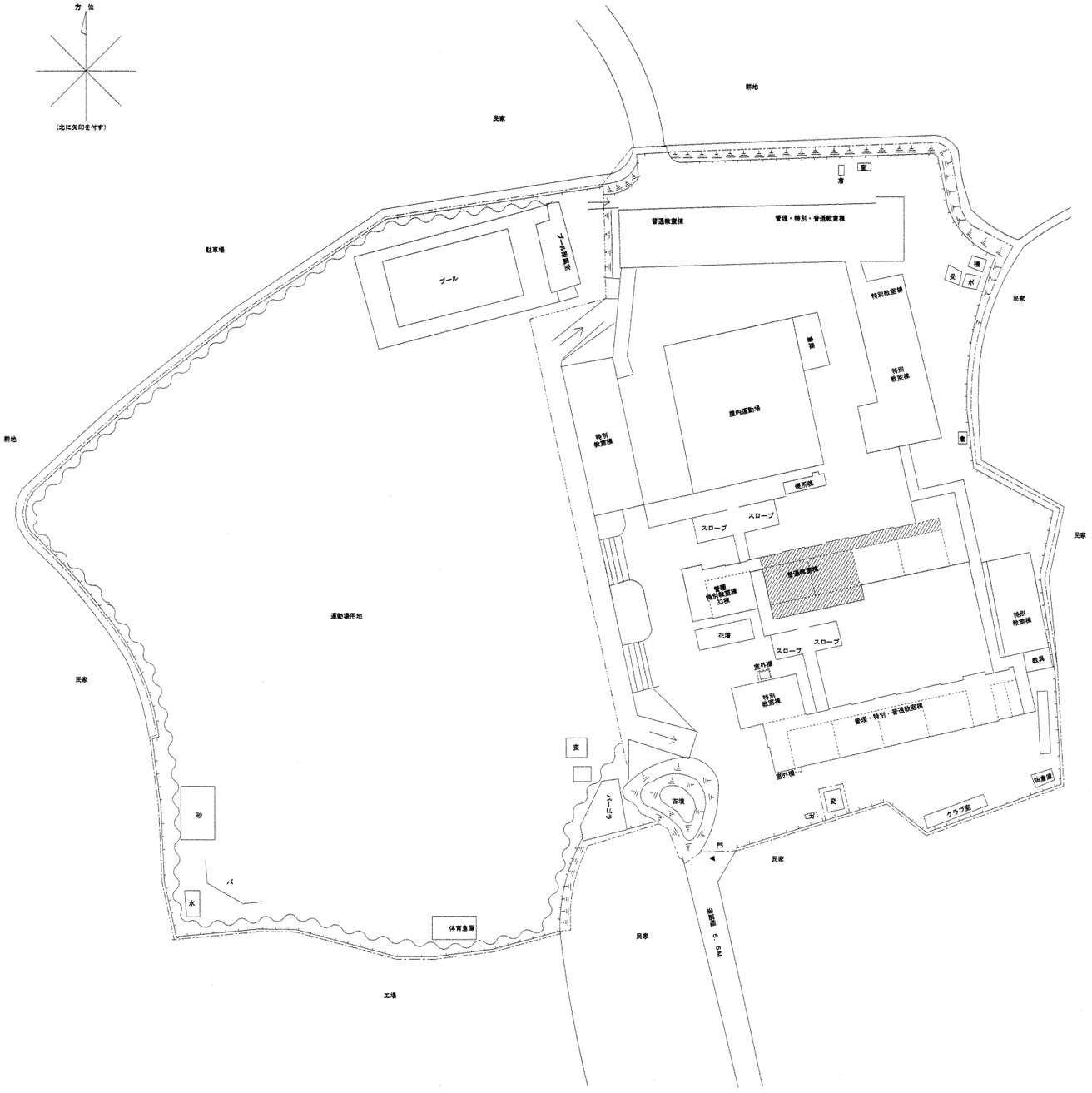

凡例

今回工事部分を示す

配置図　　1：500

東百舌鳥中学校職員室復旧工事							設計完了日	H31.2
							工事発注日	
付近見取図・配置図							SCALE	1:2,500・1:500
							原寸紙サイズ	A 1
堺市　教育委員会事務局　施設課							(株)彩建築事務所	
	課長	課長補佐	主幹	係長	担当者		総括	担当者

A / 8

原寸図　0　25　50　75

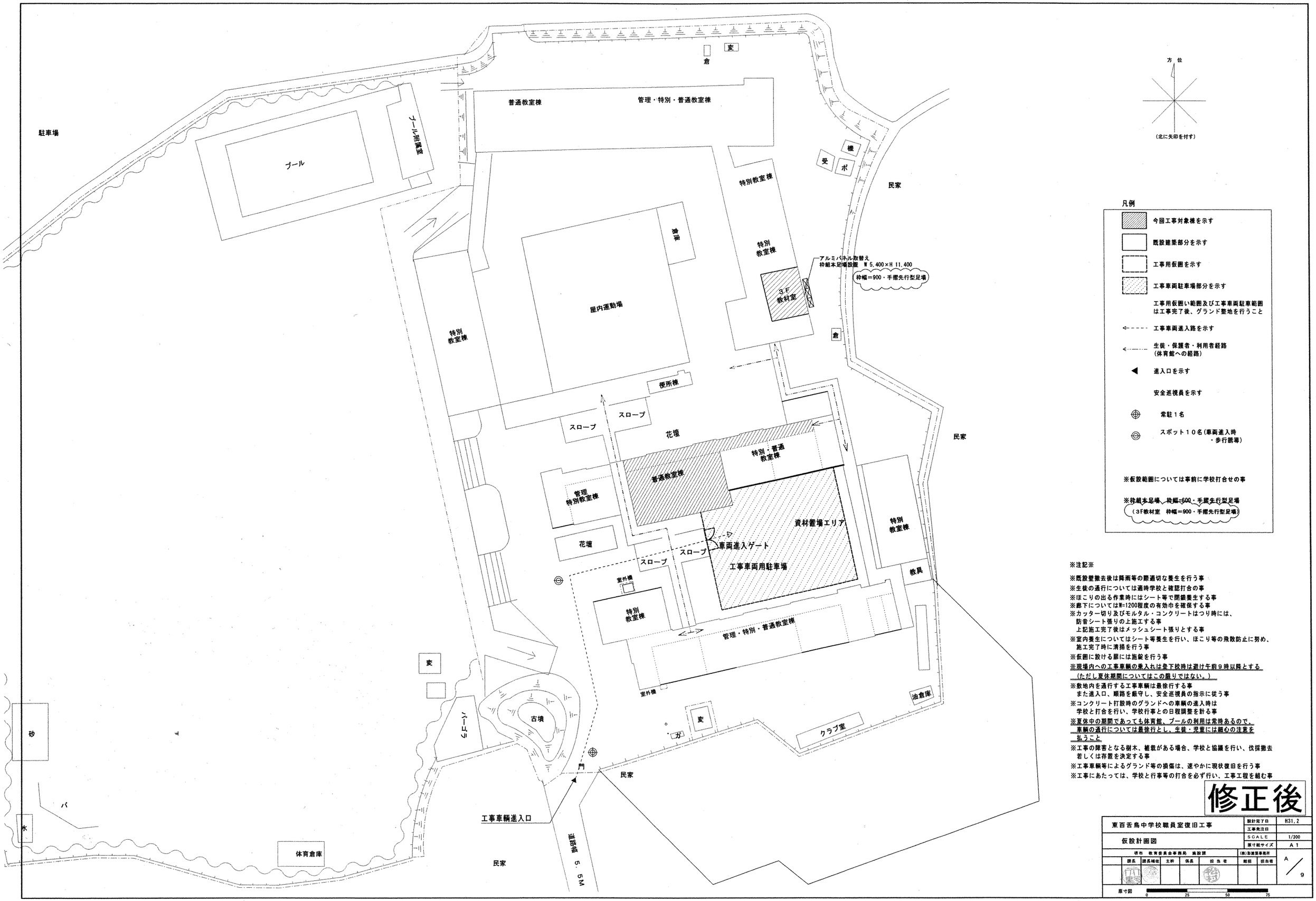

※注記※

※既設壁撤去後は降雨等の際適切な養生を行う事
※生徒の通行については適時学校と確認打合の事
※ほこりの出る作業時にはシート等で閉鎖養生する事
※廊下については幅1200程度の有効巾を確保する事
※カッター切り及びモルタル・コンクリートはつり時には、
防音シート張りの上施工する事
上記施工完了後はメッシュシート張りとする事
※室内養生についてはシート等養生を行い、ほこり等の飛散防止に努め、
施工完了時に清掃を行う事
※仮囲に設ける扉には施錠を行う事
※現場内への工事車輌の乗入れは登下校時は避け午前9時以降とする
(ただし夏休期間についてはこの限りではない。)
※敷地内を通行する工事車輌は最徐行する事
また進入口、順路を厳守し、安全巡視員の指示に従う事
※コンクリート打設時のグランドへの車輌の進入時は
学校と打合を行い、学校行事との日程調整を計る事
※夏休中の期間であっても体育館、プールの利用は常時あるので、
車輌の通行については最徐行とし、生徒・児童には細心の注意を
払うこと
※工事の障害となる樹木、植栽がある場合、学校と協議を行い、伐採撤去
若しくは存置を決定する事
※工事車輌等によるグランド等の損傷は、速やかに現状復旧を行う事
※工事にあたっては、学校と行事等の打合を必ず行い、工事工程を組む事

修正後

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
仮設計画図	SCALE	1/300
	原寸紙サイズ	A1

堺市 教育委員会事務局 施設課					(株)彩建築事務所		A/9
課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	総括	担当者	

原寸図 0 25 50 75

工事概要

① 職員室の内部全面改修及び外壁改修（外装薄塗材Ｅ〔無石綿〕吹替え・撤去後新設）

② 一部廊下の壁・天井・梁型塗装塗替え

③ 既存仮囲い工事完了後撤去（足場設置時に一部撤去）

④ 既存廊下の仮設間仕切り撤去（廊下の塗装塗替え前）

凡　例	
	枠組本足場（W=600）を示す 養生シート張り
	単管一本足場（H=3,000）を示す 養生シート張り
	既設仮囲い（H=3,000）

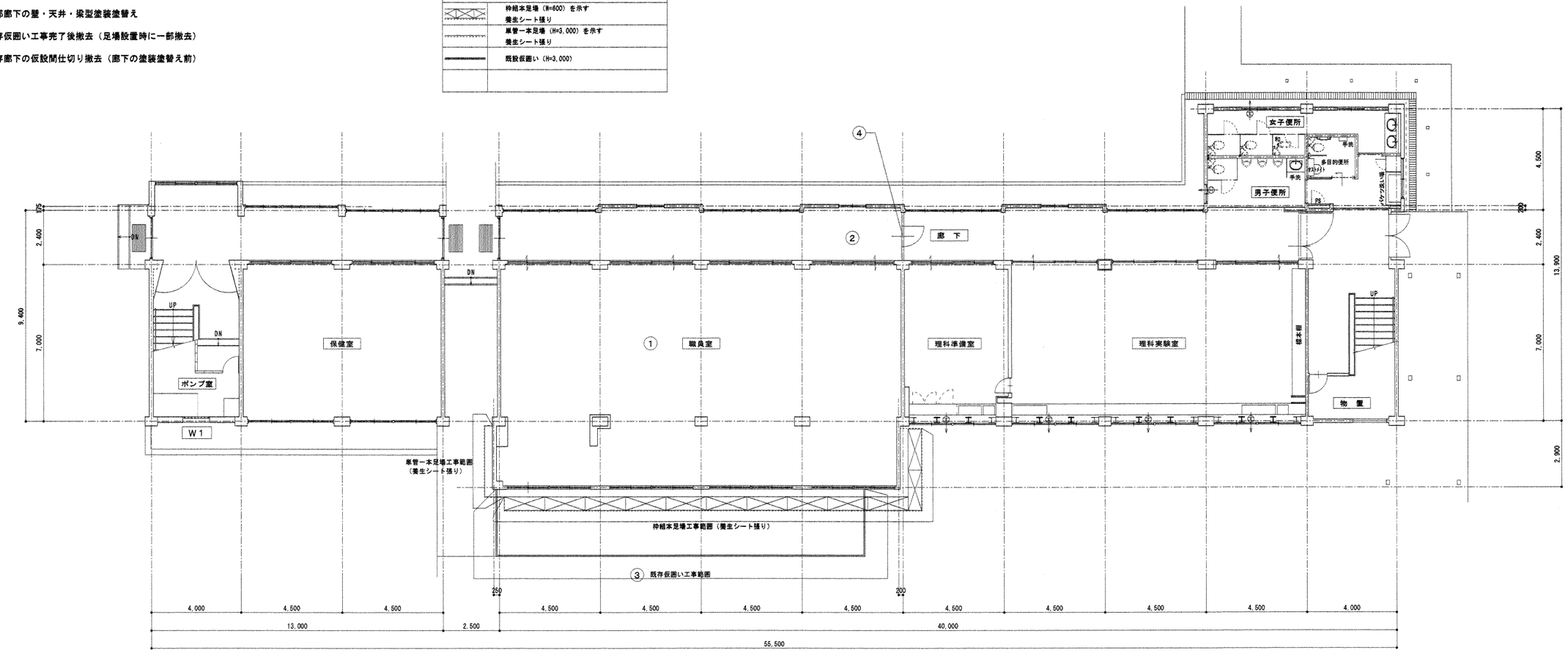

1階平面図・仮設計画図　1：100

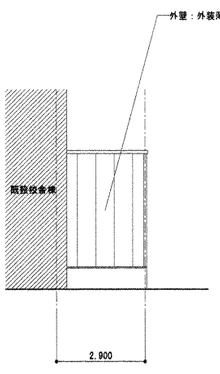

西側　立面図　1：100

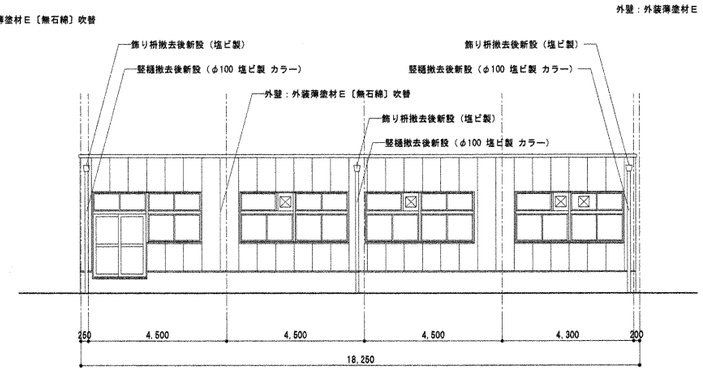

南側　立面図　1：100

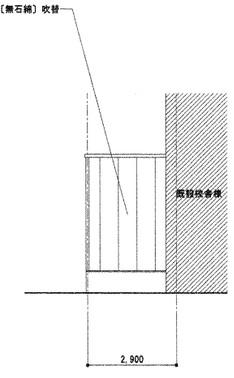

東側　立面図　1：100

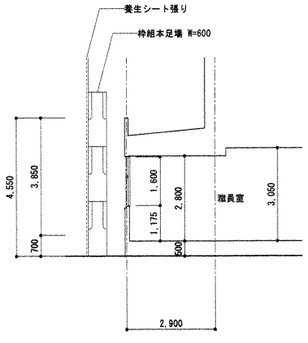

断面図　1：100

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
1階平面図・立面図・断面図	SCALE	1:100
	原寸紙サイズ	A1
堺市　教育委員会事務局　施設課	(株)彩建築事務所	
課長 / 課長補佐 / 主幹 / 係長 / 担当者 / 総括 / 担当者		A / 10

原寸図　0　25　50　75

凡　例		工事概要	職員室内部・外部仕上表			廊下内部仕上表
	改修工事範囲を示す	床部：既設床組（大引 90×90@900 根太 60×60@303）撤去及び一部鋼製床組撤去後	床：複合フローリング(ｱ)15.0mm	下地：ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ(ｱ)0.15mm×3枚敷きの上、土間ｺﾝｸﾘｰﾄ(ｱ)150打設	木製腰戸棚 W 1,610×H 830×D 465×４ヶ所新設	床：既設のまま（人造石研出し仕上）
		土間コンクリート(ｱ)150打設の上、鋼製床組(パネル下地共)の上、複合フローリング(ｱ)15.0mm仕上とする		鋼製床下地組(パネル下地(ｱ)15mm共)	木製腰戸棚 W 2,040×H 830×D 465×４ヶ所新設	巾木：ＳＯＰ塗替
	既設のまま	巾木：既設巾木撤去後巾木新設とする。	巾木：樅105×35　ＳＯＰ	下地：モルタル下地	木製腰戸棚 W 2,025×H 830×D 465×1ヶ所新設	壁：ＥＰ塗替
		壁部：胴縁組(ﾀﾃ 45×45 @450・ﾖｺ 18×45 @450)の上、シナベニヤ(ｱ)5.5mmの上、クロス張りとする。	壁：シナベニヤ(ｱ)5.5mmの上、ビニールクロス張り	下地：胴縁組(ﾀﾃ 45×45 @450・ﾖｺ 18×45 @450)	流し台（ＢＬ製品）	天井部：ＳＯＰ塗替
		柱型：（ＲＣ下地）モルタル塗りの上、クロス張りとする。	柱型：（ＲＣ下地）モルタル塗りの上、クロス張り	下地：モルタル下地	ホワイトボード W 4,500×H 1,200×１ヶ所（行事予定表入り）	梁型：ＥＰ塗替
		柱型：（ＡＬＣ下地）ラスモルタル塗りの上、クロス張りとする。	柱型：（ＡＬＣ下地）ラスモルタル塗りの上、クロス張り	下地：既設ＡＬＣ下地	ホワイトボード W 1,200×H 900×３ヶ所	建具等は既設のまま
		天井：一部軽量鉄骨天井下地撤去後、軽量鉄骨天井下地新設及び石膏ボード(ｱ)9.5mm捨張りの上、	天井：石膏ボード(ｱ)9.5mm捨張りの上、化粧石膏ボード(ｱ)9.5mm	下地：軽量鉄骨天井下地（１９型）	アクリル製案内板　２ヶ所	
		化粧石膏ボード新設とする。	梁型：ＥＰ塗替	下地：既設モルタル下地	掲示板：掲示板クロス張り（下地シナベニヤ（ア）5.5mm）	
		梁型：既設モルタルの上、塗装塗替えとする。				
		建具：外部側アルミ建具は撤去後、新設及び廊下側鋼製建具撤去後新設とする。	外壁：外装薄塗材Ｅ〔無石綿〕吹付仕上げとする。	下地：既設ＡＬＣ下地		
		外壁：既設ＡＬＣの上、下地処理の上、外装薄塗材Ｅ吹替仕上げとする。	飾り枡及び竪樋（塩ビ製φ100）			
		飾り枡及び竪樋撤去後、新設とする。				

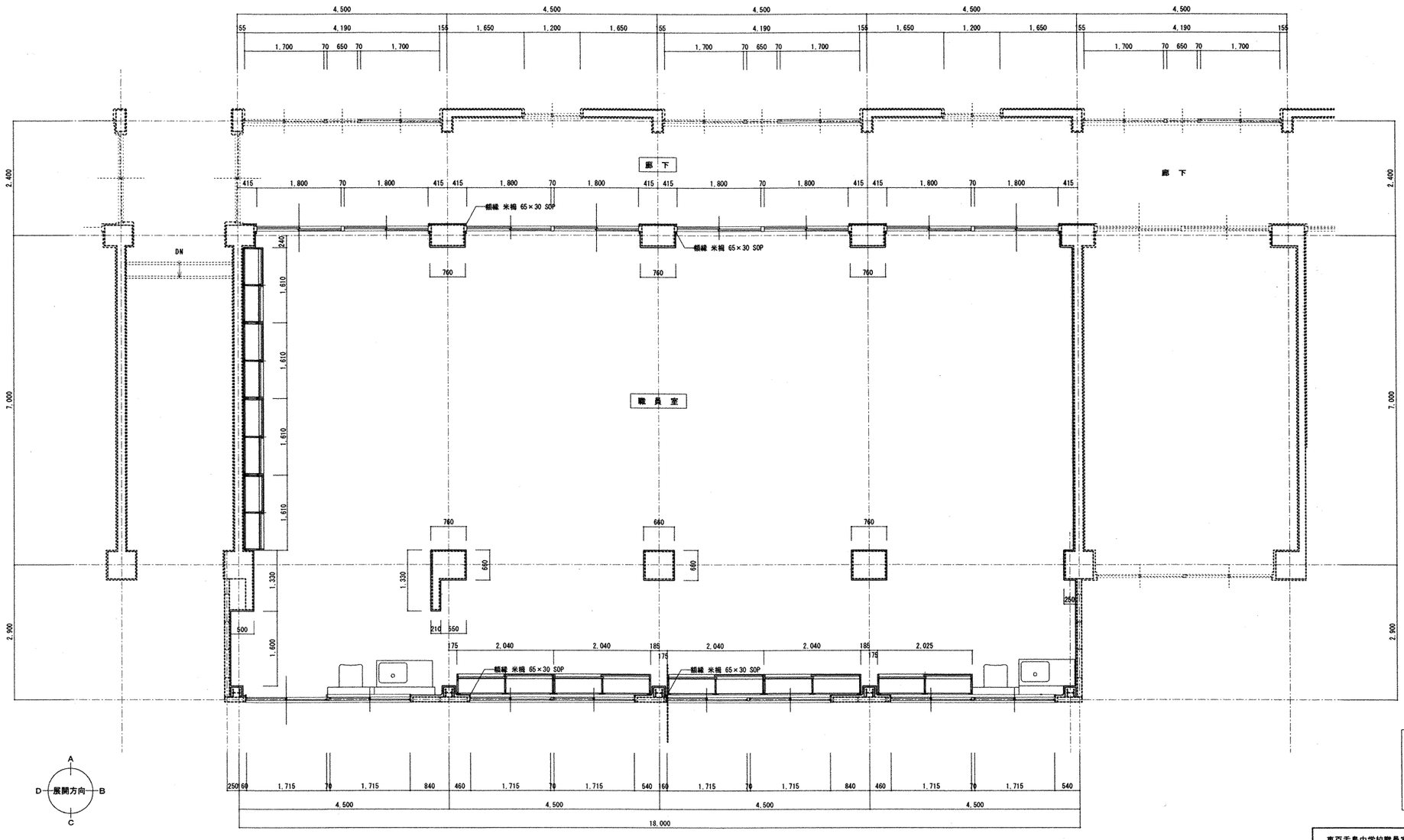

職員室　平面詳細図　1：50

修正後

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31、2、
		工事発注日	
職員室平面詳細図		SCALE	1：50
		原図紙ｻｲｽﾞ	A１
堺市　教育委員会事務局　施設課		(株)彩建築事務所	
課　長	課長補佐	主幹	係長	担当者	検図責任者	設計担当者

A／11

原寸法　0　25　50　75

職員室・廊下　床伏図　　1：100

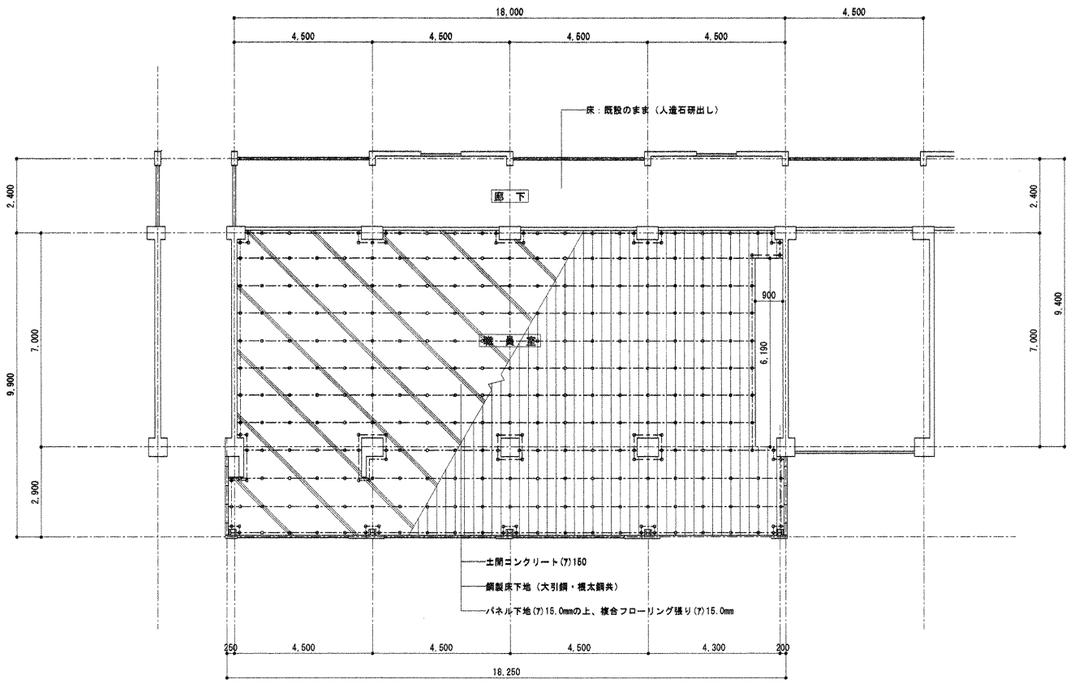

凡　例

記　号	仕　様
	ポリエチレンフィルム(7)0.15mm×3枚敷きの上、土間コンクリート(7)150
°	鋼製床下地（スリーベース）三洋工業株式会社又は同等品以上
	大引鋼（スリーベース）三洋工業株式会社又は同等品以上
	根太鋼（スリーベース）三洋工業株式会社又は同等品以上
下　地	パネル下地(7)15.0mm（スリーベース）三洋工業株式会社又は同等品以上
仕　上	複合フローリング張り(7)15.0mm

職員室・廊下　天井伏図　　1：100

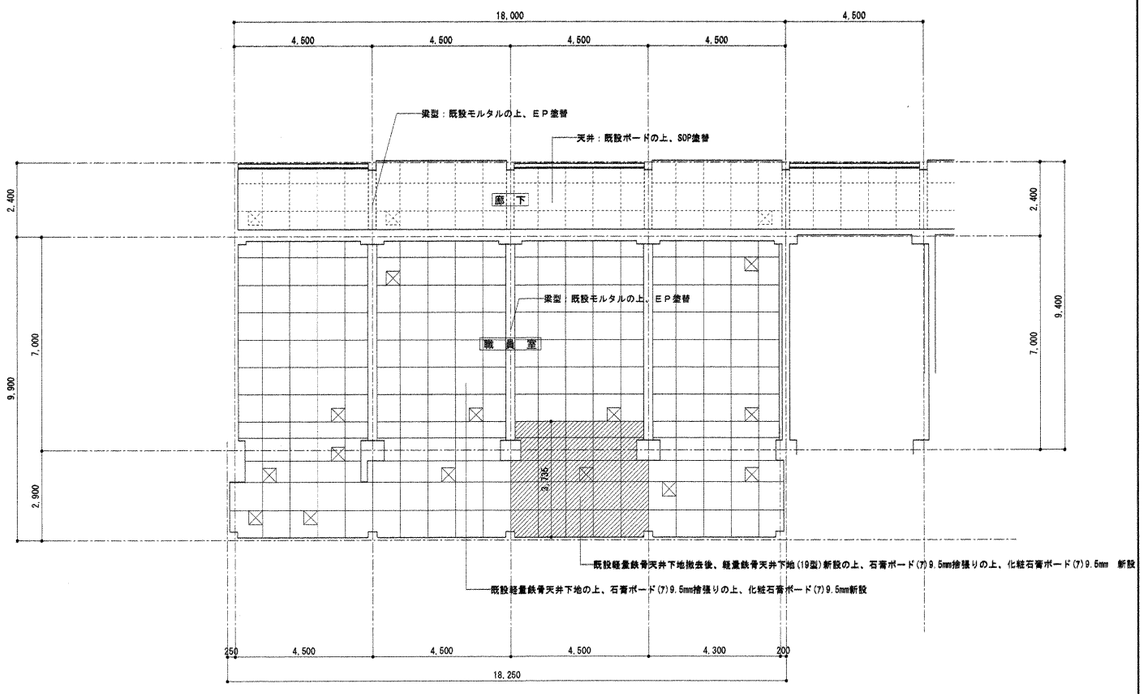

凡　例

記　号	仕　様
	既設軽量鉄骨天井下地の上、石膏ボード(7)9.5mm捨張りの上、化粧石膏ボード(7)9.5mm新設
	天井点検口　450角　位置は設備係員と打合せ　天井目地に合わす
	既設化粧石膏ボード(7)9.5mmの上、SOP塗替
	既設天井点検口　450角
	一部既設軽量鉄骨天井下地撤去後、軽量鉄骨天井下地(19型)新設

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31、2、
		工事発注日	
床伏図・天井伏図		ＳＣＡＬＥ	1：100
		原図紙サイズ	Ａ１
堺市　教育委員会事務局　施設課		(株)彩建築事務所	
課　長	課長補佐	主幹	係長	担当者	総括責任者	設計担当者	A／12

原寸法　0　25　50　75

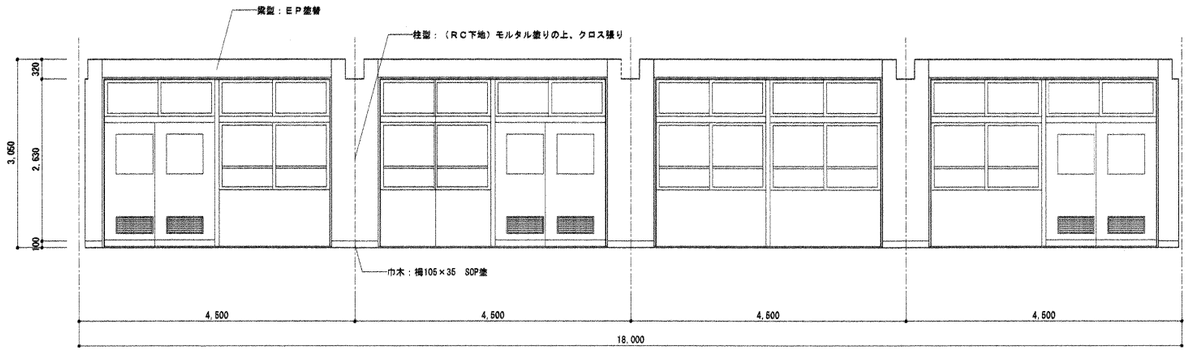

改修　職員室　Ａ面　展開図　1：50

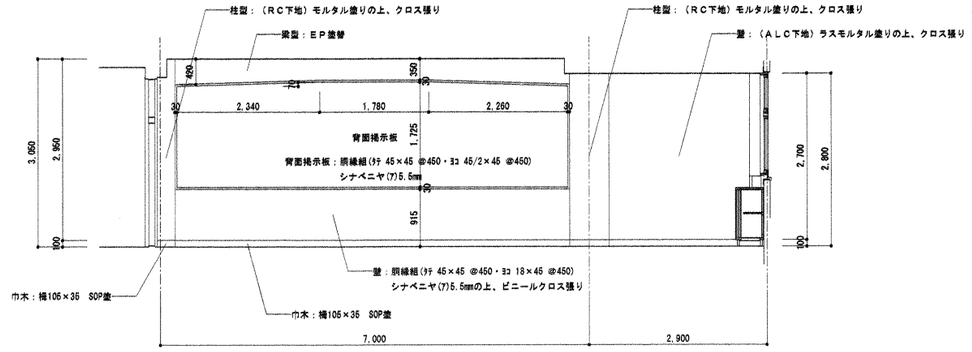

改修　職員室　Ｂ面　展開図　1：50

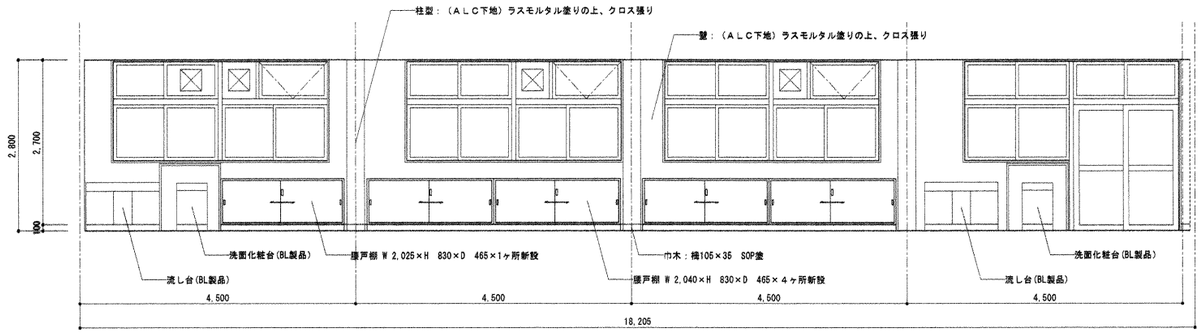

改修　職員室　Ｃ面　展開図　1：50

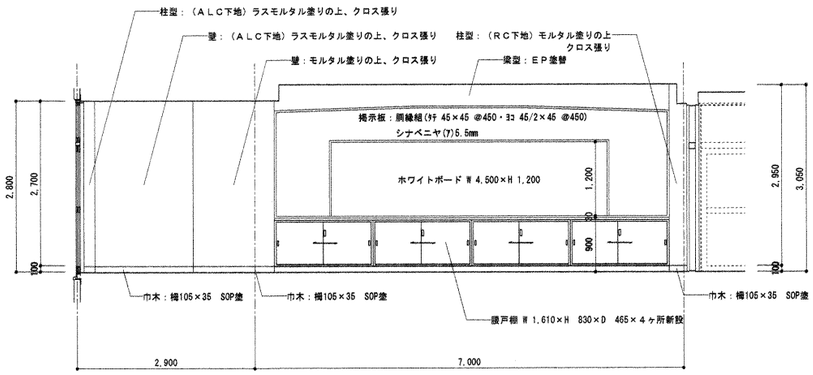

改修　職員室　Ｄ面　展開図　1：50

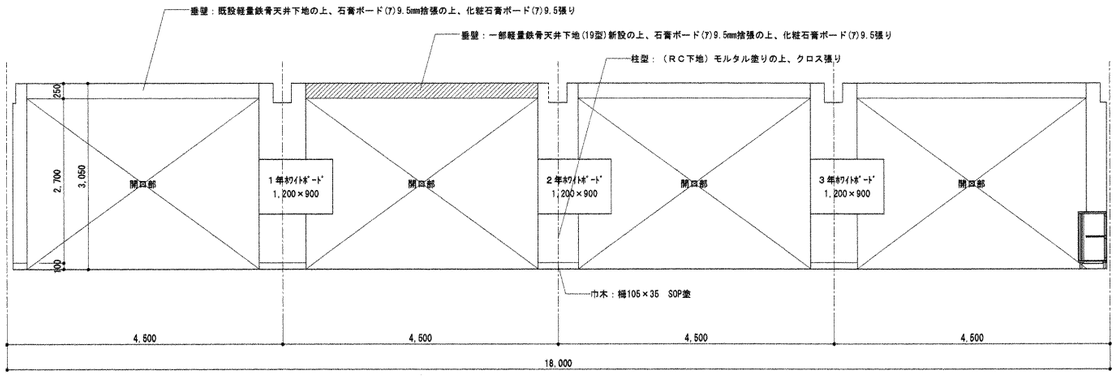

改修　職員室　Ｃ’面　展開図　1：50

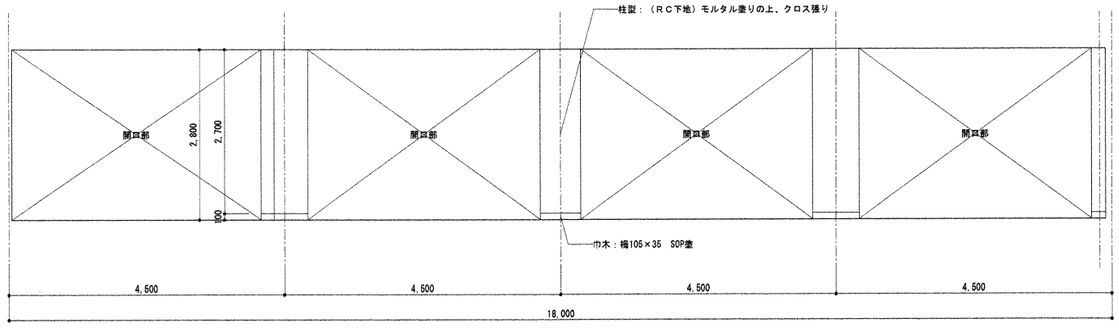

改修　職員室　Ａ’面　展開図　1：50

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31、2、
		工事発注日	
職員室展開図１		ＳＣＡＬＥ	1：50
		原図紙ｻｲｽﾞ	Ａ１
堺市　教育委員会事務局　施設課		(株)彫建築事務所	
課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	統括責任者	設計担当者

A／13

原寸法　0　20　50　75

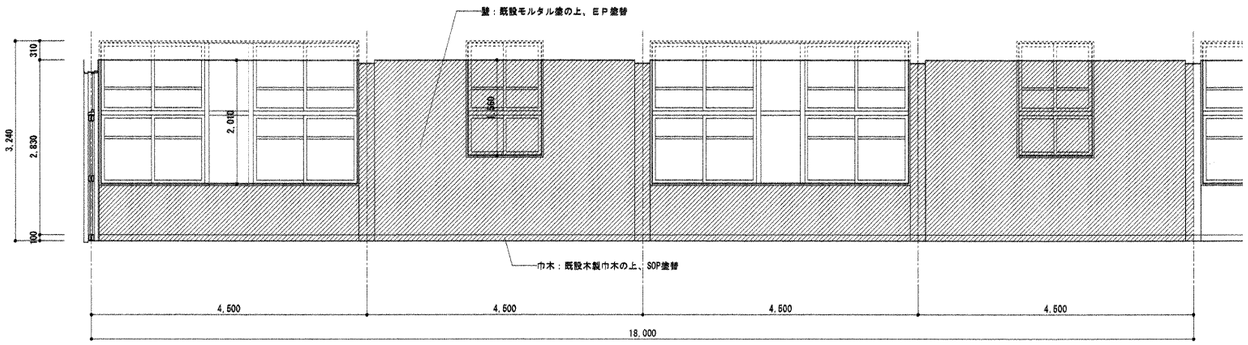

廊下　Ａ面　展開図　１：50

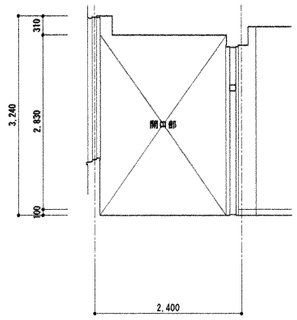

廊下　Ｂ面　展開図　１：50

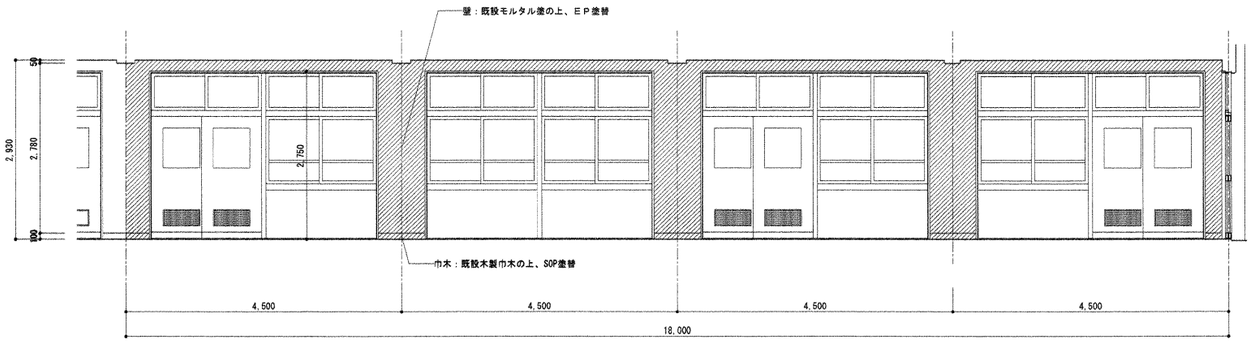

廊下　Ｃ面　展開図　１：50

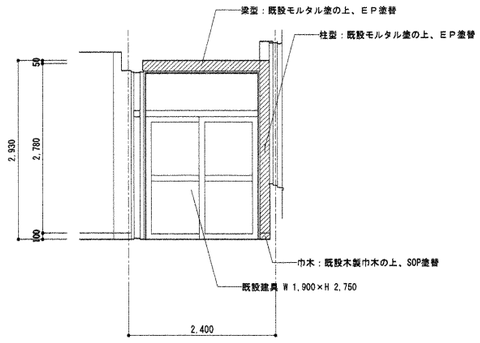

廊下　Ｄ面　展開図　１：50

凡　例	東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31、2、
		工事発注日	
改修工事範囲を示す	職員室前廊下展開図２	ＳＣＡＬＥ	１：50
		原図紙ｻｲｽﾞ	Ａ１
既設のまま	堺市　教育委員会事務局　施設課	(株)彩建築事務所	A／１４
	課長　課長補佐　主時　係長　担当者　統括責任者　設計担当者		
	原寸法　0　25　50　75		

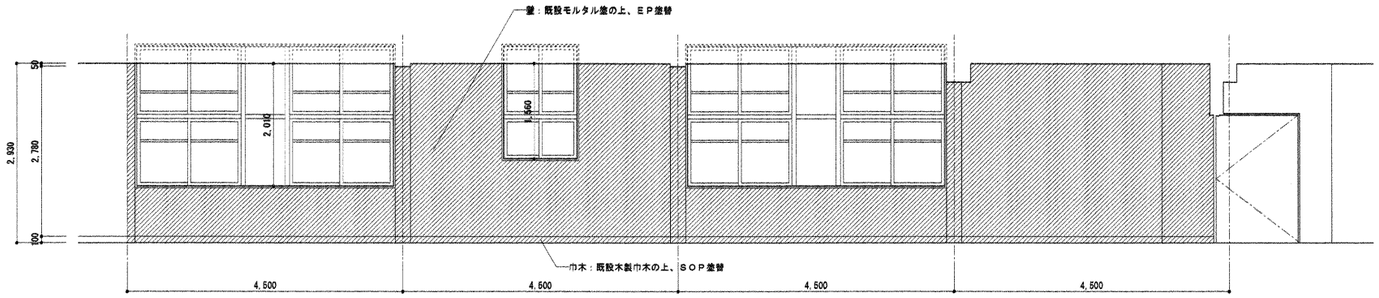

廊下　Ａ面　展開図　1：50

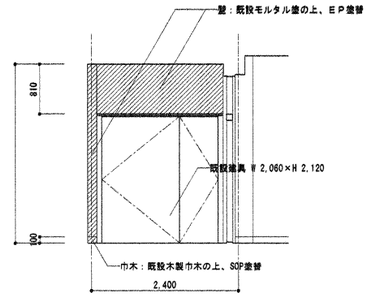

廊下　Ｂ面　展開図　1：50

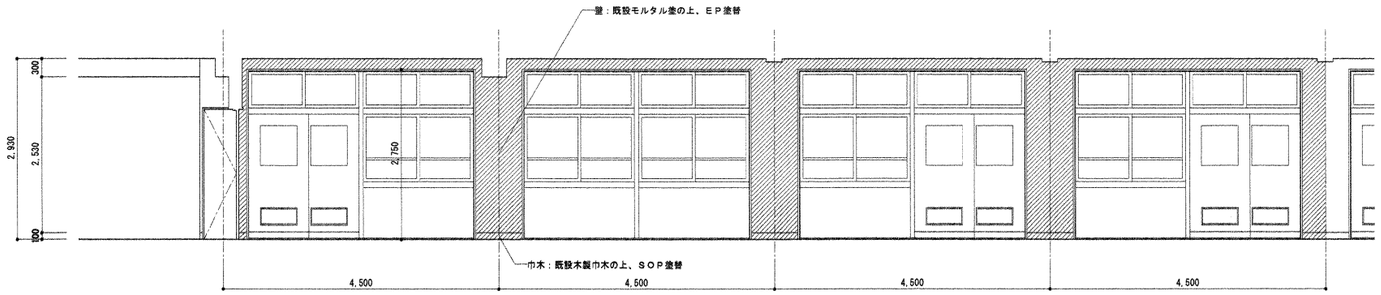

廊下　Ｃ面　展開図　1：50

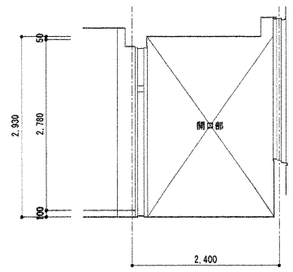

廊下　Ｄ面　展開図　1：50

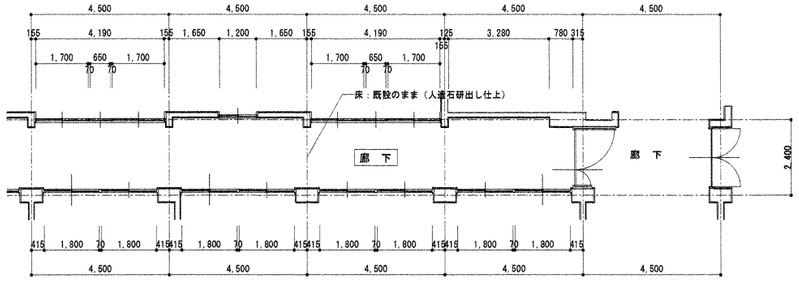

廊下　平面図　1：100

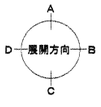

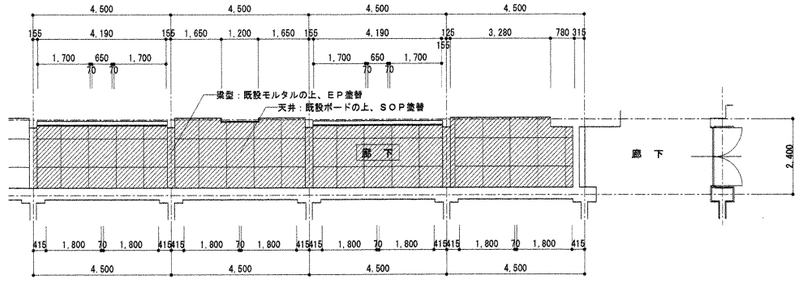

廊下　天井伏図　1：100

凡　例	東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31、2、
		工事発注日	
改修工事範囲を示す	廊下平面図・天井伏図・展開図	ＳＣＡＬＥ	1：50
		原図紙ｻｲｽﾞ	Ａ１
既設のまま	堺市　教育委員会事務局　施設課	(株)彫建築事務所	
	課長 / 課長補佐 / 主幹 / 係長 / 担当者 / 教育責任者 / 設計担当者		A / 15
	原寸法 0 25 50 75		

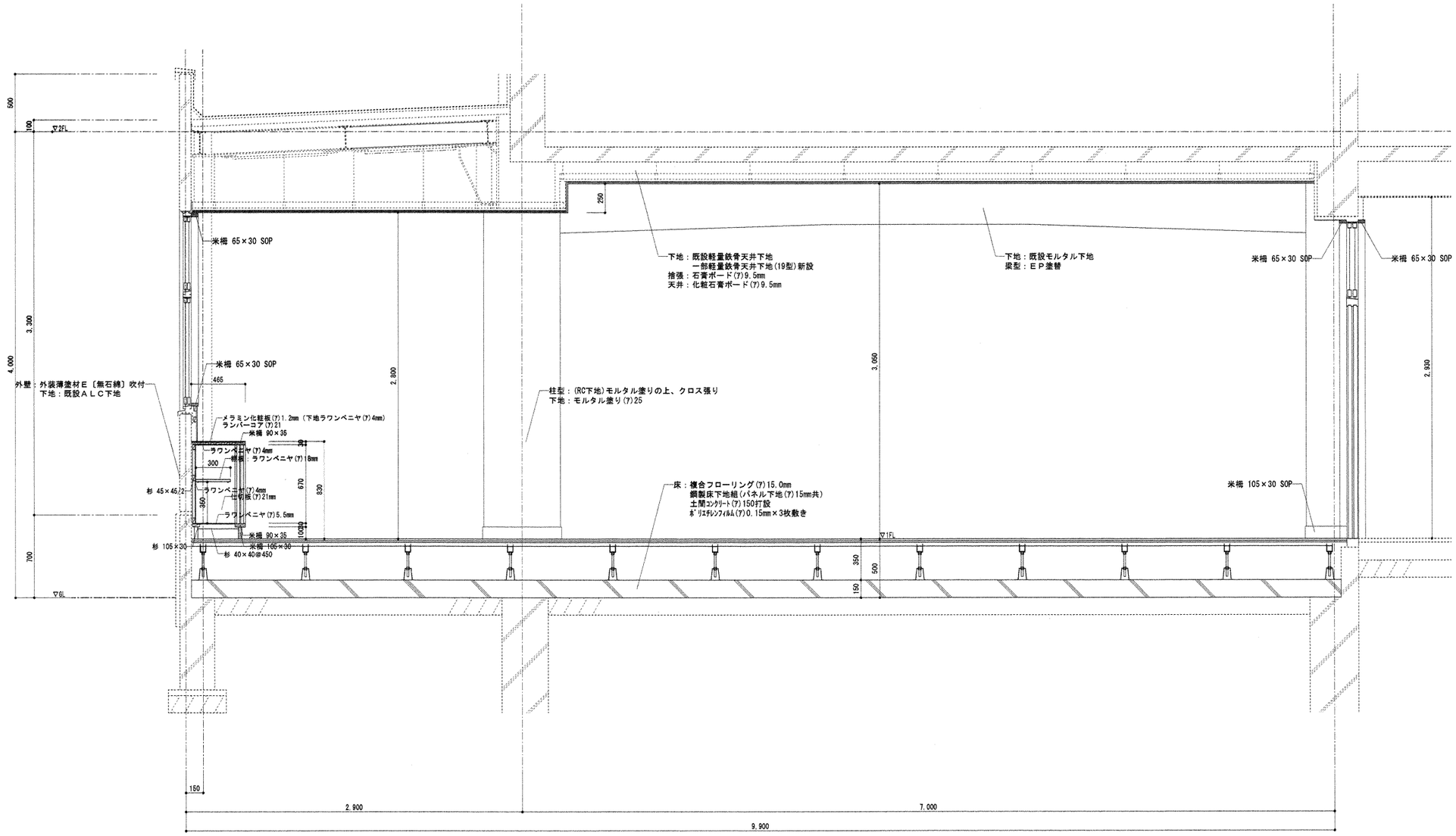

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31、2、
		工事発注日	
短矩図		SCALE	1：20
		原図紙ｻｲｽﾞ	A1
堺市　教育委員会事務局　施設課		(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	統括責任者	設計担当者

A / 16

原寸法 0 25 50 75

建具表KEY PLAN　　1：100

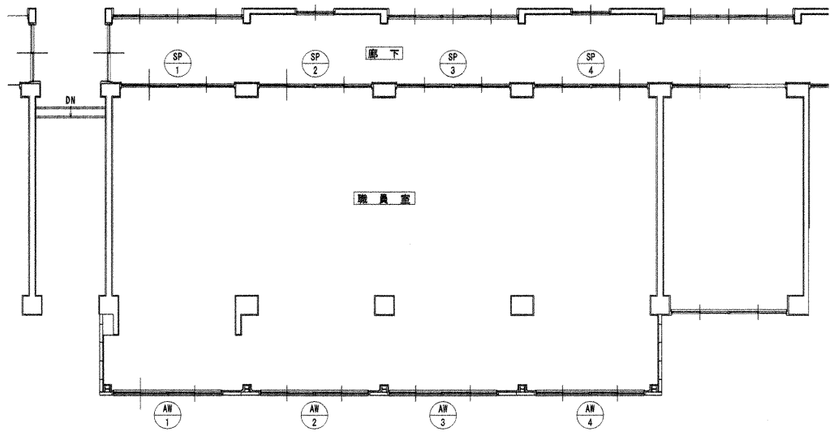

職員室　建具案内図　1：100

建具リスト　　1：50

記号・数量	AW 1　1	AW 2　1	AW 3　1
姿図	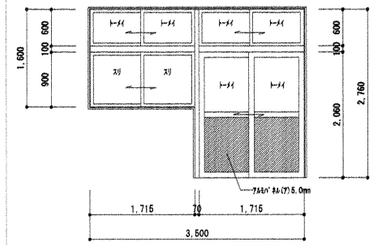	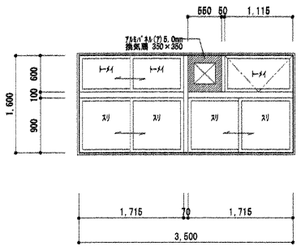	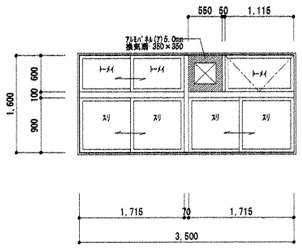
位置・種別	職員室　2段2連引違イ窓・カマチ戸	職員室　2段2連引違イ窓	職員室　2段2連引違イ窓
材質・見込	アルミ　枠見込 70	アルミ　枠見込 70	アルミ　枠見込 70
硝子	強化ガラス 5mm	強化ガラス 5mm	強化ガラス 5mm
塗装			
金物	標準金物一式・アルミ水切・引違戸用鎖錠	標準金物一式・アルミ水切	標準金物一式・アルミ水切
備考			

記号・数量	AW 4　1	AW 5　1
姿図	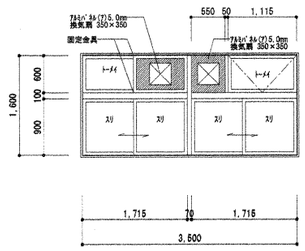	※建具の位置は設備図面を参照のこと。 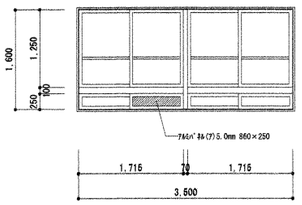
位置・種別	職員室　2段2連引違イ窓	3号館3階教材室　既設のまま
材質・見込	アルミ　枠見込 70	既設のまま　既設のまま
硝子	強化ガラス 5mm	既設のまま
塗装		
金物	標準金物一式・引違戸用鎖錠	既設のまま
備考		既設建具のガラスをアルミパネルに取替え

記号・数量	SP 1　スチールパーティション　1	SP 2　スチールパーティション　1	SP 3　スチールパーティション　1	SP 4　スチールパーティション　1
姿図	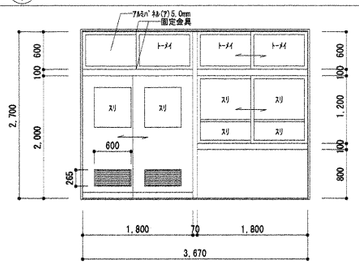	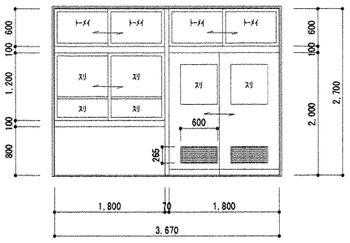	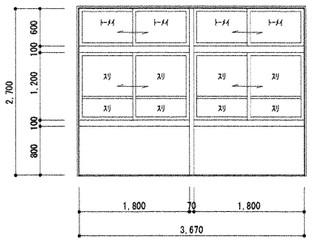	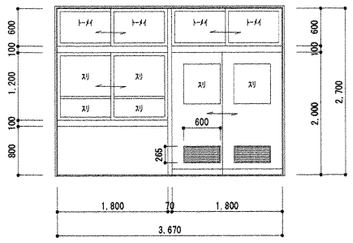
位置・種別	職員室　両面フラッシュ引違イ戸＋引違イ窓付間仕切	職員室　両面フラッシュ引違イ戸＋引違イ窓付間仕切	職員室　2連引違イ窓付間仕切	職員室　両面フラッシュ引違イ戸＋引違イ窓付間仕切
材質・見込	スチール　枠見込 70	スチール　枠見込 70	スチール　枠見込 70	スチール　枠見込 70
硝子	強化ガラス 4mm	強化ガラス 4mm	強化ガラス 4mm	強化ガラス 4mm
塗装	SOP	SOP	SOP	SOP
金物	シリンダー錠錠・ステンレスレール・クレセント等標準金物一式	シリンダー錠錠・ステンレスレール・クレセント等標準金物一式	シリンダー錠錠・ステンレスレール・クレセント等標準金物一式	シリンダー錠錠・ステンレスレール・クレセント等標準金物一式
備考				

東百舌鳥中学校職員室復旧工事

建具表

設計完了日	H31、2、
工事発注日	
SCALE	1:100・1:50
原図紙サイズ	A 1

堺市　教育委員会事務局　施設課

課長	課長補佐	主幹	係長	担当者	(株)彩建築事務所 管理責任者	設計担当者

A／17

原寸法　0　25　50　75

正面掲板側詳細図　1：10

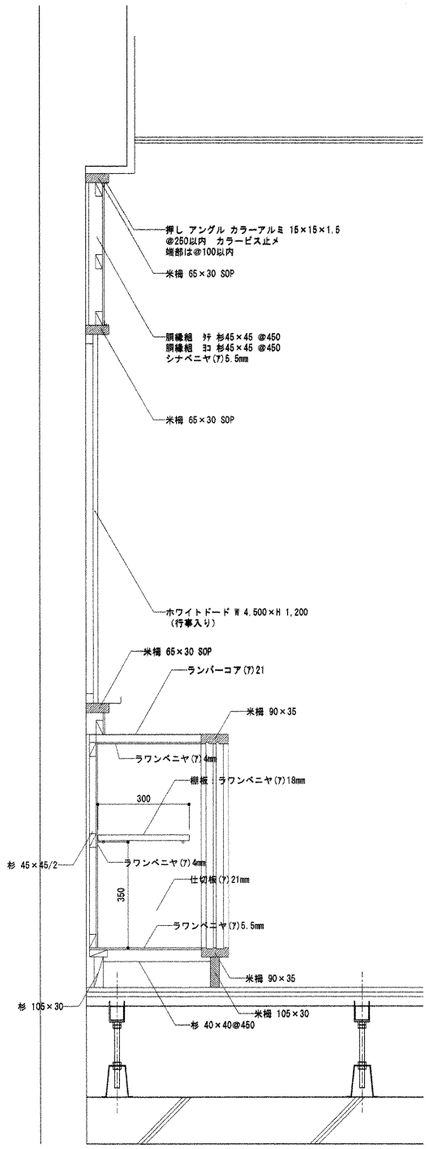

背面掲示板詳細図　1：10

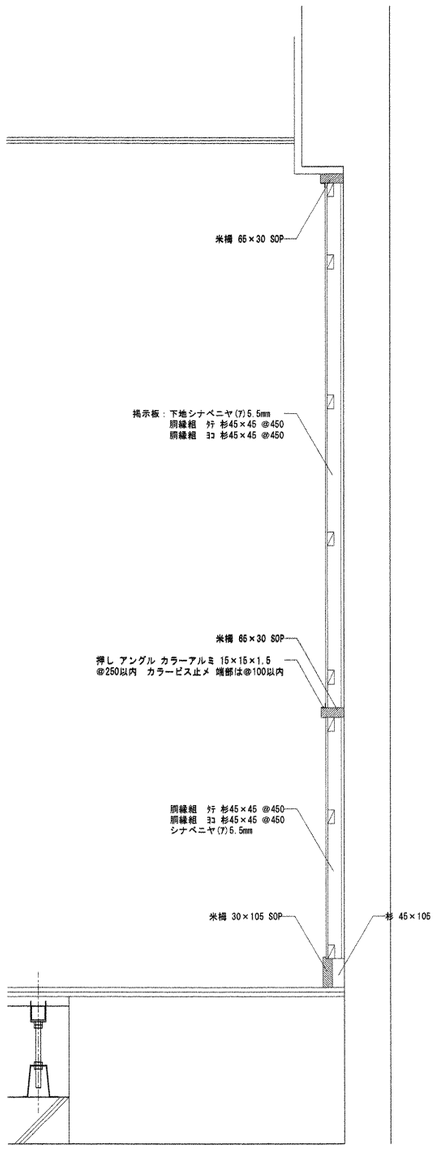

木製腰戸棚詳細図　1：20

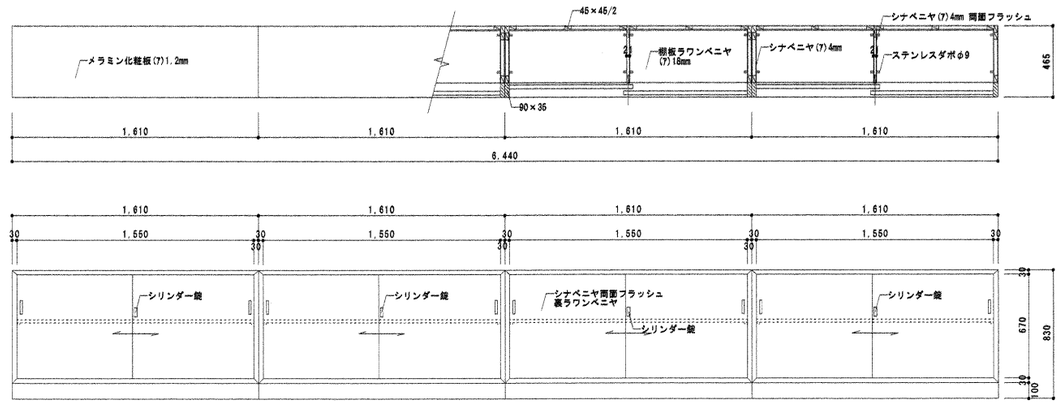

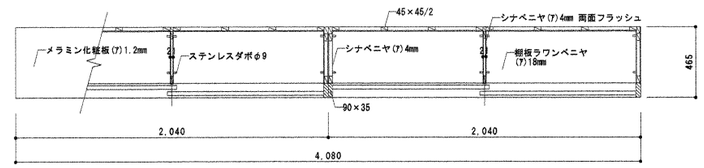

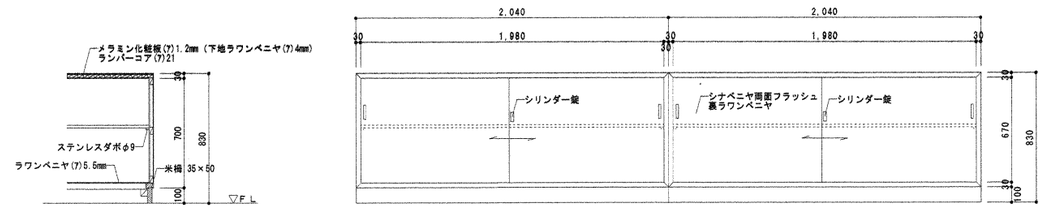

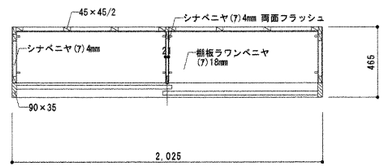

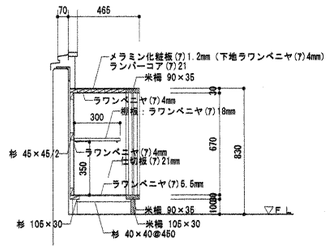

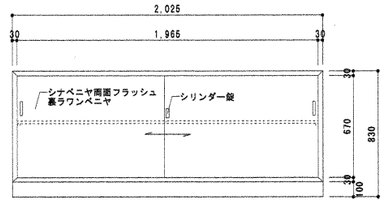

特　記	コーナー部面取り　R＝7
材　質	ランバコア(7)２１mm・棚板：ラワンベニヤ(7)１８mm・仕切板：ラワンベニヤ(7)４mm　両面フラッシュ
建　具	フラッシュ戸　見込　２４mm　表面：シナベニヤ(7)４mm　裏面：ラワンベニヤ(7)４mm
塗　装	見え掛り部分は全て、ＳＯＰ塗装
金　物	舟底引手(90mm)・ステンレスダボ(φ9)・ナイロン底車(30mm)・真鍮甲丸レール(9mm)・シリンダー外締錠

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31. 2.	
	工事発注日		
部分詳細図１	ＳＣＡＬＥ	１：20	
	原図紙ｻｲｽﾞ	Ａ１	
堺市　教育委員会事務局　施設課	(株)彩建築事務所		
課長 / 課長補佐 / 主幹 / 係長 / 担当者 / 統括責任者設計担当者			A / 18
原寸法　0　25　50　75			

特記仕様書【電気設備】

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　東百舌鳥中学校職員室復旧工事

2．工事場所　堺市中区新家町２６０番地

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
校舎	RC造	3階建		（ 7）項	部分改修

4．工事種目（●印のついたものを適用する。）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	校舎					屋外
電灯設備	●	○	○	○	○	○
動力設備	●	○	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
呼出設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	●	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
弱電設備	●	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○

5．工事内容　（下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。更に、撤去機材については処分までの一切を含む。）

電灯設備	職員室復旧工事伴う照明器具、配線器具に至る配管配線と機器取付の一切を行う。
動力設備	特別教室棟　仮設用空調機設置に伴う配管配線の新設を行う。
火災報知設備	職員室復旧工事伴う感知器に至る配管配線と機器取付の一切を行う。
弱電設備	職員室復旧工事伴う弱電設備の機器取付、配管配線の一切を行う。

6．特記事項

1）本工事の施工においては、学校の執務及び諸行事に支障なきよう、施設管理者と充分に打合せを行なう。
2）既設建物及び設備等に損傷を与えないよう注意し、万一損傷した場合は、速やかに原形復旧を行なう。
3）施工前に現地確認の上、現況を充分に把握し、施工を行うこと。

Ⅱ．工事仕様書

（注）本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1．一般仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２８年版）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２８年版）並びに公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２８年版）による。（参考資料：電気設備工事監理指針（平成２８年版））

（2）経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに一般社団法人日本電気協会「内線規程」のほか、関係法令に基づき施工する。

（3）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）一般事項　特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1.施工調査
- 本工事施工にあたっては、事前に現場を充分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。
- 実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立った事前調査を行い監督員に報告する。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2.工事用表示板

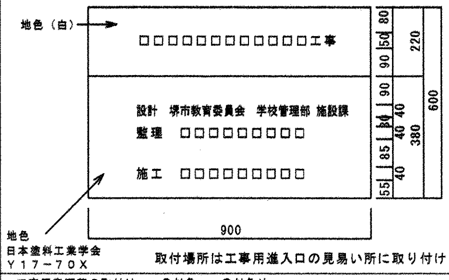

（注）
1．設計監理が同一の場合は　設計 監理　堺市建築部市局建築部　と記入する。
2．常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とする。
3．亜鉛鉄板製とし桟木を裏打ちし補強する。

取付場所は工事用進入口の見易い所に取り付けること。

3.道路交通の安全対策
- 工事用車両幕の取付け　○対象　●対象外
- 工事用車両幕取付け対象工事については、道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、１０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事用車両幕を作成し取り付けること。
なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

【工事用車両幕の仕様】
- 寸　法：縦５４０ｍｍ×横８００ｍｍ程度
- 材　質：ターポリン
- 表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
- 装着枚数：１枚
- 装着場所：ダンプトラックの前面
- 取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの４カ所を紐で結ぶ
- そ の 他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

工事用車両幕に記載する工事名、「工事用車両」、受注者名、発注者名の字体は、ＭＳＰゴシックとする。

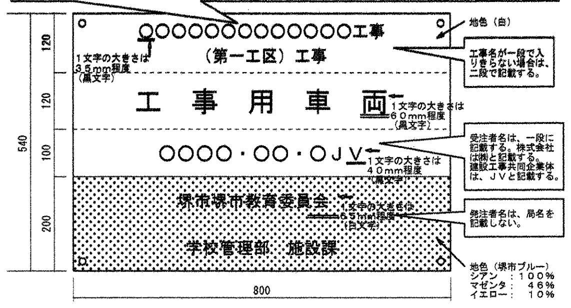

4.安全対策
- 安全巡視員　（警備会社による）○常駐　人　○スポット延べ　人
- 交通誘導員Ａ（警備会社による）○常駐　人　○スポット延べ　人
- 交通誘導員Ｂ（警備会社による）○常駐　人　○スポット延べ　人
- 工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

5.仮設備
- 仮設備項目（○受変電　○発電機　○給水ポンプ　○排水ポンプ　○　　）
- 仮設期間　（○図面による　○　　）

6.工事用仮設物
- すべて受注者の負担とし、構内につくることが（●できる。　○できない。）

7.足場、さん橋類
- ●別契約を含む関係受注者が定置したものは、●無償で使用できる。　○本工事で設置とする。

8.工事用電力 水・その他
- 本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。
- 受変電設備（新築に限る）を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受電設備全部分）、電気使用料金（施工業者使用分）並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

9.設備機材等（グリーン購入法）
- 本工事に使用する機材は、堺市「使用機材指定製作所一覧表」によるものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。
- 図面中の グ 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達物品を示す。
- 堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事にて極力採用すること。

10.工事の下請け及び原材料の購入について
- 工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。

11.化学物質を発散させる設備材料等の使用制限
- 本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとして下記（1）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第３種のものとして下記（2）を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。
（1）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるＪＡＳ規格品とする。
（2）国土交通省告示１４８６号（平成１５年１１月２５日）で示されているもの。

12-1.発生材の処理等
- 発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。
- 元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との２者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニュフェストシステムにより適正に行うこと。
- 本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリートガラ		
アスファルトガラ		
木材		
建設発生土		

- 上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

12-2.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）の適用について
- 発生材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。
- 特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
（本工事は、○適用する　○適用しない　●元請けの適用区分による）

（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）
1、分別解体等の方法

	工種	作業内容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	1.造成等	造成等の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	2.基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	3.上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	4.屋根	屋根の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	5.建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	6.その他（　）	その他の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注1）適用となる事項の □ にチェックする。
（注2）工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

13.アスベストに関する調査・報告・掲示
- 工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。なお、事前調査結果を掲示するとともに有の場合は作業内容も掲示すること。

14.アスベスト含有建築仕上塗材の除去について
- 建築用仕上塗材にアスベストが含有されていた場合、労働安全衛生規則第９０条５の２と位置付けられ、労働安全衛生法第８８条の３の手続きを行うこと。なお、石綿障害予防規則第１３条に基づき穿孔等をする時は、湿潤な状態で施工すること。

15.本工事での特別管理産業廃棄物等
- 本工事における特別管理産業廃棄物等（●有　○無し）
種類：●アスベスト含有建材等　○PCB含有機器　●蛍光ランプ処理　○フロン類等の処理　○

（アスベスト処理）
- 工事箇所にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

（PCB処理）
- 本工事で撤去する機器については、事前にPCB（微量PCB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。
また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
（○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。　○分析済み。）
- PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
- PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。
監督員指定場所：（○現況場所に保管。　○構内指定場所に保管。　○構外搬出し指定場所に保管。）

（蛍光ランプ処理）
- 蛍光ランプ及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再生資源化を図るものとする。

（イオン化式感知器）
- 放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。

（フロン類等の処理）
- フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
- 吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正な処理を行うこと。
- ブライン液は専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。
- 鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。

（六ふっ化硫黄ガス）
- ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

（その他の処理）
- 上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。

16.建設発生土の処分
- ○構内指定場所に敷きならし　○構内指定場所にたい積　○構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設）
- 本工事における建設発生土の処分地名称については、（1）一般事項12-1「発生材の処理等」に記載の表による。

17.埋戻し
- コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部５０mmから上部１００mm以上の範囲を
○根切り土の中の良質土　○山砂の類　にて埋戻しのこと。

18.障害物発見時の処置
- 工事に伴い障害物等が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。

19.騒音、振動の防止
- 「低騒音型、低振動型　建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。
- 騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、２日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

20.耐震施工
- 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。

（1）設計用水平地震力（設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。）
設計用水平震度　（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

設置場所	機器種別	●特定の施設（○甲類・●乙類） 重要機器	●特定の施設 一般機器	○ 一般施設（乙類） 重要機器	○ 一般施設 一般機器
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器（水槽類）は、図面特記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む）

（2）設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
（3）上層階の定義は、下記による。
６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上は上層４階
（4）給湯設備の転倒防止措置
満水時の質量が１５ｋｇを超える給湯設備は、平成２４年国土交通省告示第１４４７号に適合する転倒防止措置を行うこと。

21.あと施工アンカー
性能確認試験　：○行う（　　）　●行わない
施工後確認試験：特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。

22.風圧力に対する性能
- 建築基準法施行令第８７条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。
なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。　○　　○

23.施工条件
- 作業については日曜・祝日・第２・４土曜日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。）
- 施工時間は原則として、午前８時から午後６時までとする。
- 地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。

24.官公署その他への手続き
- 工事施工に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第１編第１章第１節１．１．３並びに改修標準仕様書第１編第１章第１節１．１．３による。

25.工事実績データーの作成・登録について
- 受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が５００万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から１０日以内(土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

26.建設業退職金共済制度
- 建設業退職金共済制度(以下「建退共」という)は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、１ケ月以内に「建退共掛金収納書届」を提出する。
- 工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲げること。

27.施工体制台帳及び施工体系の義務化
- 発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
- 施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事の係わるすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。

28.火災保険について
- 本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。
また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。
被保険者：堺市長 、保険期間：工期プラス１ヶ月 、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上
- なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

29.その他の保険について
- 本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
第三者に与えた損害の補償　：請負業者賠償責任保険
従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険

30.中間技術検査
- 中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
本工事は、中間技術検査の　○対象　●対象外　○元請けの適用区分による

31.工事写真
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領（平成２８年版）・同解説「工事写真 の撮り方 建築設備編」による。

32.完成図等
- 施設毎に完成図を作成し、製本図面（完成図原図をＡ２に縮小しＡ３版背貼製本（表紙文字印刷））を２部提出すること。又、完成図原図も提出すること。
- 施設毎に機器完成図をＡ４版チューブファイル（表紙文字印刷）を２部提出すること。
- 保全に関する資料(施設管理者が保守を行っていく上で必要な事項をまとめたもの)として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行う。
  - 主要資材一覧表（名称・規格・数量・メーカー等）
  - 物品引渡書
  - 装置、機器の取扱い説明書
  - 運転指導（資料に基づく説明も行う。）
  - 主要機器の連絡先
  - 官公署届出書類控、検査済証
  - その他保守上に必要な図書等

33.電子データの提出等
- 完成図をTIFFデーターに変換し、目次をEXCELデーターにて作成し、CD-RW(700MB)にて提出のこと。

34.提出用保管箱
- 最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。

35.著作権等
- 本工事にて取得する施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

36.公共事業労務費調査
- 本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。
なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

37.引渡し及び管理責任
- 完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。
- 引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は、最終読取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

38.現場代理人・技術者の専任期間等
- 監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

39.暴力団等の排除

1　入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止
（1）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。
（2）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

2　下請契約等の締結について
- 受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3　誓約書の提出について
（1）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
（2）本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4　不当介入に対する措置
（1）受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
（2）受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
（3）本市は、受注者が本市に対し、（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
（4）本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（1）に定める報告及び届出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

＜２０１８．５＞新営・改修編

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31,2
	工事発注日	
電気設備　特記仕様書（1）	SCALE	NON
	原寸紙サイズ	Ａ１
堺市教育委員会　学校管理部　施設課	(株)彩建築事務所	E／1
課長 / 課長補佐 / ~~係長~~ / ~~主査~~ / 担当者	総括 / 担当者	

原寸図　0　25　50　75

（2）電気共通事項　特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1. 電線	・特記なきものは、EM-IEとする。
2. 電線類	・原則としてEMケーブルを使用する。（規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。）
3. ケーブル接続	・ポリエチレン絶縁ケーブル又は架橋ポリエチレン絶縁ケーブルのシースを剥ぎ取った後の絶縁体に、直射日光又は紫外線が当るおそれのある場合は、自己融着テープ又は収縮チューブ等を使用して、紫外線対策を施す。
4. 電線管	・電線管表示（１９）～（７５）で特記なき場合は、下記とする。 屋内：ねじなし電線管　　屋外：薄鋼電線管（電柱等への立上げはポリエチレンライニング鋼管） ・右記の露出配管は塗装を行う。　●　屋外　　●　屋内（ 機械室、ＰＳ内の塗装は不要） ・最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。
5. 電線本数・管路等	・分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側配線経路は、電線太さ、本数及び管径等は監督員の承諾を受けて変更できる。
6. 呼び線	・長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、１．２mm以上の被覆鉄線を挿入すること。
7. ボックス	・ＰＦ管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。但し、ＬＧＳ仕様の界壁に使用する場合は、その耐火レベルに応じた鋼製ボックスを使用すること。
8. 屋外用支持金物及び屋外用プルボックス	・溶融亜鉛めっき仕上品（又は、ステンレス製）を使用する。 ・屋内外を問わず、蓋に用いるビスは六角ビスとする。 ・高天井面に取付けるボックスの蓋には、落下防止チェーンを取付ける。
9. 支持金物等の養生等	・電線管をサドルで支持する場合は、両サドルを使用し、容易に手の届く場所に取付けるハンガーレール等は、その端部を養生（樹脂製キャップ等）すること。また配管を支持する部材は、スプリング式又はバンド式支持とする。 なお、万一ハンガークリップを使用する場合は、その突起部及びビス等を養生すること。
10. 弱電設備との混触防止	・強電と弱電はボックス、配管、配管支持材等の混触を防止すること。
11. 他設備との離隔	・金属製電線管、電線、ケーブル及び金属製プルボックス類は、その他設備と接触しないように十分離隔を取ること。
12. 電線類の表示	・電線･ケーブル類は､各々行先・用途・種類･サイズ等を次のとおり表示する。 分電盤（配電盤）内、プルボックス（中継ボックス）内、ＰＳ内（縦通り）露出配線：１つの階に１箇所、天井その他：点検口付近、ＰＳ内（横通り）露出配線：点検口及び進入口附近、ケーブルラック配線：上部スラブの点検口付近ラック分岐部分、ボックスその他からの引出し部分及び水平方向で概ね15～20m、上下方向に１つの階に１箇所。
13. 防火区画貫通	・防火区画を配管が貫通する場合は、建築基準法施行令第１１２条１５項に基づき施工のこと。 また金属ダクトが防火区画を貫通する場合は、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（電力６８）によること。
14. フラッシュプレート	・材質：●　金属製（ステンレス、新金属も含む）　　〇　樹脂製
15. フロアプレートフロアベース	・材質：〇　砲金製　　〇　アルミ製 ・水平高低調整機能付（空転防止リング付、ＯＡフロアー部分除く）
16. コンセント	・２０Ａ以上、３Ｐ･４Ｐ及び特殊型のコンセントは、差込プラグ付とする。
17. スイッチ	・照明点滅スイッチの点滅数が２個以上の場合はネームプレートを取付けること。
18. 接地	・ケーブルの各シールド層の接地は、原則として上位側で一端接地とする。 ・接地極の詳細図は「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」電力１０９、電力１１０による。
19. はつり工事	・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。 はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に含む。
20. 埋設標示	・構内線路における埋設標の材質：〇鉄製　　〇コンクリート製 ・埋設配管全てに埋設標示テープ（２倍）を敷設すること。
21. 再使用機器	・再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定を実施後、取付ける。但し、絶縁劣化等使用に不可の場合は、監督員に報告する。
22. 図面記号及び寸法	・特記なき図記号（文字記号等も含む）の凡例は標準図により、盤その他機器類について図示した寸法は約寸法とする。
23. 他工事又は他工種との取合い	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。

標準工事区分表　（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。）

工　事　項　目	本工事	建築	機械	ガス	備考
機器の基礎及びピット	〇	●			
同上架台	●	〇			
梁及び壁の貫通スリーブ入れ及び穴埋め補修	●	〇			
梁及び壁の貫通部補強	〇	●			
機器への給排水配管接続工事	〇		●	〇	
機器へのガス配管接続工事	〇		〇	●	
機器付属操作盤への一次側電気工事	●		〇		
同上操作盤からの二次側電気工事	〇		●		
同上操作盤からの故障警報用配管配線	●		〇		
空調機等のリモコンスイッチの取付及び結線	〇		●		
同上機器からリモコンスイッチまでの配管及びボックス	●		〇		
同上機器からリモコンスイッチまでの操作配線	〇		●		
セパレート型エアコンの室内から室外機への渡り操作配線	〇		●		
マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線及び集中操作盤の取付	〇		●		
換気扇の取付	〇		●		
同上機器の手元スイッチの取付及び配管配線・ボックス及び結線	●		〇		
自動制御盤一次側電源工事（配管・配線及び結線共）	●		〇		
便器洗浄用感知装置への電源供給配管配線	●		〇		
水槽類の電極棒・電極帯及びフロートスイッチ	●		〇		
機器・器具及び配管等の吊ボルト用インサート	●	〇			
天井埋込器具等の取付箇所の天井ボードの下地切込み及び補強	〇	●			
壁への埋込型機器及び盤等の仮枠	〇	●			
同上埋込部の補強	〇	●			
軽量鉄骨壁への機器及び盤等の下地切込み及び補強	〇	●			
天井点検口の取付	〇	●			

（3）電気設備科目別仕様　特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1. 電灯設備	
●電気方式	・幹線　●単相３線式　１００／２００Ｖ ６０Ｈｚ　〇直流２線式　１００Ｖ　〇 ・分岐　●単相２線式　●１００Ｖ　〇２００Ｖ　〇直流２線式　１００Ｖ　〇
●位置ボックス	・ケーブル配線で送り端子接続のみ及び末端となる場所には、アウトレットボックスを設けなくてよい。
●照明器具	・蛍光灯安定器及びＬＥＤ制御装置の種類・電圧は、標準図及びＪＩＬ５００４－２０１５「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。

器具の種類		制御装置(安定器)の種類	電圧（Ｖ）
ＬＥＤ灯		ＬＮ（ＬＸ）	標準図による
直管形蛍光灯	ＦＨＦ１６形、ＦＨＦ３２形、ＦＨＦ８６形	ＰＨ（ＰＸ）	〇１００　〇２００
コンパクト形蛍光灯	ＦＨＰ３２形、ＦＨＰ４５形	ＰＮ	〇１００　〇２００
避難口誘導灯・通路誘導灯		ＬＮ	１００

ＬＥＤ灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧（１００～２４２Ｖ等）対応品でもよい。

項目	特記事項
〇照明制御システム	・照明制御システムの各センサー設定は、監督員の指示による。なお各システム毎に専用設定器を納入すること。 ・調光センサ　　〇照明器具に付属　（〇点滅タイプ　〇減光タイプ　〇明るさセンサ） 〇別置（図面による）（〇人感センサ　〇明るさセンサ　）
〇非常照明の形式	・〇電源内蔵型　〇電源別置型
●分電盤等	・本工事の分電盤、ＯＡ盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断機の寸法は、ＪＩＳ Ｃ ８３７０「配線用遮断機」、同付属書５「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」による。特記なき場合、分岐に用いる２極の配線用遮断器及び漏電遮断器は、１極サイズのものとする。また、分電盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付けすること。 ・学校関係等の分電盤は、内部保護板（扉式）付を原則とするが、監督員の承諾を受けて変更できる。
2. 動力設備	
●電気方式	・幹線　●三相３線式　２００Ｖ ６０Ｈｚ　〇 ・分岐　●三相３線式　２００Ｖ ６０Ｈｚ　〇
〇制御盤	・単位ユニットの電流計は、負荷端子の手前で接続する。 ・制御回路で使用する変圧器は、絶縁変圧器とする。 ・動力盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付けすること。
〇監視方法	・〇警報盤による代表監視　〇複合形受信機による監視　〇中央監視装置による監視
〇インターロック	・自動火災報知受信機、連動制御器及びガス漏れ警報機と連動して、空調機を停止させること。
〇機器への接続	・電動機などへの接続は本工事とし、接続方法は図面による。
3. 電熱設備	
〇形式	・〇
4. 雷保護設備	
〇雷保護システム	・〇外部雷保護システム（〇受雷部システム　〇引下げ導線システム　〇接地システム） 〇内部雷保護システム
〇適用規格	・ＪＩＳ Ａ ４２０１（２００３） ・ＪＩＳ Ｚ ９２９０－１（２０１４）　・ＪＩＳ Ｚ ９２９０－３（２０１４）
〇保護レベル	・〇Ⅰ　〇Ⅱ　〇Ⅲ　〇Ⅳ
〇受雷部システム	・〇突針　〇水平導体又はメッシュ導体　〇構造体利用
〇突針支持管	・〇鋼製　〇ステンレス製　〇アルミ製
〇引下げ導線	・〇構造体利用　〇引下げ導線
〇接地極の種類	・構造体利用接地極（〇構造体利用接地極） ・Ａ型接地極（〇板状接地極　〇垂直接地極　〇放射線状接地極（水平接地極）） ・Ｂ型接地極（〇環状接地極　〇網状接地極（メッシュ形状の接地極））
5. 受変電設備	
〇定格電圧	・高圧　〇三相３線式　６．６ｋＶ ６０Ｈｚ　〇 ・低圧　〇三相３線式　２１０Ｖ　　〇単相３線式　１０５Ｖ／２１０Ｖ 〇三相３線式　　Ｖ　　〇三相４線式　　Ｖ／　　Ｖ
〇配電盤形式	・〇キュービクル式配電盤（〇屋内　〇屋外）　〇高圧スイッチギア キュービクル式配電盤（〇ＰＦ・Ｓ形　〇ＣＢ－１形　〇ＣＢ－２形　〇ＣＢ－３形） 高圧スイッチギア：ＣＢ－３形　（〇ＰＷ形　〇ＣＷ形）
〇変圧器	・変圧器の規格は下記による。但し、スコット結線変圧器、モールド変圧器でＨ絶縁材料を使用するものは除く。 〇油入変圧器　　単相／三相（〇ＪＩＳ Ｃ４３０４　〇ＪＥＭ） 〇モールド変圧器　単相／三相（〇ＪＩＳ Ｃ４３０６　〇ＪＥＭ）　但し、絶縁種別Ｆとする。
〇監視方式	・監視　　〇警報盤による代表監視　〇中央監視盤による監視 ・操作制御　〇現地盤による手動制御　〇中央監視盤による遠方制御
〇基礎	・〇別途工事　〇本工事　〇既設
〇盤内換気扇	・盤内にサーモスタット（３０℃～４０℃可変形とし、３５℃にセット）及び切替スイッチ（自動・手動切）を設ける。 ・外部換気扇がある場合は、連動させる。
〇その他	・〇低圧配電盤の配線用遮断器は、取付板組込形で埋込形とする。 ・〇低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ・〇低圧配電盤の内部点検用スペースを設ける。（幅６００mm以上、高さ１．８００mm以上） ・〇充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。 ・〇主遮断器装置、変圧器、低圧主回路導体にサーモラベルを貼付する。
6. 電力貯蔵設備	
〇直流電源装置	・用途　〇非常用照明用　〇受変電設備用　〇非常用照明用・受変電設備用共用
〇交流無停電電源装置	・用途　（　　　　　　　　）
7. 発電設備	
〇非常用発電装置	・原動機　〇ディーゼル機関　〇ガスタービン ・形式　〇キュービクル式　〇オープン式 ・連続運転可能時間　〇１０時間以上　〇１６８時間以上 ・燃料備蓄量　〇１０時間以上　〇２４時間以上　〇７２時間以上 ・発電方式 三相３線式 ６０Hz　〇２１０Ｖ　〇６．６ｋＶ　〇 ・定格出力：　　ｋＷ（　　ｋＶＡ）以上　原動機：　　ｋＷ以上
〇常用発電装置	・用途　〇常用　〇常用防災兼用 ・原動機　〇ディーゼル機関　〇ガス機関　〇ガスタービン ・形式　〇キュービクル式　〇オープン式　〇パッケージ式 ・発電方式 三相３線式 ６０Hz　〇２１０Ｖ　〇６．６ｋＶ　〇 ・定格出力：　　ｋＷ（　　ｋＶＡ）以上　原動機：　　ｋＷ以上
〇太陽光発電装置	・連系方式　〇高圧連系　〇高圧受電みなし低圧連系　〇低圧連系 ・売電　〇有　〇無し ・自立運転　〇有　〇無し ・太陽電池アレイ：公称最大出力　　ｋＷ以上 ・パワーコンディショナ出力　相　線式　Ｖ　ｋＷ以上 ・単独運転検出装置　〇受動的方式　〇能動的方式
8. 構内情報通信網設備	
〇ケーブル	・幹線：〇ＥＭ－ＯＰ　〇ＥＭ－ＵＴＰ　支線：〇ＥＭ－ＯＰ　〇ＥＭ－ＵＴＰ
〇施工範囲	・〇配管　〇配線　〇機器収納盤（〇盤のみ　〇盤・機器共）
〇試験調整	・標準仕様書に定められた接続試験等を行い、監督員に提出のこと。なお、必要となる試験機材等は請負者の負担とする。
9. 構内交換設備	
〇形式	・〇ボタン電話装置　〇交換装置（〇デジタルＰＢＸ　〇ＩＰ－ＰＢＸ　〇ＶｏＩＰサーバ）
〇蓄電池停電補償時間	・〇５分以上　〇３０分以上　〇製造者標準
〇施工範囲	・〇配管　〇配線　〇交換装置　〇電話機
〇保安器用接地	・〇本工事　〇別途工事
〇ローテンションアウトレット	・〇固定形　〇自在型 ・〇一般形　〇ＯＡフロアー用
10. 情報表示設備	
〇マルチサイン装置	・〇
〇出退表示装置	・〇
〇時刻表示装置	・〇親子式　親時計　（〇ラック式　〇壁掛式　〇簡易式） プログラムタイマー（〇有　〇無し） ・〇単独式　電源　（〇太陽電池式　〇交流式） 時刻修正機能（〇有　〇無し）
11. 映像・音響設備	
〇形式	・〇
12. 拡声設備	
●全館放送用	・用途　〇一般放送　●非常放送兼用 ・形式　〇壁掛形　〇ラック組込形　〇卓上形 ・増幅器定格出力：ＨＩ型　Ｗ以上 ・付加機能：〇リモコン機能　〇 ・演奏機器：〇カセットデッキ　〇ＣＤ／ＤＶＤﾌﾟﾚｰﾔｰ　〇ラジオチューナー　〇
〇ローカル放送用	・形式　〇ワゴン形　〇ラック組込形　〇卓上形　〇キャビネット収納形 ・増幅器定格出力：ＨＩ型　Ｗ以上 ・演奏機器：〇カセットデッキ　〇ＣＤ／ＤＶＤﾌﾟﾚｰﾔｰ　〇ラジオチューナー　〇
13. 誘導支援設備	
〇音声誘導装置	・検出方式　〇無線式（電波式、ＩＣタグ式、赤外線式）　〇磁気式　〇画像認識式
●インターホン	・種類　〇外部受付用インターホン　●電話形同時通話式（親子式及び相互式）
〇トイレ等呼出装置	・表示器：　５　窓　　呼出ボタン：〇壁付ボタン　〇壁付握りボタン
〇その他	・〇受付呼出装置　〇警報ランプ付ブザー
14. 呼出設備	
〇内容	・〇ナースコール装置　〇情報通信網対応形ナースコール装置　〇携帯ナースコール装置
15. テレビ共同受信設備	
〇アンテナ・マスト	・〇ＵＨＦ　〇ＢＳ　〇ＣＡＴＶ ・アンテナマストの取付は、〇壁面　〇自立　とする。
〇電界強度測定	・測定場所（アンテナ取付位置付近）及び測定チャンネルは、監督員と協議する。
16. 監視カメラ設備	
〇伝送方式	・〇ネットワーク伝送方式（〇標準　〇ＨＤ）　〇アナログ伝送方式（〇白黒　〇カラー） ・〇２方式併用方式
〇カメラ	・屋　内：〇ドーム型　〇箱型　　屋　外：〇ドーム型　〇箱型 ・ズーム：〇有　〇無し　　回転台：〇有　〇無し
〇モニター	・〇卓上形　〇吊下げ形　〇ラック組込形
17. 駐車場管制設備	
〇車両検出方式	・〇ループコイル式　〇光線式（赤外線式）　〇超音波センサ式
〇施工範囲	・〇配管　〇配線　〇機器取付け
18. 防犯・入退室管理設備	
〇内容	・〇機械警備用配管　〇防犯装置　〇入退室管理装置
19. 火災報知設備	
●自動火災報知装置	・〇受信機　　形　級　　回線（〇壁掛形　〇自立形）（〇単独形　〇複合形） ・●副受信機　　形　級用　40回線 ・〇機器収納箱（〇消火栓一体形　〇単独形） ・〇消火ポンプの始動（〇消火栓箱内押し釦　〇発信機と連動（総合盤に始動表示灯を設ける。）） ・〇電気方式：ＤＣ２４Ｖ（位置表示灯及び消火ポンプ始動表示灯はＡＣ２４Ｖ）
〇自動閉鎖装置	・〇連動制御盤　　回線（〇単独形　〇火災受信機等と一体） 〇予備電源（蓄電池）内蔵（予備電源は、ダンパー等の全数復帰用の容量とする。） ・〇防火戸用　ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下（〇ラッチ式　〇電磁式） ・〇防煙ダンパー用（別途工事：瞬時通電式又は電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構（電動式）DC24V 0.7A以下） ・〇防火シャッター用（別途工事：DC24V 0.6A以下　警報連動付）
〇非常警報装置	・〇
〇ガス漏れ警報装置	・〇受信機　　形　級　　回線（〇壁掛形　〇自立形）（〇単独形　〇火災受信機等と一体）
〇諸警報表示	・〇受信機に諸警報表示窓（　　窓）を設ける。
20. 中央監視制御設備	
〇監視方式	・〇警報盤　〇簡易形監視制御装置　〇監視制御装置
〇蓄電池容量	・〇標準仕様書による　〇３０分以上
21. 構内配電線路	
〇電気方式	・〇三相３線式　〇６ｋＶ　〇２００Ｖ　〇単相３線式　１００／２００Ｖ 〇単相２線式　〇１００Ｖ　〇２００Ｖ
〇埋設深さ	・特記なき場合は、ＧＬ－６００以上とする。
〇電柱	・電柱は、遠心力プレストレストコンクリートポールとする。
〇ハンドホール等	・構造、寸法は、　（〇標準図　〇図面　）による。　・蓋の記号表示は、（〇電気　〇　　）とする。 ・ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。又、ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。
〇余長	・高圧ケーブルは、ハンドホール等又は、キュービクル内等の１ヶ所で約３ｍの余長をとる。
〇区分開閉器	・高圧交流負荷開閉器７．２ｋＶ　（〇２００Ａ　〇３００Ａ） ・用途：〇架空引込用　〇地中引込用　　構造：〇耐中塩じん用　〇耐重塩じん用 ・形式：〇引外し装置付（ＳＯＧ形）　〇引外し装置なし　〇避雷器内蔵　〇制御電源用変圧器内蔵
〇がいし、高圧ｹｰﾌﾞﾙ端末処理	・〇一般用　〇耐塩用　〇重耐塩用
〇避雷器、装柱材	・避雷器：〇屋外形　〇耐塩形　　・装柱材：〇一般用　〇耐塩形
〇外灯	・基礎　〇本工事　〇別途工事 ・〇外灯ポールの材質が鋼製（ＳＰＣ）の場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。 〇図面による。 ・〇太陽電池パネル搭載形　〇風力発電装置搭載形　〇太陽電池及び風力発電装置搭載形 〇商用電源併用形
22. 構内通信線路	
〇埋設深さ、電柱	・構内配電線路による。
〇ハンドホール等	・構造、寸法は、　（〇標準図　〇図面　）による。　・蓋の記号表示は、（〇電気　〇　　）とする。 ・ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。

（4）その他事項

項目	特記事項
1. 標準取付高さ	・壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名　称	測　点	取付高（mm）
ブラケット（一般）、（踊場）	床上～中心	2,100 、 2,500
避難口誘導灯、廊下通路誘導灯	床上～下端、上端	1,500以上、1,000以下
スイッチ（一般）、アッテネータ	床上～中心	1,300(小学校1,200･身障1,100)
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床上～中心	300
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室・台上）	床上･台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）、開閉器箱	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
室内端子盤（廊下・室内）	床上～下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上～中心	1,500
親時計、子時計･スピーカー･出退表示盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)、(天井高)X0.9
発信器（出退表示用）、インターホン	床上～中心	1,300 、 1,500（身障1,100）
呼出ボタン（身障用）、復帰ボタン、廊下表示灯	床上～中心	900 、 1,800 、 2,000
警報ベル、表示灯	床上～中心	（天井高）X0.9 、（天井高）X0.8
テレビ機器収容箱	床上～中心	1,800
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）、（都市ガス）	床上･天井面～中心	300 、（天井高）-200

（5）補足事項

＜２０１８．５＞新営・改修編

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
電気設備　特記仕様書（２）		SCALE	NON
		原寸紙サイズ	Ａ１
堺市教育委員会　学校管理部　施設課		(株)彩建築事務所	E／2
課長　課長補佐　係長　主査　担当者		総括　担当者	
原寸図　0　25　50　75			

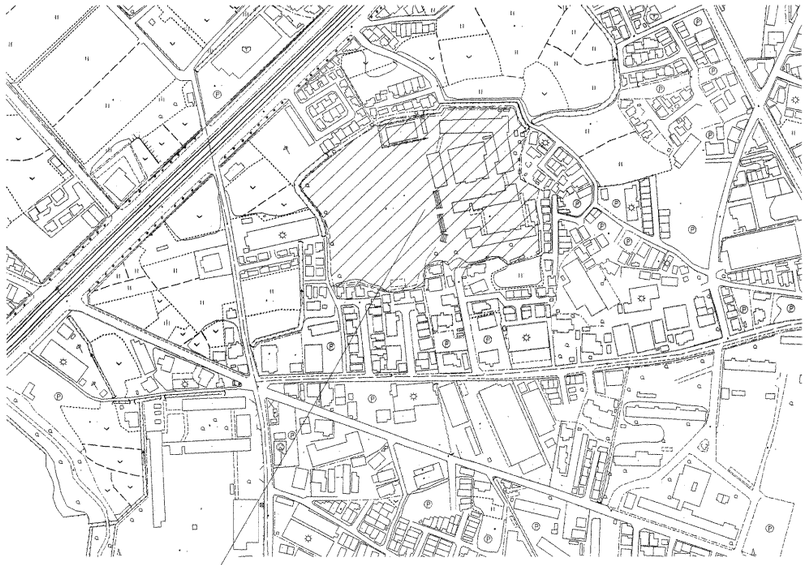

今回工事場所
堺市中区新家町２６０番地

凡　例

今回工事部分を示す

付近見取図　　1：2,500

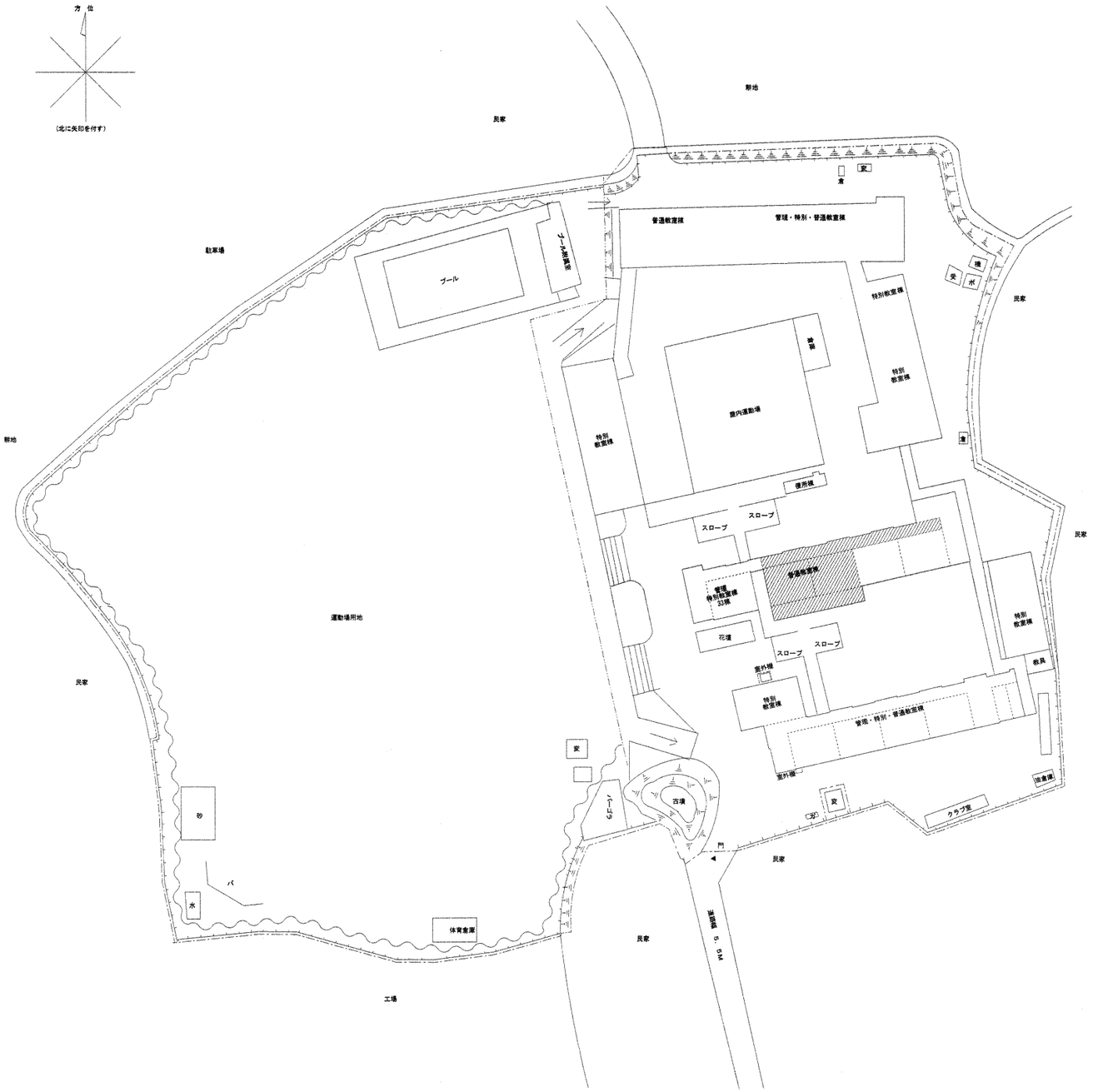

凡例

今回工事部分を示す

配置図　　1：500

※注記※

※校内への車両進入に際しては、各自又は安全巡視員の誘導に従い生徒等には充分注意すること。
※車両通行等により傷めた運動場他通路は、施工業者負担により現況復旧を行うこと。
※工事に伴い発生する埃、土砂等は施工業者にて常時清掃すること。
※学校行事を優先し工事を進めること。
※普通教室内における作業及び教室近傍における作業、ならびに大きな音の出る工事については授業を行っていない時間帯に行うこと。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事						設計完了日		H31.2
						工事発注日		
付近見取図・配置図						SCALE		1:2,500・1:500
						原寸紙サイズ		A 1
堺市教育委員会　学校管理部　施設課						(株)彩請築事務所		E / 3
課長	課長補佐	係長	主査	担当者		総括	担当者	

原寸図　0　25　50　75

既設分電盤盤(2BL-1)結線図

1φ3W 210/105V

MCCB3P100/75AT

MCCB2P2E50/50	6HP40 空調電源			
MCCB2P2E50/20	1階廊下、便所電灯		階段、倉庫電灯	MCCB2P2E50/20
MCCB2P2E50/20	2階西電灯		2階廊下、便所電灯	MCCB2P2E50/20
MCCB2P2E50/20	3階西電灯		3階廊下、便所電灯	MCCB2P2E50/20
MCCB2P2E50/20	職員室電灯		職員室コンセント	MCCB2P2E50/20
MCCB2P2E50/20	2階教室コンセント		2階教室コンセント	MCCB2P2E50/20
MCCB2P2E50/20	職員室コンピューター		職員室ｶﾞｽ	MCCB2P2E50/20
MCCB2P2E50/20	職員室コンセント		1階板敷	MCCB2P2E50/20

N.T.

▨ は今回工事にてﾌﾞﾚｰｶｰ名称を「予備」に変更すること。

ED

ELB

強電・弱電設備　既設配線図(参考図)

①	CPEV1.2-5Pr×3	FEP65	放送 2B～4号棟
	HP1.2-3Pr×3		非常放送 2B～4号棟
	HP1.2-3C	FEP50	非常放送 体育館
	HP1.2-2C		ｶﾃｺﾘｰ 体育館
	HP1.2-10Pr×4	FEP65	自火報 2B～4号棟
	HP1.6-2C×4	FEP65	自火報 2B～4号棟
	HP1.2-10Pr	FEP50	防火戸 3～4号棟
	HP1.2-5Pr		防火戸 2B号棟
	HP1.6-4C×2	FEP50	消火栓起動 2B～4号棟
	CPEV1.2-5Pr	FEP30	防犯
	――――	FEP50	予備(通信)
	―――― ×2	FEP30	予備(通信)
	HP1.2-20Pr	FEP50	非常放送
	CVV2sq-3C	FEP50	ﾁｬｲﾑ
	CPEV1.2-5Pr		ﾘﾓｰﾄ
	MVVS0.5-2C		ﾘﾓｰﾄ
	HP1.2-2C		ﾍﾞﾙ停止信号
	CPEV1.2-5Pr	FEP30	防犯
	CPEV1.2-30Pr	FEP50	副受信機
	――――	FEP30	電話
	――――	FEP30	予備(通信)
②	HP1.2-20Pr	FEP50	非常放送
	CVV2sq-3C	FEP50	ﾁｬｲﾑ
	CPEV1.2-5Pr		ﾘﾓｰﾄ
	MVVS0.5-2C		ﾘﾓｰﾄ
	HP1.2-2C		ﾍﾞﾙ停止信号
	CPEV1.2-5Pr	FEP30	防犯
	CPEV1.2-30Pr	FEP50	副受信機
	――――	FEP30	電話
	――――	FEP30	予備(通信)
③	HP1.2-20Pr	G54	非常放送
	CVV2sq-3C	G54	ﾁｬｲﾑ
	CPEV1.2-5Pr		ﾘﾓｰﾄ
	MVVS0.5-2C		ﾘﾓｰﾄ
	HP1.2-2C		ﾍﾞﾙ停止信号
	CPEV1.2-5Pr	G22	防犯
	CPEV1.2-30Pr	G54	副受信機
	――――	G28	予備(通信)
④	CPEV1.2-5Pr×3	FEP65	放送 2B～4号棟
	HP1.2-3Pr×3		非常放送 2B～4号棟
	HP1.2-3C	FEP50	非常放送 体育館
	HP1.2-2C		ｶﾃｺﾘｰ 体育館
	HP1.2-10Pr×4	FEP65	自火報 2B～4号棟
	HP1.6-2C×4	FEP65	自火報 2B～4号棟
	HP1.2-10Pr	FEP50	防火戸 3～4号棟
	HP1.2-5Pr		防火戸 2B号棟
	HP1.6-4C×2	FEP50	消火栓起動 2B～4号棟
	CPEV1.2-5Pr	FEP30	防犯
	――――	FEP50	予備(通信)
	―――― ×2	FEP30	予備(通信)
⑤	CPEV1.2-5Pr	FEP50	放送 2B号棟
	HP1.2-3Pr		非常放送 2B号棟
	HP1.2-10Pr	FEP50	自火報 2B号棟
	HP1.6-2C		自火報 2B号棟
	HP1.2-5C		防火戸 2B号棟
	HP1.6-4C	FEP30	消火栓起動 2B号棟
	――――	FEP30	予備(通信)
⑥		FEP65	
	CV38sq-3C		3φ揚水ﾎﾟﾝﾌﾟ浄化槽No.2
		FEP30	予備(強電)
		FEP50	岡上警報
	CVV2sq-6C		
	CVV2sq-3C×2	FEP30	節水
	CV60sq-3C	FEP50	1φ4号棟
	CV38sq-3C×2	FEP65	1φ2B・3号棟
	――――	FEP30	予備(強電)
⑦	CV38sq-3C	FEP50	1φ2B号棟
	CVV2sq-3C	FEP30	節水

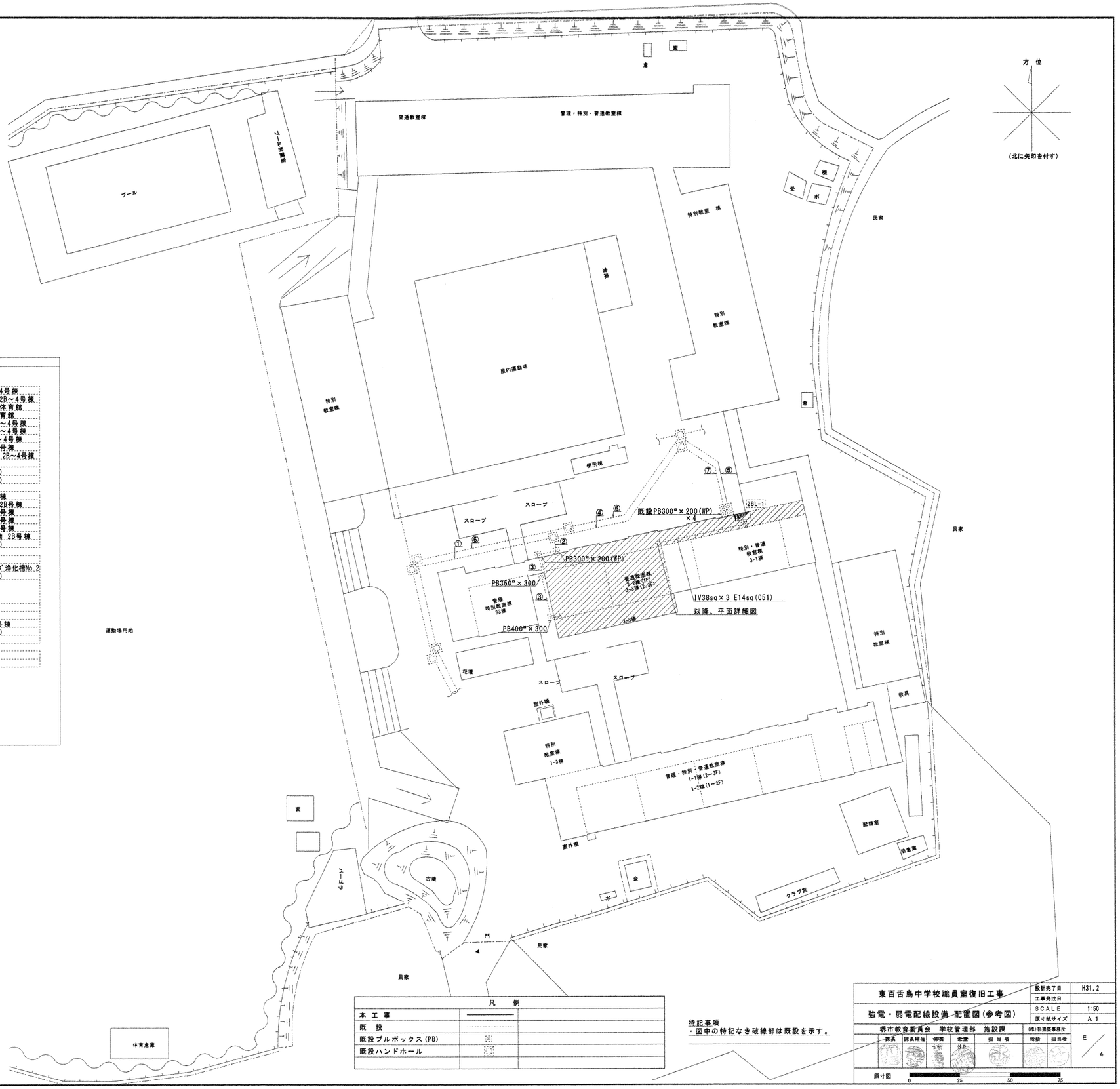

凡例		
本工事	――――	
既設	----------	
既設プルボックス(PB)		
既設ハンドホール		

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
強電・弱電配線設備 配置図(参考図)	SCALE	1:50
	原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会 学校管理部 施設課	(株)彩建築事務所	
課長 / 課長補佐 / 係長 / 主査 / 担当者 / 総括 / 担当者		E / 4

原寸図 0 25 50 75

新設分電盤盤(L-1)結線図

1φ3W 210/105V

MCCB3P100/75AT

A	MCCB2P50/20	防災設備	親子時計	ELB2P2E50/20	B
	MCCB2P50/20	予備			

101	MCCB2P50/20	職員室 照明	職員室 コンセント1	ELB2P2E50/20	301
302	ELB2P2E50/20	職員室 コンセント2	職員室 コンセント3	ELB2P2E50/20	303
304	ELB2P2E50/20	職員室 コンセント4	職員室 コンセント5	ELB2P2E50/20	305
306	ELB2P2E50/20	職員室 コンセント6	集中リモコン 電源	ELB2P2E50/20	307
308	MCCB2P50/20	インターホン 電源	2階教室 電灯	MCCB2P50/20	309
310	MCCB2P50/20	2階教室 コンセント	3階教室 電灯	MCCB2P50/20	311
312	MCCB2P50/20	3階教室 コンセント	予備	MCCB2P50/20	

ED
ELB

照明器具 L402(Hf32W×2灯相当)

公共施設型番：LSS7-5600LW LN

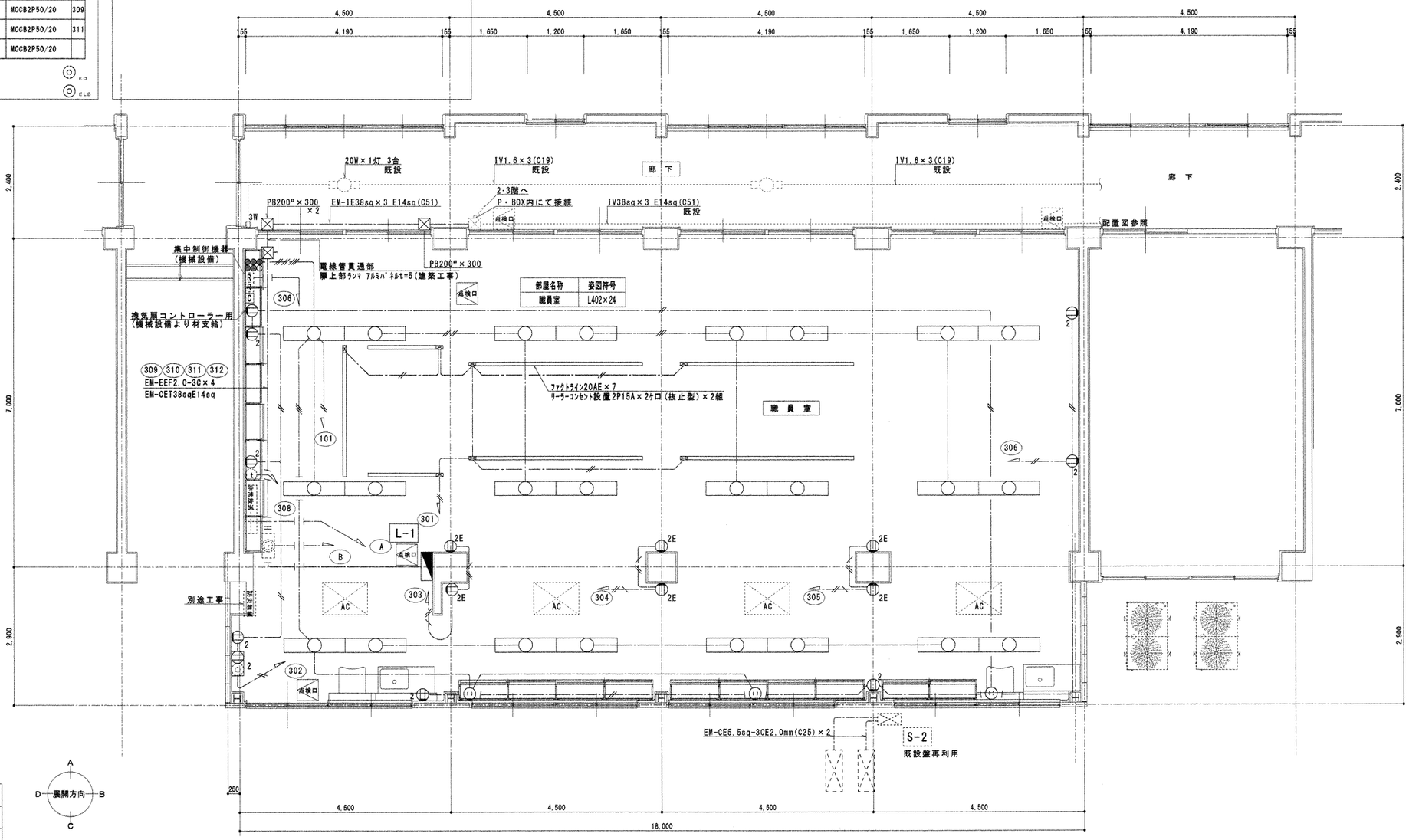

職員室 平面詳細図 1：50

電気設備凡例

	符号	名称・仕様
電灯コンセント設備		照明器具(姿図参照)
		ｽｲｯﾁ
		ｽｲｯﾁ(ﾊﾟｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ)
	2	2個用ｺﾝｾﾝﾄ ﾌﾟﾚｰﾄ共
	2E	2個用ｱｰｽ付(3極)ｺﾝｾﾝﾄ ﾌﾟﾚｰﾄ共
		天井抜止ｺﾝｾﾝﾄ
		分電盤
弱電設備	2	ｺﾝｾﾝﾄ付ﾃﾚﾋﾞ用ｱｳﾄﾚｯﾄ 端末用Ω付 ﾌﾟﾚｰﾄ付
		電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ
		電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ(ﾌﾛｱｰ付)穴あきﾌﾟﾚｰﾄ共
		ｲﾝﾀｰﾎﾝ
		時報装置 壁付
		端子盤
防災設備		非常用ｽﾋﾟｰｶｰ 天井付 消防用認定品L級
		ﾌｯﾃﾞｺｰﾀ ﾌﾟﾚｰﾄ付
		自動火災報知設備 差動式熱感知器
	非常放送	非常用放送設備
		副受信機(40L)
動力設備		動力盤
		天井点検口(建築工事)

特記なき配線は下記による。

――――	EM-EEF1.6mm-2C
――//――	EM-EEF1.6mm-3C
――//////――	EM-EEF1.6mm-2C×2・1.6mm-3C
――//――	EM-EEF2.0mm-2C
――//^――	EM-EEF2.0mm-3C

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
電灯・コンセント設備 平面詳細図(改修)		SCALE	1:50
		原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会 学校管理部 施設課		(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	係長	主査	担当者	総括	担当者

E / 5

原寸図 0 25 50 75

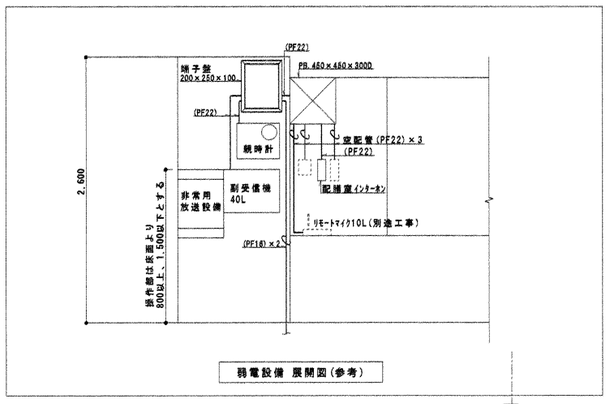

弱電設備 展開図(参考)

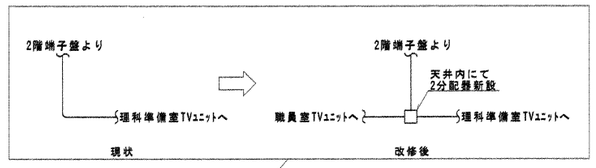

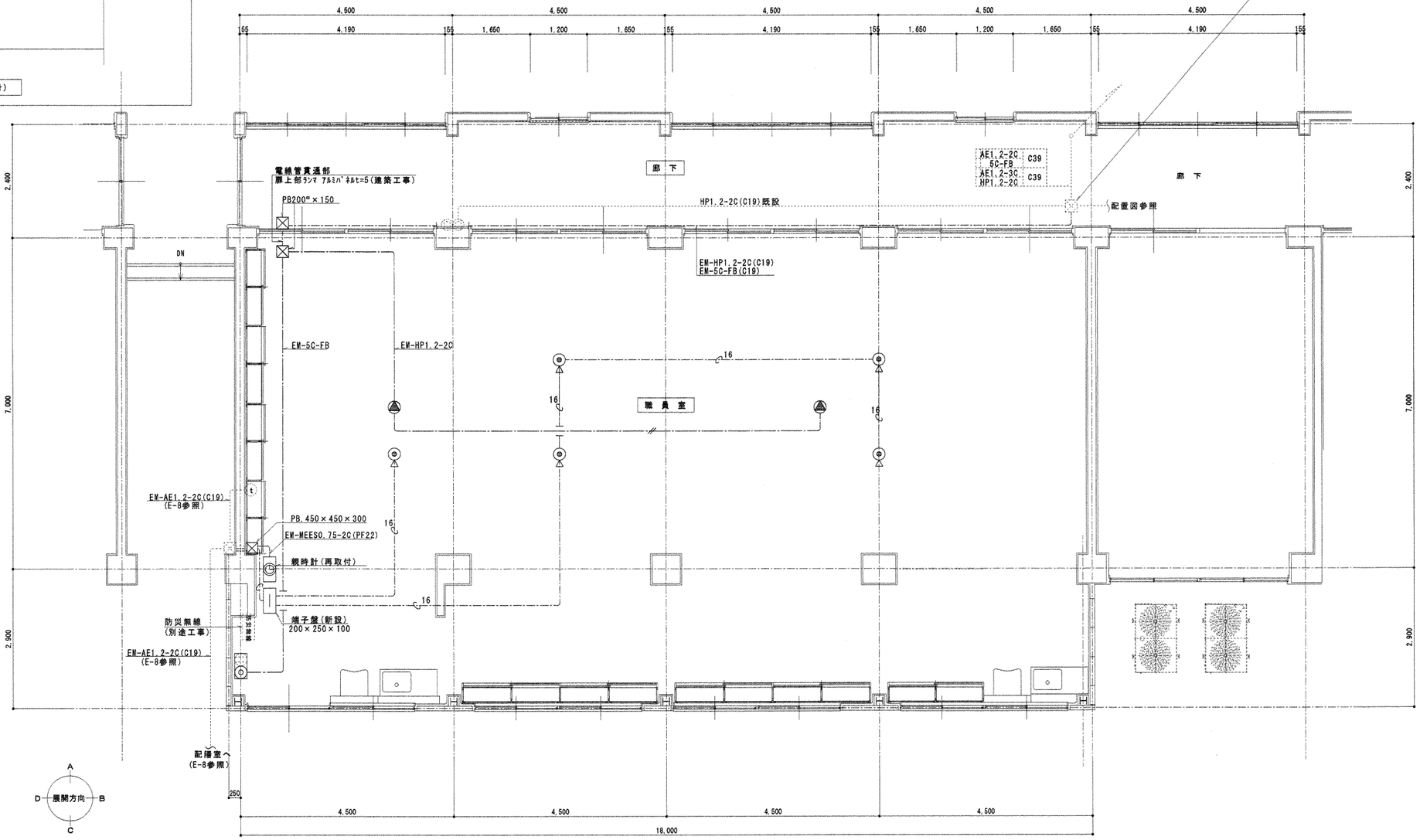

職員室 平面詳細図 1:50

電気設備凡例		
	符号	名称・仕様
電灯コンセント設備		照明器具(姿図参照)
		スイッチ
		スイッチ(パイロットランプ)
	2	2個用コンセント プレート共
	2E	2個用アース付(3極)コンセント プレート共
		天井抜止コンセント
		分電盤
弱電設備	2	コンセント付テレビ用アウトレット 端末用Ω付 プレート付
		電話用アウトレット
		電話用アウトレット(フロワー付)穴あきプレート共
	t	インターホン
		時報装置 壁付
		端子盤
防災設備		非常用スピーカー 天井付 消防用認定品L級
		アッテネータ プレート付
		自動火災報知設備 差動式熱感知器
	非常放送	非常用放送設備
		副受信機(40L)
動力設備		動力盤
		天井点検口(建築工事)

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。
・新設する機器類は既設機器との互換性を十分確認すること。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
弱電設備 平面詳細図(改修)		SCALE	1:50
		原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会 学校管理部 施設課		(株)岩建築事務所	
課長	課長補佐	係長	主査	担当者	総括	担当者

E / 6

原寸図 0 25 50 75

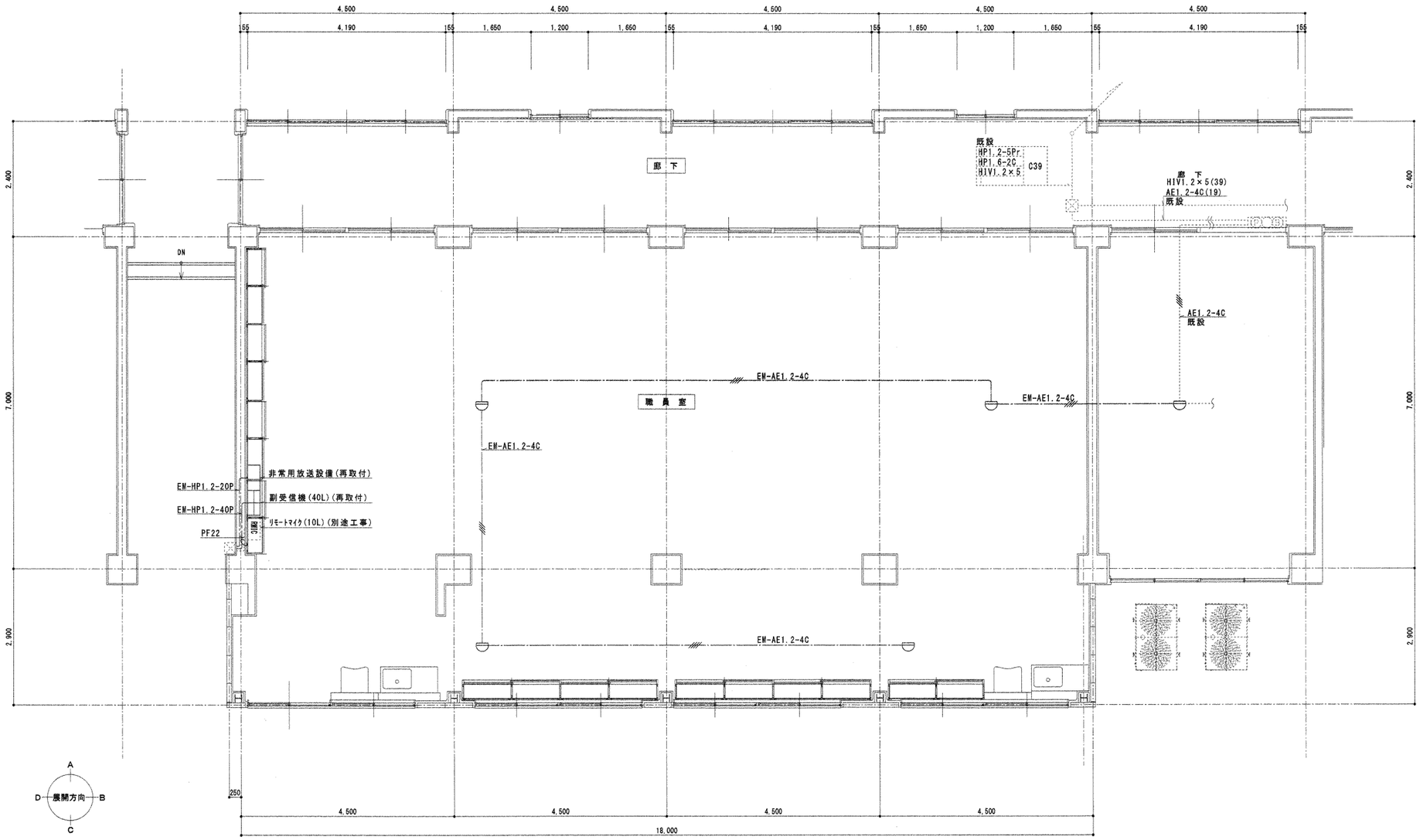

職員室 平面詳細図 1：50

電気設備凡例		
	符号	名称・仕様
電灯コンセント設備		照明器具(姿図参照)
		ｽｲｯﾁ
		ｽｲｯﾁ(ﾊﾟｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ)
	2	2個用ｺﾝｾﾝﾄ ﾌﾟﾚｰﾄ共
	2E	2個用ｱｰｽ付(3極)ｺﾝｾﾝﾄ ﾌﾟﾚｰﾄ共
		天井抜止ｺﾝｾﾝﾄ
		分電盤
弱電設備	2	ｺﾝｾﾝﾄ付ﾃﾚﾋﾞ用ｱｳﾄﾚｯﾄ 端末用Ω付 ﾌﾟﾚｰﾄ付
		電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ
		電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ(ﾌﾛｱｰ付)穴あきﾌﾟﾚｰﾄ共
		ｲﾝﾀｰﾎﾝ
		時報装置 壁付
		端子盤
防災設備		非常用ｽﾋﾟｰｶｰ 天井付 消防用認定品L級
		ｱｯﾃﾈｰﾀ ﾌﾟﾚｰﾄ付
		自動火災報知設備 差動式熱感知器
	非常放送	非常用放送設備
		副受信機(40L)
動力設備		動力盤
		天井点検口(建築工事)

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。
・新設する機器類は既設機器との互換性を十分確認すること。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2	
	工事発注日		
防災設備 平面詳細図(改修)	SCALE	1:50	
	原寸紙サイズ	A 1	
堺市教育委員会 学校管理部 施設課	(株)助建築事務所		
課長 / 課長補佐 / 係長 / 主査 / 担当者	総括 / 担当者	E	7
原寸図 0 25 50 75			

高圧受変電設備　結線図
（既設）

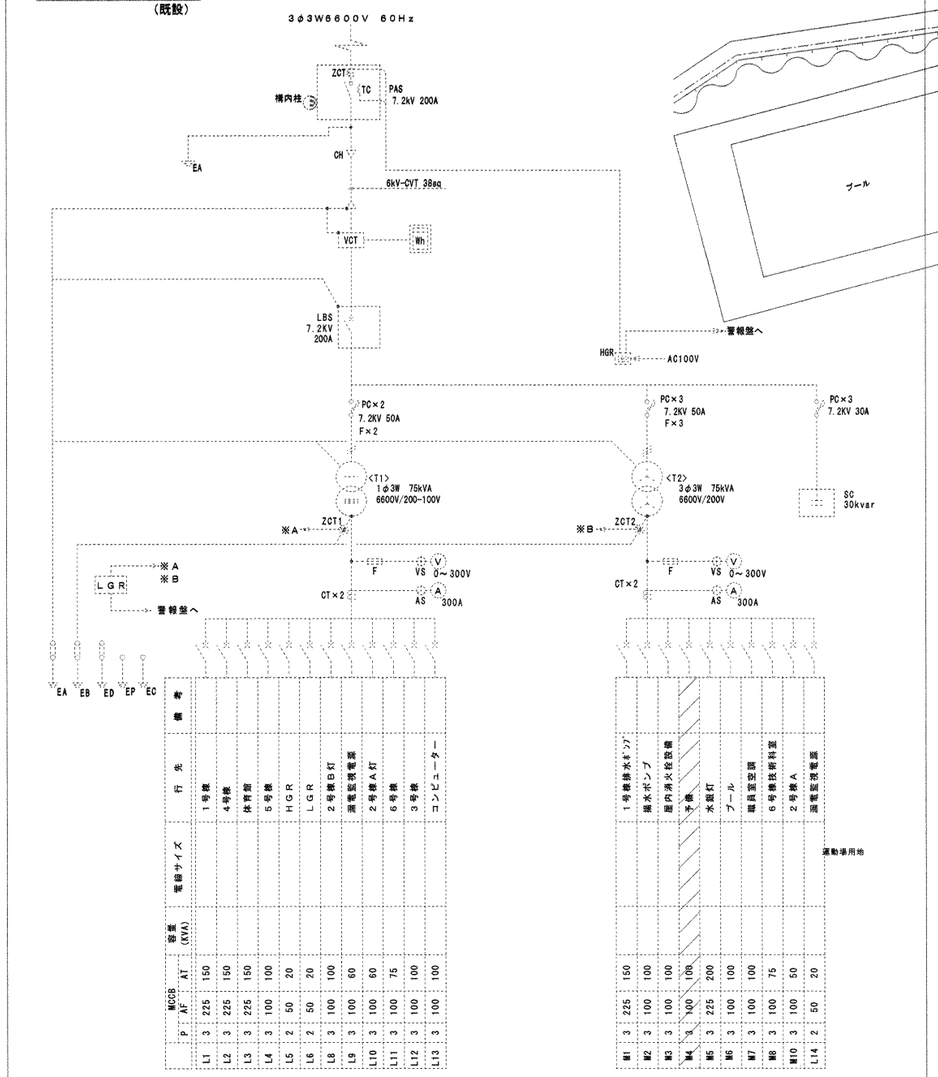

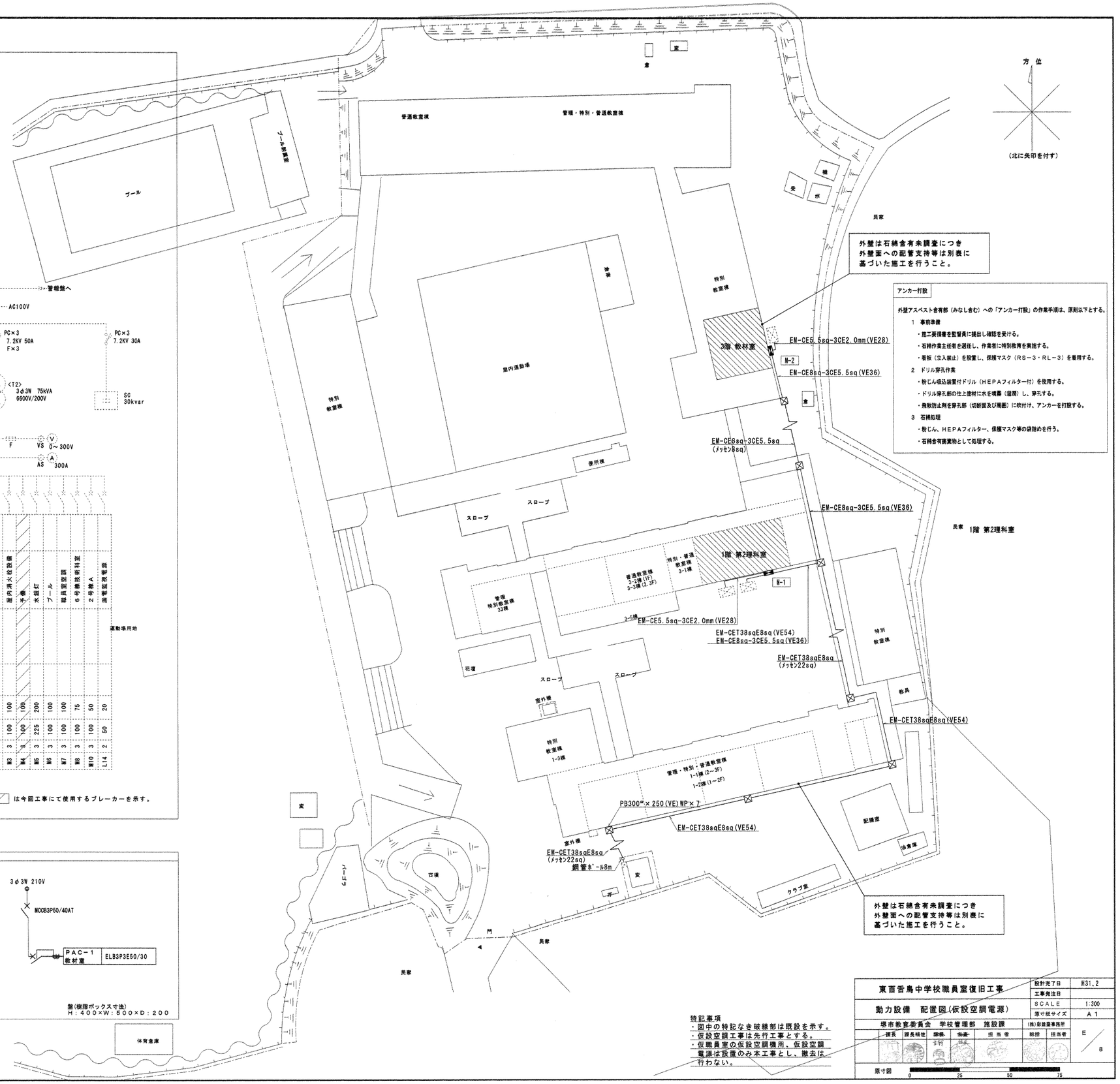

アンカー打設

外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は、原則以下とする。

1　事前準備
- 施工要領書を監督員に提出し確認を受ける。
- 石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。
- 看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RS－3・RL－3）を着用する。

2　ドリル穿孔作業
- 粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。
- ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。
- 発散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。

3　石綿処理
- 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。
- 石綿含有廃棄物として処理する。

仮設空調電源盤(M-1)結線図

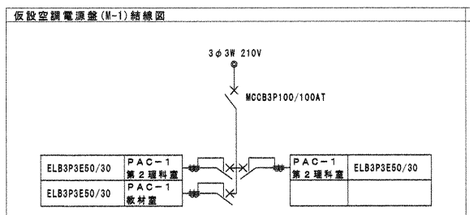

盤(樹脂ボックス寸法)
H：600×W：500×D：200

仮設空調電源盤(M-2)結線図

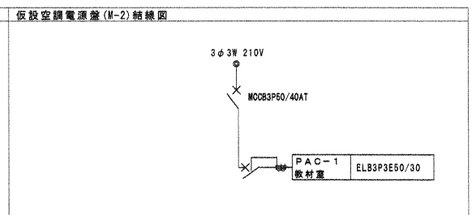

盤(樹脂ボックス寸法)
H：400×W：500×D：200

特記事項
- 図中の特記なき破線部は既設を示す。
- 仮設空調工事は先行工事とする。
- 仮職員室の仮設空調機用、仮設空調電源は設置のみ本工事とし、撤去は行わない。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2	
	工事発注日		
動力設備　配置図(仮設空調電源)	SCALE	1:300	
	原寸紙サイズ	A 1	
堺市教育委員会　学校管理部　施設課	(株)設建築事務所		
課長 / 課長補佐 / 係長 / 係員 / 担当者	総括 / 担当者		E / 8

原寸図　0　25　50　75

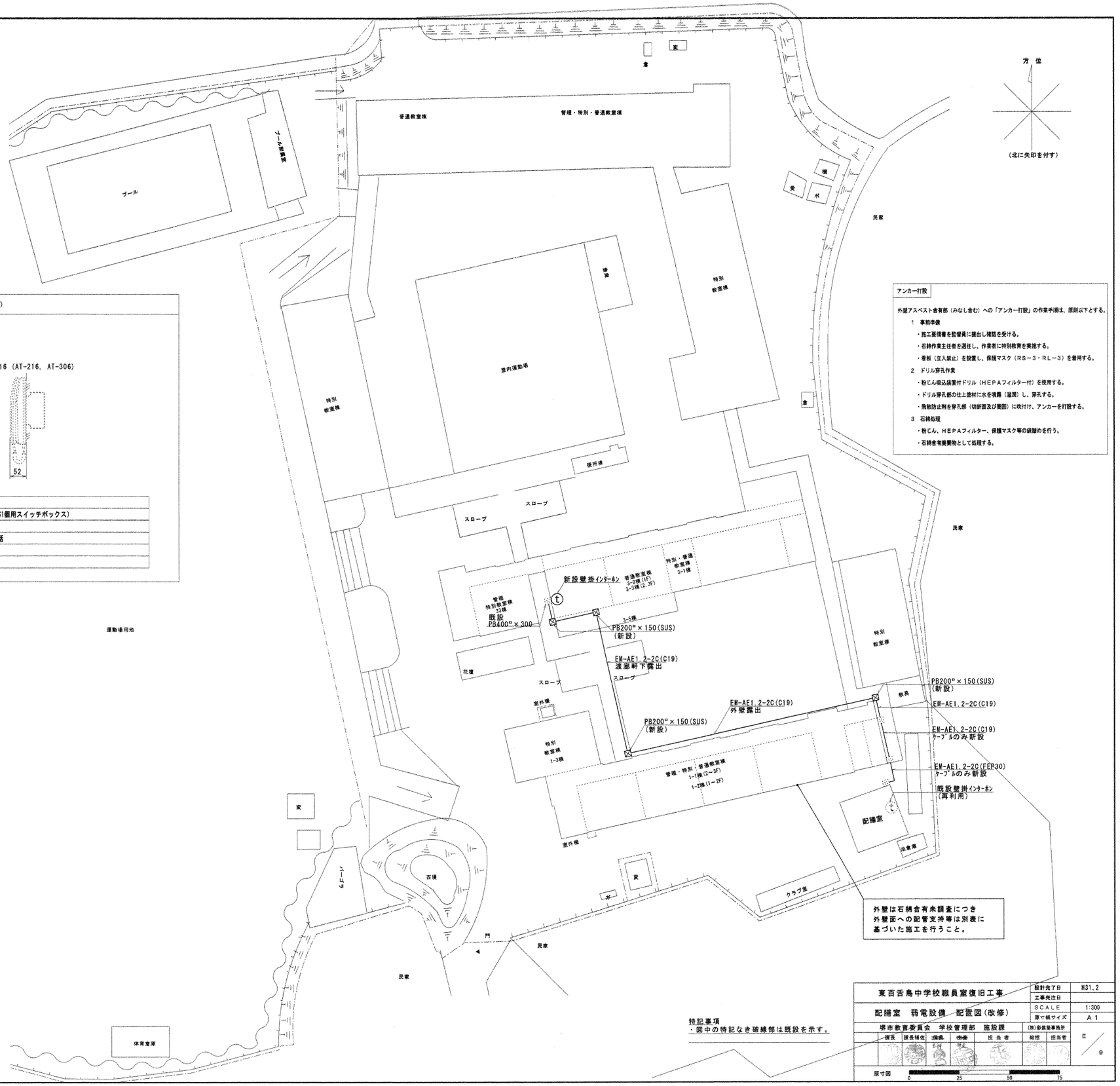

職員室インターホン(新設)

親機

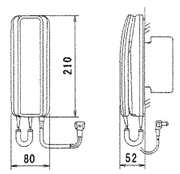

電源電圧	AC100V 50/60Hz
形　状	壁取付型(JIS1個用スイッチボックス)
材　質	樹脂
通話方式	電話型同時通話

配膳室インターホン(既設)

子機　AT-416 (AT-216, AT-306)

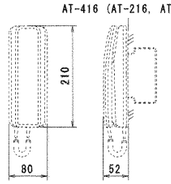

電源電圧	親機から供給
形　状	壁取付型 (JIS1個用スイッチボックス)
材　質	樹脂
通話方式	電話型同時通話

アンカー打設

外壁アスベスト含有部(みなし含む)への「アンカー打設」の作業手順は、原則以下とする。

1　事前準備
- 施工要領書を監督員に提出し確認を受ける。
- 石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。
- 看板(立入禁止)を設置し、保護マスク(RS－3・RL－3)を着用する。

2　ドリル穿孔作業
- 粉じん吸込装置付ドリル(HEPAフィルター付)を使用する。
- ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧(湿潤)し、穿孔する。
- 飛散防止剤を穿孔部(切断面及び飛散)に吹付け、アンカーを打設する。

3　石綿処理
- 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。
- 石綿含有廃棄物として処理する。

外壁は石綿含有未調査につき
外壁面への配管支持等は別表に
基づいた施工を行うこと。

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
配膳室　弱電設備　配置図(改修)		SCALE	1:300
		原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会　学校管理部　施設課		(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	主査	係長	担当者	総括	担当者

E / 9

原寸図　0　25　50　75

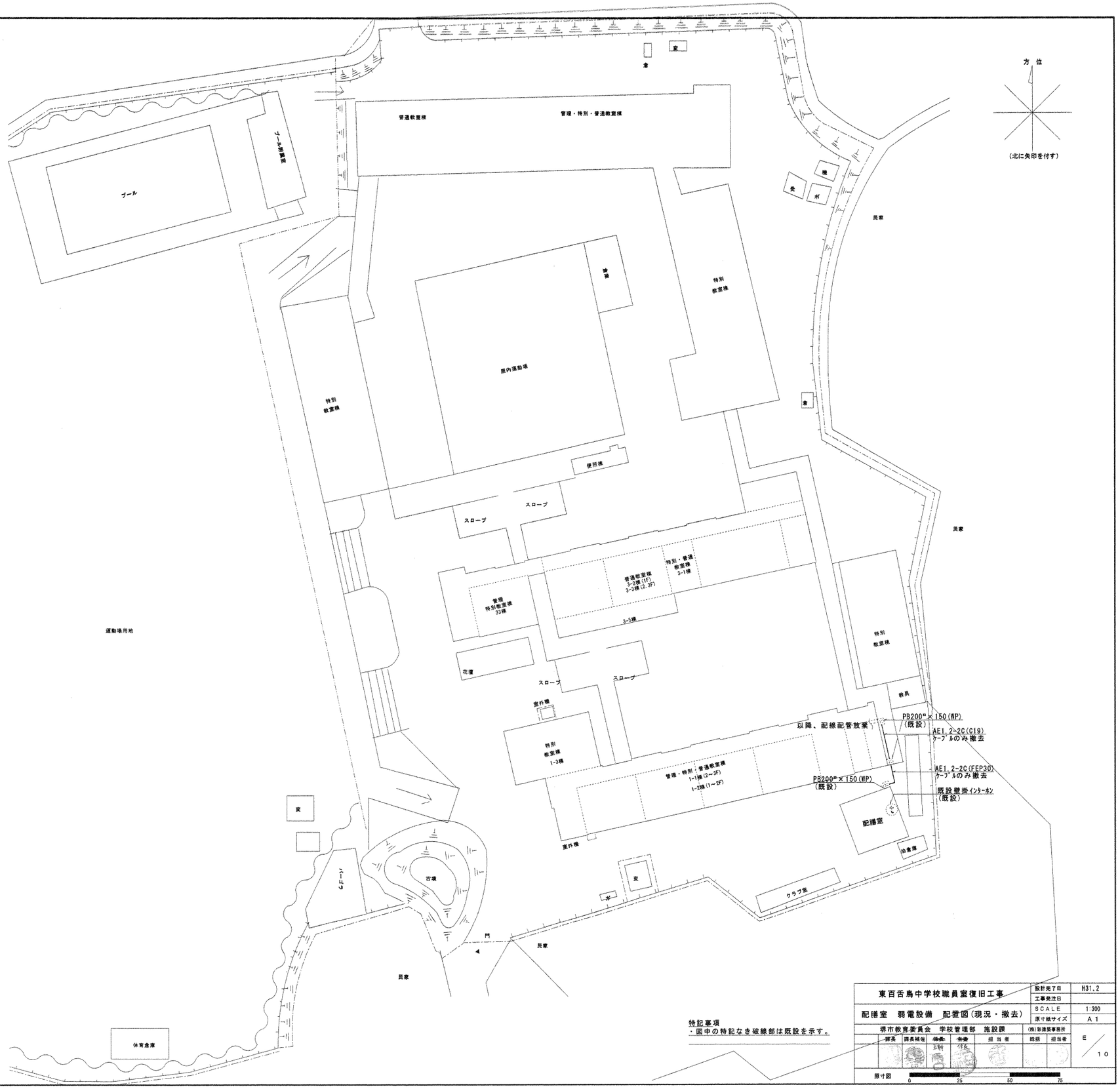

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
配膳室　弱電設備　配置図(現況・撤去)	SCALE	1:300
	原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会　学校管理部　施設課	(株)彩建築事務所	
課長 / 課長補佐 / 係長 / 主査 / 担当者	総括 / 担当者	E / 10

原寸図　0　25　50　75

電気設備凡例		
	符号	名称・仕様
電灯コンセント設備		照明器具(姿図参照)
		スイッチ
		スイッチ(パイロットランプ)
	2	2個用コンセント プレート共
	2E	2個用アース付(3極)コンセント プレート共
		天井抜止コンセント
		分電盤
弱電設備	2	コンセント付テレビ用アウトレット 端末用Ω付 プレート付
		電話用アウトレット
		電話用アウトレット(フロアー付)穴あきプレート共
		インターホン
		時報装置 壁付
		端子盤
防災設備		非常用スピーカー 天井付 消防用認定品L級
		アッテネータ プレート付
		自動火災報知設備 差動式熱感知器
	非常放送	非常用放送設備
		副受信機(40L)
動力設備		動力盤
		天井点検口(建築工事)

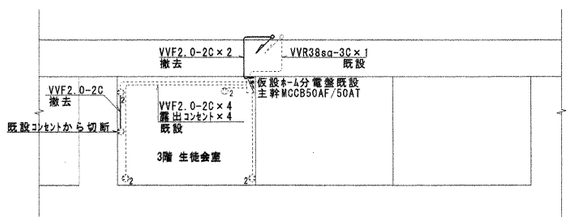

2号棟3階 幹線撤去平面図 1/200

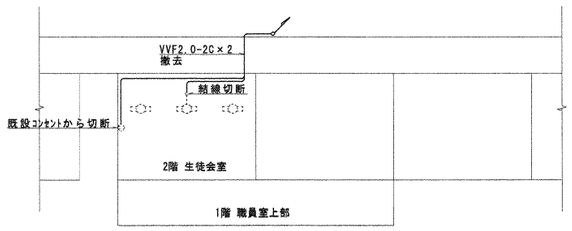

2号棟2階 幹線撤去平面図 1/200

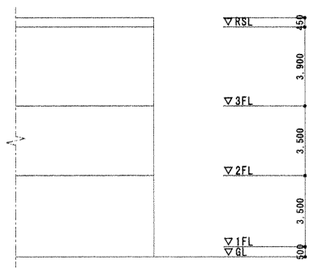

2号棟 断面図

注 記
・職員室に設置する新設L-1分電盤からの電源供給に切替後、撤去すること。

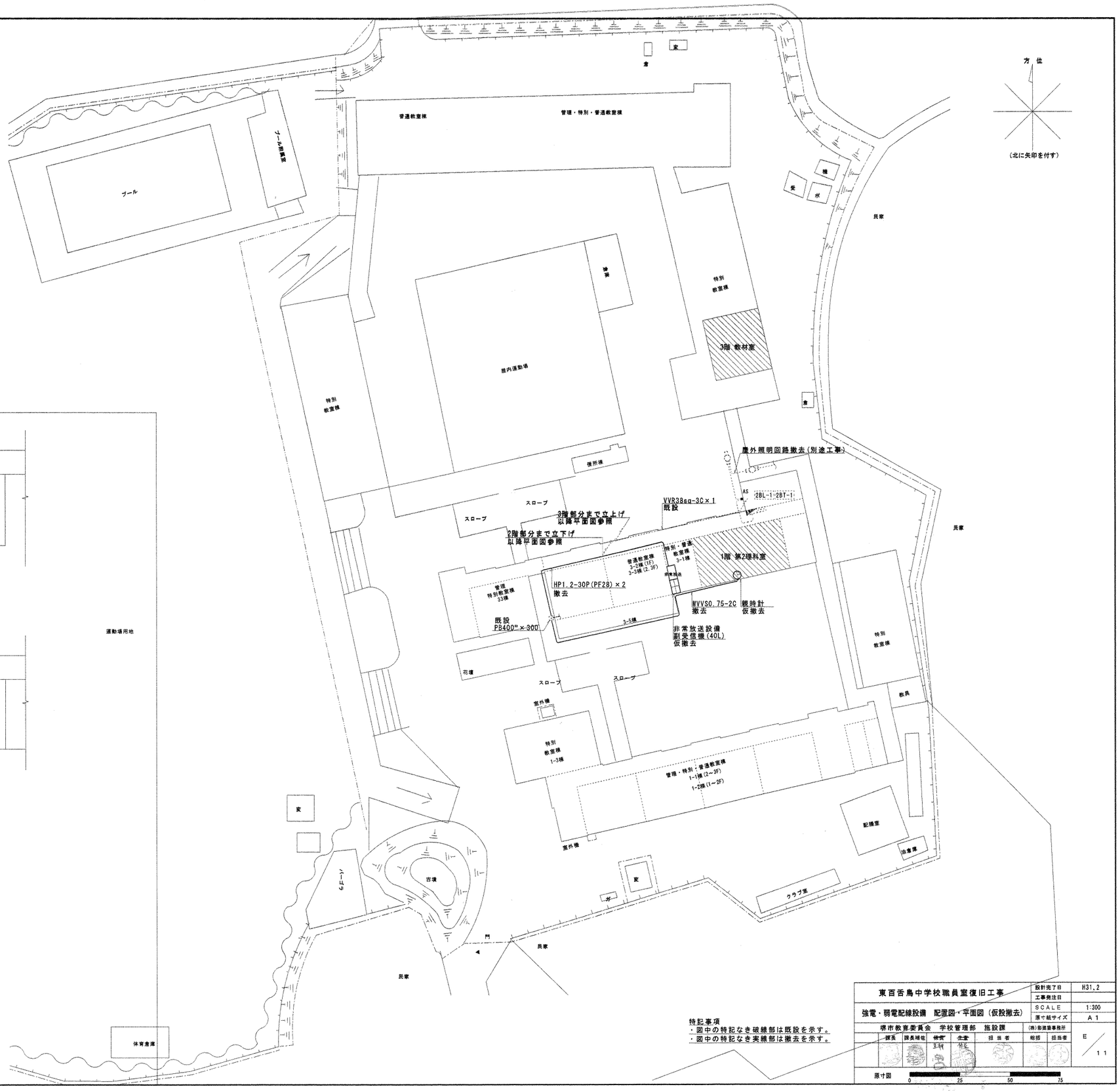

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。
・図中の特記なき実線部は撤去を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
強電・弱電配線設備 配置図・平面図(仮設撤去)	SCALE	1:300
	原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会 学校管理部 施設課	(株)彩建築事務所	
課長 / 課長補佐 / 係長 / 主査 / 担当者	総括 / 担当者	E / 11

原寸図 0 25 50 75

特記仕様書【機械設備】

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　　東百舌鳥中学校職員室復旧工事

2．工事場所　　堺市中区新家町２６０番地

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
校舎	ＲＣ造	地上３階		（　7）項	部分改修

4．工事種目（●印のついたものを適用する。）

建物別及び屋外 / 工事種目	校舎					屋外
空気調和設備	●	○	○	○	○	○
換気設備	●	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	●	○	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○	○
給湯設備	●	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
液化石油ガス設備	○	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○
し尿浄化槽設備	○	○	○	○	○	○

5．工事内容　　（下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。
更に、撤去機材については処分までの一切を含む。）

空気調和設備	職員室復旧工事伴う空気調和機器の新設・仮設用機器の設置を行う。
換気設備	職員室復旧工事伴う換気機器の新設を行う。
衛生器具設備	職員室復旧工事伴う衛生器具の新設を行う。
給水設備	職員室復旧工事伴う給水管の新設を行う。
排水設備	職員室復旧工事に伴う排水管の新設を行う。
給湯設備	職員室復旧工事に伴う給湯機器の新設を行う。

6．特記事項

1）本工事の施工においては、学校の執務及び諸行事に支障なきよう、施設管理者と充分に打合せを行なう。
2）既設建物及び設備等に損傷を与えないよう注意し、万一損傷した場合は、速やかに原形復旧を行なう。
3）施工前に現地確認の上、現況を充分に把握し、施工を行うこと。

Ⅱ．工事仕様書

（注）本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1．一般仕様

（1）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２８年版）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２８年版）並びに公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２８年版）による。（参考資料：機械設備工事監理指針（平成２８年版））
（2）　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）一般事項　　特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 施工調査
・本工事施工にあたっては、事前に現場を充分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。
・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立った事前調査を行い監督員に報告する。
なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2. 工事用表示板

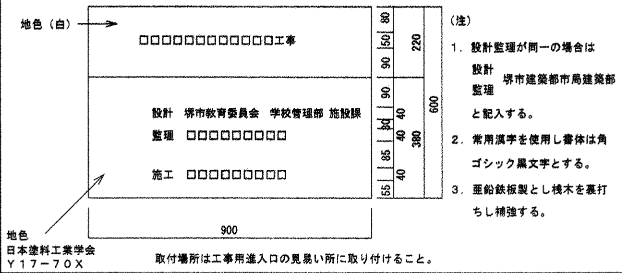

（注）
1．設計監理が同一の場合は　設計 監理　堺市建築都市局建築部　と記入する。
2．常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とする。
3．亜鉛鉄板製とし桟木を裏打ちし補強する。

取付場所は工事用進入口の見易い所に取り付けること。

3. 道路交通の安全対策
・工事用車両幕の取付け　○対象　●対象外
・工事用車両幕取付け対象工事については、道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、１０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事用車両幕を作成し取り付けること。
なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

【工事用車両幕の仕様】
・寸　法：縦５４０mm×横８００mm程度
・材　質：ターポリン
・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
・装着枚数：１枚
・装着場所：ダンプトラックの前面
・取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの４カ所を紐で結ぶ
・その他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

工事用車両幕に記載する工事名、「工事用車両」、受注者名、発注者名の字体は、ＭＳＰゴシックとする。

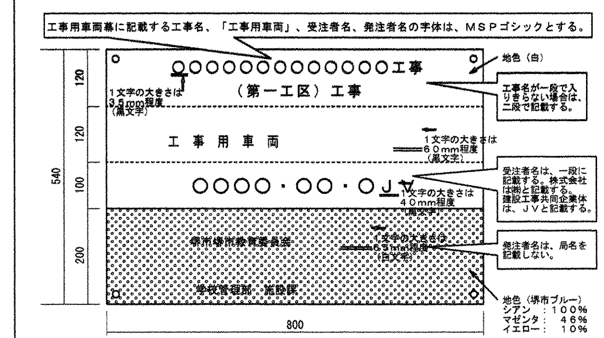

4. 安全対策
・安全巡視員　（警備会社による）○常駐　人　○スポット延べ　人
・交通誘導員Ａ（警備会社による）○常駐　人　○スポット延べ　人
・交通誘導員Ｂ（警備会社による）○常駐　人　○スポット延べ　人
・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

5. 仮設備
・仮設備項目（○受変電　○発電機　○給水ポンプ　○排水ポンプ　○　）
・仮設期間　（●図面による　○　）

6. 工事用仮設物
・すべて受注者の負担とし、構内につくることが（●できる。　○できない。）

7. 足場、さん橋類
・●別契約を含む関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。　○本工事で設置とする。

8. 工事用電力 水・その他
・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。
・受変電設備（新築に限る）を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受電設備全部分）、電気使用料金（施工業者使用分）並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

9. 設備機材等
・本工事に使用する機材は、堺市「使用機材指定製作所一覧表」によるものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。

（グリーン購入法）
・図面中の グ 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達物品を示す。
・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事にて極力採用すること。

10. 工事の下請け及び原材料の購入について
・工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。

11. 化学物質を発散させる設備材料等の使用制限
・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとして下記（１）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第３種のものとして下記（２）を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。
（１）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるＪＡＳ規格品とする。
（２）国土交通省告示１４８５号（平成１５年１１月２５日）で示されているもの。

12-1. 発生材の処理等
・発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。
・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との２者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニュフェストシステムにより適正に行うこと。
・本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリートガラ	大阪・泉州建廃処理事業㈱	和泉市平井町831-3
アスファルトガラ		
木材		
建設発生土	(協)大阪南部リサイクルセンター	富田林市大字貴志2646-4

・上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

12-2.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）の適用について
・発生材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。
・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
（　本工事は、　○適用する　○適用しない　●元請けの適用区分による　）

（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）
1、分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	1.造成等	造成等の工事 □有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	2.基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	3.上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	4.屋根	屋根の工事 □有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	5.建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	6.その他（　）	その他の工事 □有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注1）適用となる事項の □ にチェックする。
（注2）工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

13. アスベストに関する調査・報告・掲示
・工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。なお、事前調査結果を掲示するとともに有の場合は作業内容も掲示すること。

14. アスベスト含有建築仕上塗材の除去について
・建築用仕上塗材にアスベストが含有されていた場合、労働安全衛生規則第９０条５の２と位置付けられ、労働安全衛生法第８８条の３の手続きを行うこと。なお、石綿障害予防規則第１３条に基づき穿孔等をする時は、湿潤な状態で施工すること。

15. 本工事での特別管理産業廃棄物等
・本工事における特別管理産業廃棄物等（●有　○無し）
種類：●アスベスト含有建材　○PCB含有機器　○蛍光ランプ処理　○フロン類等の処理　○

（アスベスト処理）
・工事箇所にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

（PCB処理）
・本工事で撤去する機器については、事前にPCB（微量PCB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。
また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
（ ○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。　○分析済み。）
・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。
監督員指定場所：（ ○現況場所に保管。　○構内指定場所に保管。　○構外搬出し指定場所に保管。）

（蛍光ランプ処理）
・蛍光ランプ及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再生資源化を図るものとする。

（イオン化式感知器）
・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。

（フロン類等の処理）
・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正に処理を行うこと。
・ブライン液は専門業者等により回収し適正な処理を行うこと。
・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。

（六ふっ化硫黄ガス）
・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

（その他の処理）
・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。

16. 建設発生土の処分
・○構内指定場所に敷きならし　○構内指定場所にたい積　●構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設）
・本工事における建設発生土の処分地名称については、（１）一般事項12-1「発生材の処理等」に記載の表による。

17. 埋戻し
・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部５０mmから上部１００mm以上の範囲を
○根切り土の中の良質土　●山砂の類　にて埋戻しのこと。

18. 障害物発見時の処置
・工事に伴い障害物等が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。

19. 騒音、振動の防止
・「低騒音型、低振動型　建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。
・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、２日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

20. 耐震施工
・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。

（１）設計用水平地震力（設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。）
設計用水平震度　　（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

設置場所	機器種別	●特定の施設（○甲類・●乙類）		○ 一般施設（乙類）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器（水槽類）は、図面特記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む）

（２）設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
（３）上層階の定義は、下記による。
６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上は上層４階
（４）給湯設備の転倒防止措置
満水時の質量が１５ｋｇを超える給湯設備は、平成２４年国土交通省告示第１４４７号に適合する転倒防止措置を行うこと。

21. あと施工アンカー
性能確認試験　：○行う　（　　）●行わない
施工後確認試験：特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。

22. 風圧力に対する性能
・建築基準法施行令第８７条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。
なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。　○　　○

23. 施工条件
・作業については日曜・祝日・第２・４土曜日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。）
・施工時間は原則として、午前８時から午後６時までとする。
・地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。

24. 官公署その他への手続き
・工事施工に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第１編第１章第１節１．１．３並びに改修標準仕様書第１編第１章第１節１．１．３による。

25. 工事実績データーの作成・登録について
・受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が５００万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から１０日以内(土･日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

26. 建設業退職金共済制度
・建設業退職金共済制度(以下「建退共」という)は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、１ケ月以内に「建退共掛金収納書届」を提出する。
・工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲げること。

27. 施工体制台帳及び施工体系の義務化
・発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
・施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事の係わるすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。

28. 火災保険について
・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。
また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。
被保険者：堺市長　、保険期間：工期プラス１ヶ月　、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上
・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

29. その他の保険について
・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
第三者に与えた損害の補償　　：請負業者賠償責任保険
従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険

30. 中間技術検査
・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
本工事は、中間技術検査の　○対象　●対象外　○元請けの適用区分による

31. 工事写真
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領（平成２８年版）・同解説「工事写真 の撮り方 建築設備編」による。

32. 完成図等
・施設毎に完成図を作成し、製本図面（完成図原図をＡ２に縮小しＡ３版背貼製本（表紙文字印刷））を２部提出すること。又、完成図原図も提出すること。
・施設毎に機器完成図をＡ４版チューブファイル（表紙文字印刷）を２部提出すること。
・保全に関する資料（施設管理者が保守を行っていく上で必要な事項をまとめたもの）として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行う。
・主要資材一覧表（名称・規格・数量・メーカー等）
・物品引渡書
・装置、機器の取扱い説明書
・運転指導（資料に基づく説明も行う。）
・主要機器の連絡先
・官公署届出書類控、検査済証
・その他保守上に必要な図書等

33. 電子データの提出等
・完成図をTIFFデーターに変換し、目次をEXCELデーターにて作成し、CD-RW(700MB)にて提出のこと。

34. 提出用保管箱
・最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。

35. 著作権等
・本工事にて取得する施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

36. 公共事業労務費調査
・本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。
なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

37. 引渡し及び管理責任
・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。
・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は、最終読取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

38. 現場代理人・技術者の専任期間等
・監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

39. 暴力団等の排除
1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止
（１）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。
（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。
2 下請契約等の締結について
・受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
3 誓約書の提出について
（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
（２）本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。
4 不当介入に対する措置
（１）受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
（２）受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
（４）本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

<２０１８．５>新営・改修編

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
給排水衛生設備　特記仕様書（１）		SCALE	NON
		原寸紙サイズ	Ａ１
堺市教育委員会　学校管理部　施設課	㈱彩建築事務所		M / 1
課長　課長補佐　係長　主査　担当者	総括　担当者		

原寸図　0　25　50　75

項　目	特　記　事　項
（2）機械共通事項	特記項目において選択する事項は、　●印のついたものを適用する。
1. 保温工事	・標準仕様書第２編第３章によるほか下記による。
	・標準仕様書第２編第３章の各表において保温材を選択できるものについて、特記なき場合、グラスウール
	とし、多湿箇所、水掛かり部分及び屋外については、ポリスチレンフォームとする。
	・特記なき場合、配管及びダクトの保温外装は下記による。

ダクト	屋内露出	倉庫・書庫	○　アルミガラスクロス　○　カラー亜鉛鉄板
		機械室	○　アルミガラスクロス
		居室・廊下など	○　カラー亜鉛鉄板
	屋外露出		○　ステンレス鋼板
	多湿箇所（　　）		○　ステンレス鋼板
配管	屋内露出	倉庫・書庫	●　アルミガラスクロス　○　合成樹脂製カバー
		機械室	●　アルミガラスクロス
		居室・廊下など	●　合成樹脂製カバー　○　保温化粧ケース（冷媒管）
	屋外露出		●　ステンレス鋼板　○　保温化粧ケース（冷媒管）
	多湿箇所（　　）		●　ステンレス鋼板　○　保温化粧ケース（冷媒管）

（注）保温化粧ケースは、塩化ビニル樹脂製とする。

（学校、幼稚園、病院、介護・養護施設などの露出部分は、合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）を使用する。）

2. 塗装工事	・屋内、屋外を問わず、保温を行わない鋼製の露出配管・ダクトは塗装を行う。
	ただし、（●ピット内　●パイプシャフト内　●機械室内　●天井内　○屋上　）は除く。
3. はつり工事	・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。
	はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・
	配管類の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に
	含む。
4. 埋設標示（排水管を除く）	・　地中埋設標　　○　要（図示の箇所）　　○　不要
	・　埋設標示テープ　　○　要　　○　不要
5. アンカーボルト	・屋外及び便所、厨房等の多湿箇所ならびに床下ピットにて使用するアンカーボルトはステンレス製又は、
	溶融亜鉛めっき製とする。（あと施工アンカーを含む）
6. 支持金物	・特記なき場合、屋外及び便所、厨房等の多湿箇所ならびに床下ピット、スラブ下埋設配管にて使用する
	支持架台は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。また、同様の場所にて使用するボルトナット、
	ワッシャー、ビス、吊ボルト等もステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。　　なお、容易に手の届く場所
	に取付ける金物類等は、その端部を養生（樹脂製キャップ等）すること。
7. 建物内埋設配管	・建物内スラブ下埋設配管はスラブ等から支持を行うこと。また、特記なき場合の支持間隔は隠蔽配管に
	準ずる。
8. 土留め施工	・地盤を掘削する場合、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の
	深さが1.5mを超える場合には土留工を施すものとする。原則として、1.5mを超え2.0mまでは、あて木
	矢板（２段支保工）により、2.0mを超える場合は　アルミ鋼矢板（水圧式パイプサポートによりよる土留め
	施工を行うものとするが、土留め施工を行うにあたっては、労働安全法、建築基準法等関係法令を遵守し
	施工のこと。
9. 防火区画貫通	・防火区画貫通部分の配管・ダクト等は、建築基準法施行令第１１２条１５項に基づき施工のこと。
10. 他工事又は他工種との取合い	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。
	標準工事区分表　（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。）

工　事　項　目	本工事	建築	電気	ガス	備考
機器の基礎及びピット	○	●			
同上架台	●	○			
梁及び壁の貫通スリーブ入れ及び穴埋め補修	●	○			
梁及び壁の貫通部補強	○	●			
機器への給排水配管接続工事	●		○		
機器へのガス配管接続工事	○			●	
機器付属操作盤への一次側電気工事	○		●		
同上操作盤からの二次側電気工事	●		○		
同上操作盤からの故障警報用配管配線	○		●		
空調機等のリモコンスイッチの取付及び結線	●		○		
同上機器からリモコンスイッチまでの配管及びボックス	○		●		
同上機器からリモコンスイッチまでの操作配線	●		○		
セパレート型エアコンの室内から室外機への渡り操作配線	●		○		
マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線及び集中操作盤の取付	●		○		
換気扇の取付	●		○		
同上機器の手元スイッチの取付及び配管配線・ボックス及び結線	○		●		
自動制御盤一次側電源工事（配管・配線及び結線共）	○		●		
便器洗浄用感知装置への電源供給配管配線	○		●		
水槽類の電極棒・電極帯及びフロートスイッチ	○		●		
機器・器具及び配管等の吊ボルト用インサート	●	○			
天井埋込器具等の取付箇所の天井ボードの下地切込み及び補強	○	●			
壁への埋込型機器及び盤等の仮枠	○	●			
同上埋込部の補強	○	●			
軽量鉄骨壁への機器及び盤等の下地切込み及び補強	○	●			
天井点検口の取付	○	●			

（3）設備科目別仕様	特記項目において選択する事項は、　●印のついたものを適用する。
1. 空気調和設備	
○ 空気調和設備概要	・方　　式：○空気調和　●冷暖房
	○空気調和機　○ＦＣＵ　○ＦＣＵ・ダクト併用方式　○パッケージ方式
	・熱　　源：○ボイラー　○温水発生器　○冷温水発生器　○冷凍機　●ＥＨＰ　○ＧＨＰ　○氷蓄熱
	・制御方式：●電気式　○電子式　○デジタル式
	・燃 料 等：○都市ガス　●電気　○灯油　○Ａ重油（1号）
○ 設計温湿度	

	外　気		屋内 一般系統		屋内	
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏　期	35.3 ℃	52.0 %	28 ℃	50 %	℃	%
冬　期	1.8 ℃	51.7 %	20 ℃	40 %	℃	%

備考：湿度制御を行わない空調方式による湿度は成り行きとする。

○ 空調能力表示	・パッケージ型空気調和器の空調能力表示については、ＪＩＳＢ８６１６、８６２７による。

項　目	特　記　事　項
○ ばい煙濃度計	・○　設ける
○ ばいじん量測定口	・○　設ける（測定口は径８０mmとする）　　○　別途
○ 煙道	・鋼板厚（○　３．２mm　　○　４．５mm）
○ ダクトの種別・工法	・○　低圧ダクト（○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）
	○　高圧ダクト（○アングルフランジ工法）
○ ダクトの分岐方法	・○　割り込み工法　　○直付け工法
○ 風量測定口	・取り付け個所は（○ 図示した位置　○ 送風機吐出ダクト又は吸込みダクト　○　外気取入れダクト
	○　空調機出口チャンバの分岐ダクト）
○ チャンバー	・内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
	・空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼り
	したチャンバーには、点検口を設ける。（点検口の大きさは図示による。）
	・外部に面するガラリに直付のチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工すること。
○ ダンパー	・防煙ダンパー　　復帰方式（○ 遠隔　　○　　）
	定格入力はＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下とする。
	・ピストンダンパー　　復帰方式（○ 遠隔　　○　　）
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・冷温水管：○配管用炭素鋼鋼管（白）　　○水配管用亜鉛めっき鋼管
	・冷却水管：○配管用炭素鋼鋼管（白）
	○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）　又は　水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA）
	・ドレン管：○配管用炭素鋼鋼管（白）　　●硬質ポリ塩化ビニル管
	・給 水 管：○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
	○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）　又は　水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA）
	・冷 媒 管：●新熱材被覆銅管（断熱厚さは液管10mm以上（液管呼び径が9.52mm以下は8mm）、ガス管20mm以上）
○ 弁類	・ＪＩＳ又はＪＶ（○ ５Ｋ　　○ １０Ｋ（図示部分））
	・口径６５Ａ以上のバルブはバタフライバルブ（本体:アルミ製 弁体:ステンレス製）とする。
○ 鋼管用伸縮管継手	・○ベローズ型　○スリーブ型（図示部分）
○ 防振継手	・○合成ゴム製　○ベローズ型（図示部分）
○ フレキシブルジョイント	・○ベローズ型　○合成ゴム製（図示部分）
○ 保温及び消音内貼り	・標準仕様書第2編3.1.4によるほか、下記による。
	・下記のダクトは保温を行う。
	○通りダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ２５mm）
	○外気ダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ２５mm）
	・膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。
	・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。
	・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水及び通気管の項に
	よる。
● 機器の振れ止め	・標準仕様書による。
● 報告書等の提出	・フロン類を冷媒等に使用する空調機器の新設・撤去に伴い、冷媒整備報告書、フロン類充填・回収報告書、
	再生証明書・破壊証明書、工程管理表等を作成し、提出すること。
2. 換気設備	
○ ダクトの種別・工法	・○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）
	○高圧ダクト（○アングルフランジ工法）
	○硬質ポリ塩化ビニル管　　○スパイラルダクト
	・厨房系統の長方形排気ダクトは共通仕様書より一番手厚いものを使用する。
○ 風量測定口	・取付位置は（○図示した位置　○遠心送風機吐出ダクト又は吸込みダクト　○外気取入れダクト）とする。
○ ダンパー	・空気調和設備の当該項目による。
○ 排気ダクトのシール	・厨房、浴室等（シャワー室、脱衣場を含む）の多湿箇所のダクトはシールを行う。
○ チャンバー	・空気調和設備の当該項目による。
○ 保温	・空気調和設備の当該項目によるほか下記による。（保温の仕様は標準仕様書第2編第3章第1節による）
	○空調を行う室　　（○外気取入れ用ダクト　○排気用ダクト（外壁から１ｍ　）））
	○全熱交換ユニット　（○外気取入れ用ダクト　○排気用ダクト（外壁から１ｍ　）　○給気用ダクト）
	○調理場・厨房等　　（○外気取入れ用ダクト　○排気用ダクト（外壁から１ｍ　）））
	（○排気用ダクト　（保温厚さ５０mm（ＲＷ）、範囲は図示による　）））
● 機器の振れ止め	・標準仕様書による。
3. 排煙設備	
○ ダクトの種別・工法	・○高圧１ダクト　　○高圧２ダクト　（※いずれもアングルフランジ工法とする）
○ ダクトの材質	・○亜鉛鉄板　　○
○ 排煙口	・形　　状：○スリットフェース型　○パネル型　　○ダンパー型
	・作　　動：○手動　（○機械式　○電気式）　　○煙感知器連動　　○中央遠隔操作
	・復帰装置：○手元復帰式（○手動式　○電気式）　　○遠方復帰式
	・ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管配線は別途工事とする。
○ 排煙風量測定	・建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
4. 自動制御設備	
○ 中央監視制御装置	・　○有り　　○無し
○ 中央監視制御装置の構成・機能	・図示による。
○ 塗装工事	・屋内、屋外を問わず、鋼製の電線管・ボックスは塗装を行う。
	ただし、（●ピット内　●パイプシャフト内　●天井内　●機械室内　）は除く。
5. 衛生器具設備	
○ 小便器用節水装置	・○手動　　○自動　　（○個別感知　○集合感知　）
	○ハイタンク　○フラッシュ（○埋込　○露出　）
	※集合感知の場合はカウント不足を補償するタイマー機構を設ける。
○ 大便器	・○洋風便器　（○普通便座　　○温水洗浄便座　　）　○和風便器
○ 大便器洗浄弁	・○電気開閉式（○センサー式　○タッチスイッチ式　）　○手動式
○ 温水洗浄便座	・加熱方式（○貯湯式　○瞬間式）　○付加機能（○温風乾燥機能　○脱臭装置　○リモコン　）
○ 和風便器耐火カバー	・○設ける（ピット内は除く）　　○設けない
● 洗面器・手洗器	・洗面器・手洗器は止水栓付とする。

項　目	特　記　事　項
6. 給水設備	
● 給水設備概要	・●給水引込管：　100φ（○新設　●既設　）
	・●水道直結方式　○高置タンク方式　○ポンプ直送方式　○タンクレスブースターポンプ方式
● 水道加入金	・●不要　　○要　（○本工事　○別途　）
● 配管材料（図面特記分は除く）	・一般配管　：●水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管　　○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA）
	地中配管　：○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管　　○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD）
	○水道用ポリエチレン二層管（呼び径50以下）　○水道配水用ポリエチレン管
	給水引込管　：○水道用ポリエチレン二層管（呼び径50以下）　○ダクタイル鋳鉄管
○ 弁類	・ＪＩＳまたはＪＶ　水道直結部分（●　１０Ｋ　）　その他の部分（○ ５Ｋ　○ １０Ｋ　）
	・口径６５Ａ以上のバルブはバタフライバルブ（本体:アルミ製 弁体:ステンレス製）とする。
	またバタフライバルブを埋設使用する場合は、センターハンドル式とする。
○ 量水器	・親メーター（○貸与品　）　子メーター（○買取品（○水道事業者指定 ●標準図）　○貸与品　）
○ 量水器桝	・親メーター（○水道事業者指定　○標準図　）　子メーター（○水道事業者指定　○標準図　）
● 水質検査	・検査項目：●逆離残留塩素濃度
	○特定建築物 15項目（一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物
	（全有機炭素の量）・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度・鉛及びその化合物・亜鉛
	及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・蒸発残留物）
	○学　校　園　9項目（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・ｐＨ値・味・
	臭気・色度・濁度）
	○そ　の　他　10項目（一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物
	（全有機炭素の量）・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度）
	○学校プール　7項目（ｐＨ値・大腸菌・一般細菌・有機物等・濁度・ 総トリハロメタン・
	残留ろ過装置の出口の濁度）
	・検 体 数：●逆離残留塩素濃度・・・　１検体
	○15項目・・・　検体　○9項目・・・　検体　○10項目・・・　検体　○7項目・・・　検体
	・検査箇所：○受水槽　○揚場施設水栓　○プール槽(循環ろ過装置の出口)　●監督員の指示する箇所
7. 排水設備	
● 排水設備概要	・建物内汚水・雑排水（●分流　　○合流　　）
	・建築物放流先　　汚　水：　●公共下水道直放流　　○し尿浄化槽
	雑排水：　○公共下水道直放流　　○し尿浄化槽
● 負担金	・●不要　　○要　（○本工事　○別途　）
● 配管材料（図面特記分は除く）	・屋内汚水管　：○排水・通気用耐火二層管　　○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(ビット内)
	○硬質ポリ塩化ビニル管　　○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
	・屋内雑排水管：○排水・通気用耐火二層管　　○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(ビット内)
	及び通気管　●硬質ポリ塩化ビニル管　　○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管　　○配管用炭素鋼鋼管(白)
	・屋外配管　　：○硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　　○硬質ポリ塩化ビニル管(VU)（樹脂）
○ 満水試験継手	・図示の箇所に取付ける。
○ インバート桝・ため桝	・○ 小口径マス（塩ビ製）　　○ コンクリート製
	・桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。
	・桝蓋の表面には、「汚水」、「雑排水」等の用途を示す文字入れを行うこと。
8. 給湯設備	
● 給湯設備概要	・○中央式　（○電気　○ガス　）　　●局所式　（○電気　●ガス　）
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・○銅管（Ｍ）　　○外面被覆銅管　　○水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管
	○架橋ポリエチレン管　　○ポリブテン管
○ 弁類	・ＪＩＳまたはＪＶ（○５Ｋ　○１０Ｋ（図示部分））
	・口径６５Ａ以上のバルブはバタフライバルブ（本体:アルミ製 弁体:ステンレス製）とする。
● 保温	・膨張管及びボイラーへの補給水管の保温は標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。
	給湯機器排気筒はＰＳ内についても保温を行う。（仕様は躯体部排気筒に準ずる）
9. 消火設備	
○ 消火設備概要	・○屋内消火栓　　○スプリンクラー（○開放型　○閉鎖型　）　○泡消火　　○不活性ガス消火
	○連結送水管　　○連結散水　　○屋外消火栓
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・一般配管：○配管用炭素鋼鋼管（白）　○圧力配管用炭素鋼鋼管（sch-40）
	・地中配管：○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（○SGP-VS　○STPG 370 VS）
○ 保温	・屋外露出配管は保温を行う。（標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による）
	・消火用補給水槽：（○保温型　●保温不要　）
○ 消火器	・○別途工事　　○本工事
10. 液化石油ガス設備	
○ ガス設備概要	・○液化石油ガス
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・一般配管　　：○配管用炭素鋼鋼管（白）　○合成樹脂被覆鋼管
	・地中埋設配管：○ポリエチレン管
11. 厨房機器設備	
○ 厨房機器設備概要	・図示による。（ただし、寸法は参考とする。）
	・熱源：○ガス（○都市ガス　○液化石油ガス）　○電気
12. し尿浄化槽設備	
○ し尿浄化槽設備概要	・形　　式：○合併槽（　　）　　○小規模合併槽（　　）
	・処理対象人員：　　人槽　　m3/日
	・放 流 水 質：ＢＯＤ　　ppm以下

項　目	特　記　事　項
（4）その他事項	
1. 配管工事の試験について	・配管の試験は、配管途中巻しくは隠べい、埋展し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。
	・給水管等の試験は下表の通り行うものとする。なお、下表に記載無き配管の試験については、標準仕様書
	による。

試験対象部位	適　用	試験方法	試験圧力	圧力保持時間
給水管（直圧部）	新設配管	水圧	1.75MPa	60分
給水管（直圧部）	既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分
給水管（加圧部）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍 0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分
揚水管（加圧部）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍 0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分
給水管（高置タンク以下）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	静水頭に相当する圧力の2倍 0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分
給湯管（直結型機器の2次側）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分
給湯管（貯湯式機器の2次側）	器具取付後及び既設配管接続後	水圧	0.3MPa	60分
消火管（屋内消火栓）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	消火ポンプ締切圧力の1.5倍	60分

・給水管等の器具等接続部における漏れ試験は、器具等をすべて接続した後に水圧試験にて行うこと。

試験圧力及び圧力保持時間は上表による（但し、試験圧力は0.75MPaを上限とする）。

（5）補足事項	

<2018.5>新営・改修編

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
給排水衛生設備 特記仕様書（2）		SCALE	NON
		原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会　学校管理部　施設課		(株)新建築事務所	
課長	課長補佐	係長	主査	担当者	総括	担当者

M / 2

原寸図　0　25　50　75

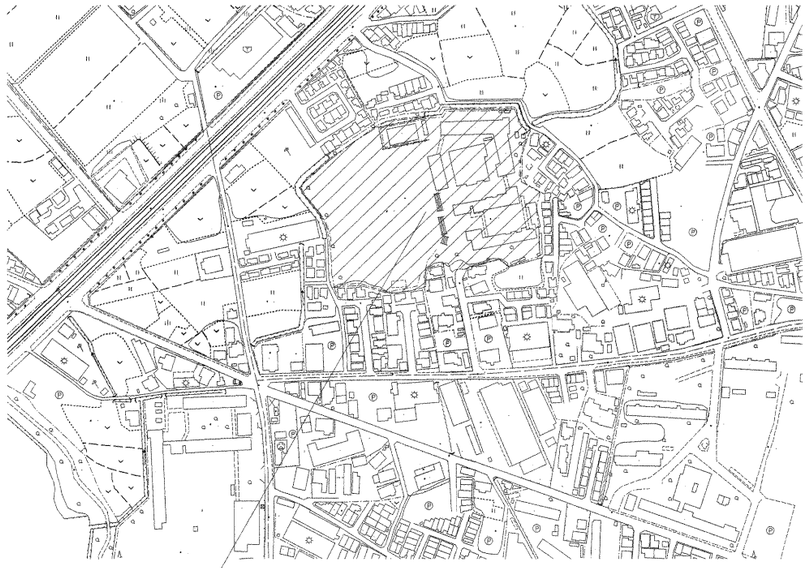

今回工事場所
堺市中区新家町２６０番地

凡 例

今回工事部分を示す

付近見取図　1：2,500

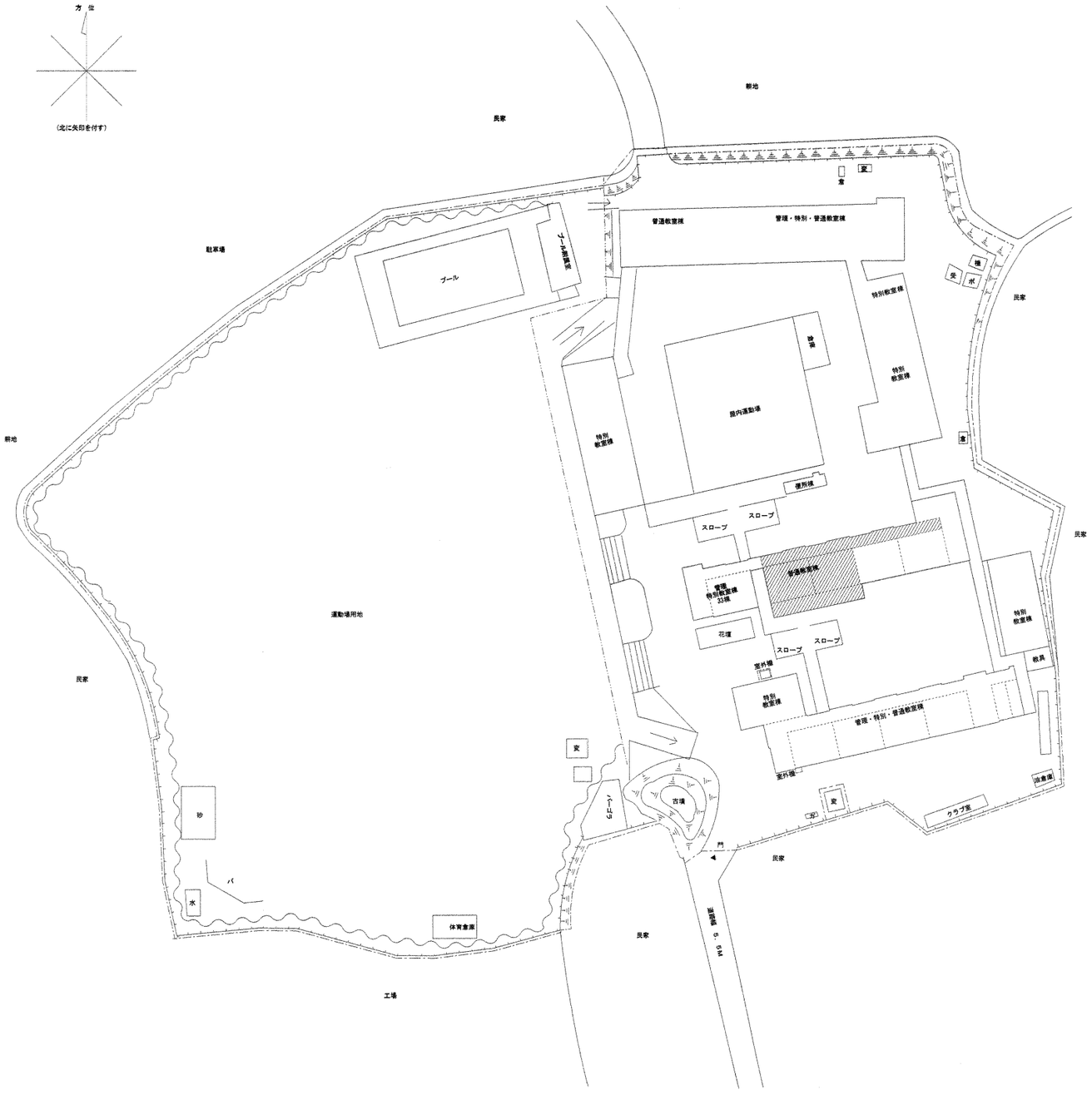

凡例

今回工事部分を示す

配置図　1：500

※注記※

※校内への車両進入に際しては、各自又は安全巡視員の誘導に従い生徒等には充分注意すること。
※車両通行等により傷めた運動場他通路は、施工業者負担により現況復旧を行うこと。
※工事に伴い発生する埃、土砂等は施工業者にて常時清掃すること。
※学校行事を優先し工事を進めること。
※普通教室内における作業及び教室近傍における作業、ならびに大きな音の出る工事については授業を行っていない時間帯に行うこと。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
付近見取図・配置図		SCALE	1:2,500・1:500
		原寸紙サイズ	A 1
堺市教育委員会　学校管理部　施設課		(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	担当者	総括 / 担当者
			M / 3

原寸図　0　25　50　75

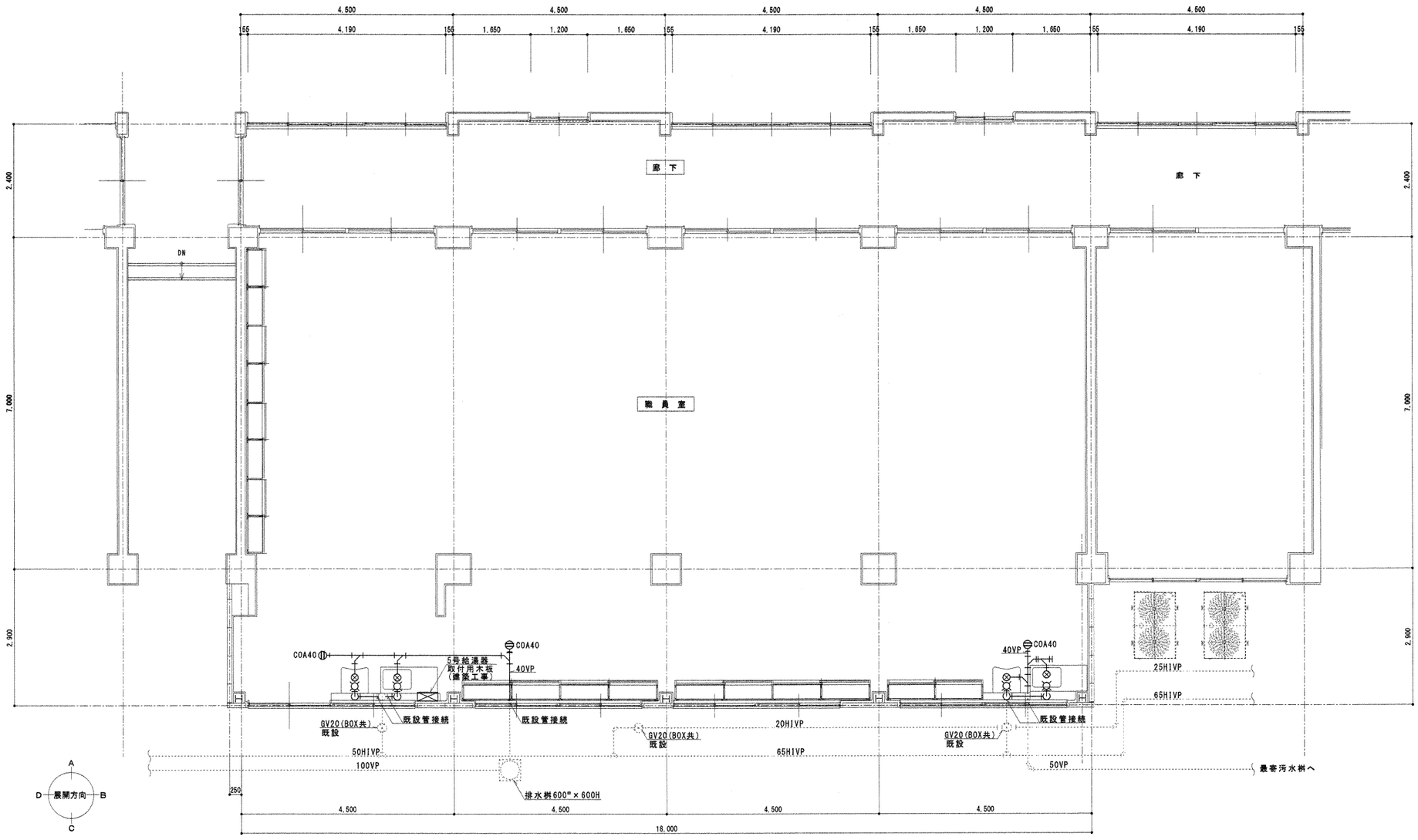

洗面化粧台	LDA506ADUA	1
アングル止水栓	T4AU	1
泡沫自在水栓	T131AUN13	1
5号給湯器	元止め式	1
流し台(1槽)	建築工事	1

職員室　平面詳細図　1：50

洗面化粧台	LDA506ADUA	1
アングル止水栓	T4AU	1
泡沫自在水栓	T131AUN13	1
流し台(1槽)	建築工事	1

使用管材リスト（凡例）		
給水管(本工事)	——— - ———	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)
給水管(既設)	----------	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)
排水管(本工事)	————	硬質塩化ビニル管（VP）
排水管(既設)	----------	硬質塩化ビニル管（VP）

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。
・5号給湯器の強化ガスホース接続は本工事とする。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事					設計完了日	H31.2	
					工事発注日		
給排水衛生設備　平面詳細図					SCALE	1:50	
					原寸紙サイズ	A 1	
堺市教育委員会　学校管理部　施設課					(株)彩建築事務所		M / 4
課長	課長補佐	係長	主査	担当者	総括	担当者	
原寸図	0	25	50	75			

機器表

符号	名称	台数	機器仕様	電源 相	電源 電圧	電源 容量	操作方式 単元	操作方式 遠方	設置場所	備考
EF - 1	壁付換気扇	3	格子型電動シャッター付	1	100V	29.5W	○		職員室	アルミパネル(建築工事)に取付
			250φ × 500m³/h × 20.0 Pa							内1台はCO2センサー制御とする
			SUS製ウェザーカバー(深型・防鳥網付)							
C	換気扇コントローラー	1	空気汚れ及び二酸化炭素センサー	1	100V	1.8W			職員室	コスモス電機㈱ ARU-05C相当品
										※電気設備に支給
PAC-1	ヒートポンプエアコン	2	冷房能力 14.0 KW 暖房能力 16.0 KW	3	200V	6.21KW		○	屋外	室外機(職員室系統)
			(液管 9.5Φ ガス管 15.9Φ)							
PAC-1-1	ヒートポンプエアコン	4	天井吊型	-	-	0.11KW		○	職員室	
			冷房能力 7.1 KW 暖房能力 8.0 KW							
			付属品一式 ワイヤードリモコン							
			(液管 9.5Φ ガス管 15.9Φ)							
R	集中制御機器	1	集中管理コントローラー	1	100V	23.0W			職員室	ダイキン㈱ DCS401A1相当品
Ⓡ	室内用ユニット用運転リモコン	1		1	100V				職員室	

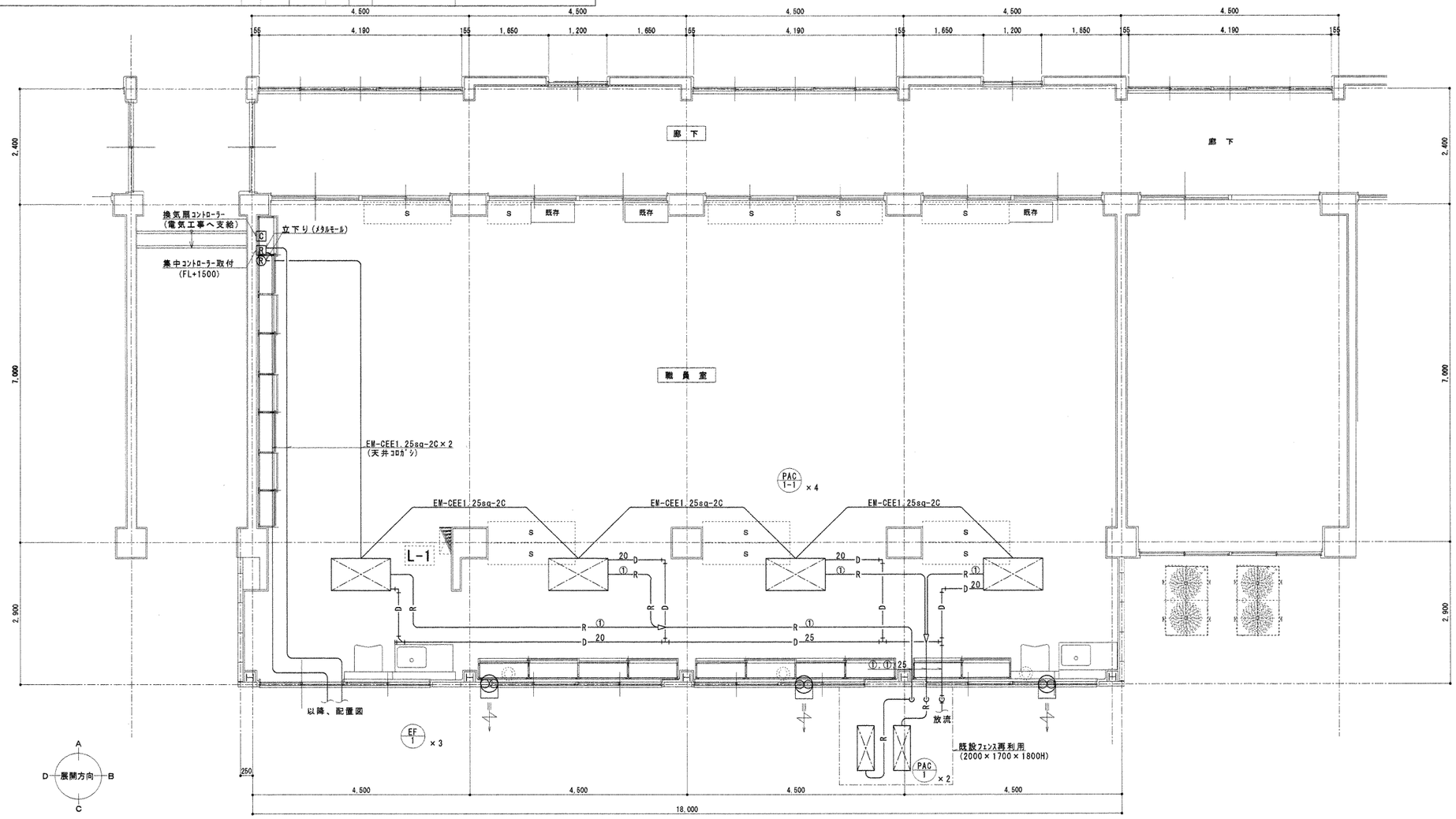

職員室 平面詳細図 1:50

使用管材リスト(凡例)		
冷媒管	——R——	断熱材付被覆銅管
ドレン管	——D——	硬質塩化ビニル管(VP)
換気扇	⊗	機器表仕様による

冷媒配管リスト			
NO	ガス管	液管	連絡記線
①	φ15.88	φ9.52	EM-EEF 2.0mm-3C

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
空調・換気設備 平面詳細図		SCALE	1:50
		原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会 学校管理部 施設課		(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	係長	主査	担当者	総括	担当者

M / 6

原寸図 0 25 50 75

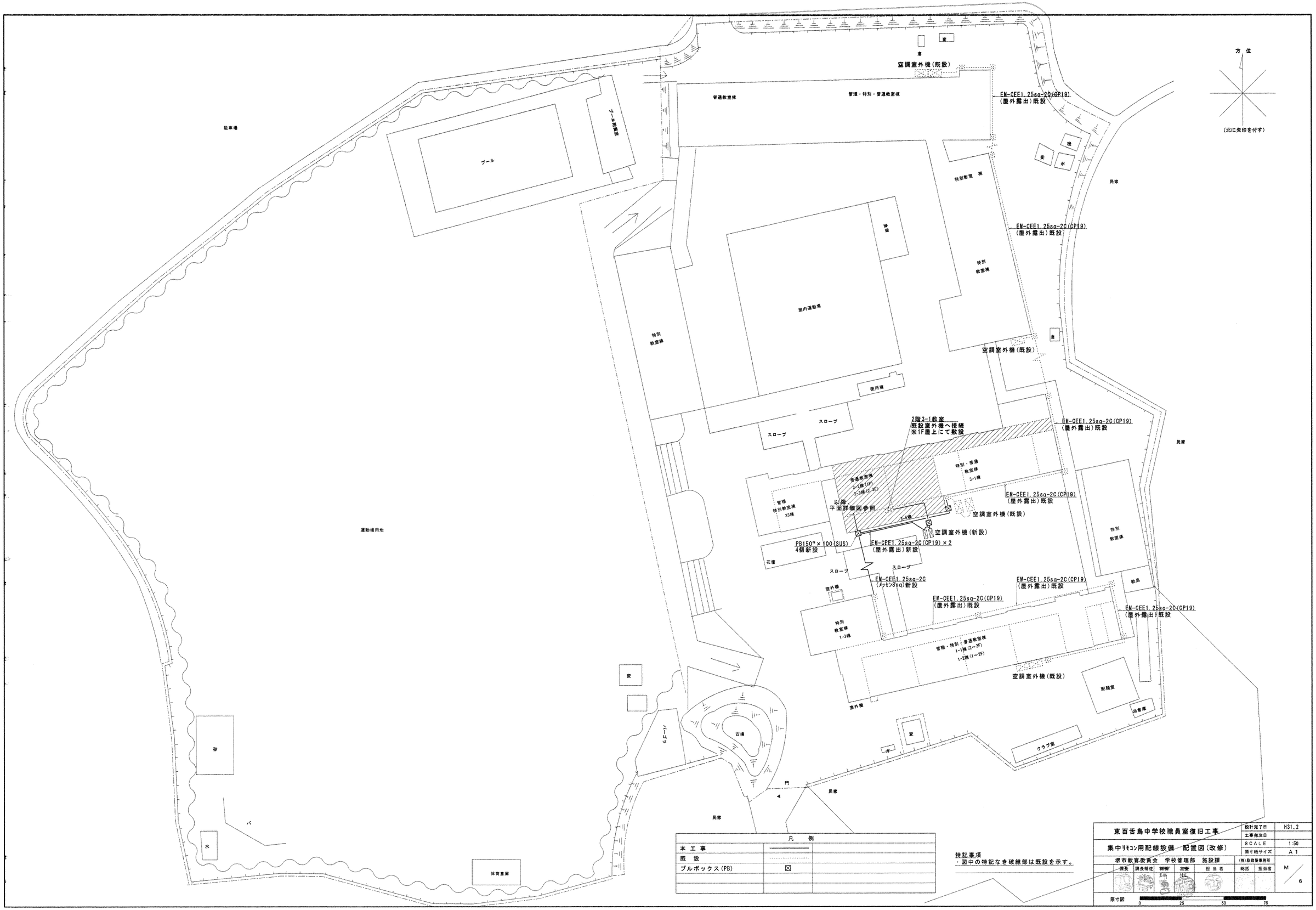

凡 例		
本 工 事	――――	
既 設	------	
ブルボックス(PB)	⊠	

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
集中リモコン用配線設備　配置図(改修)	SCALE	1:50
	原寸紙サイズ	A1

堺市教育委員会　学校管理部　施設課					(株)勅建築事務所		M/6
課長	課長補佐	係長	主査	担当者	総括	担当者	

原寸図 0 25 50 75

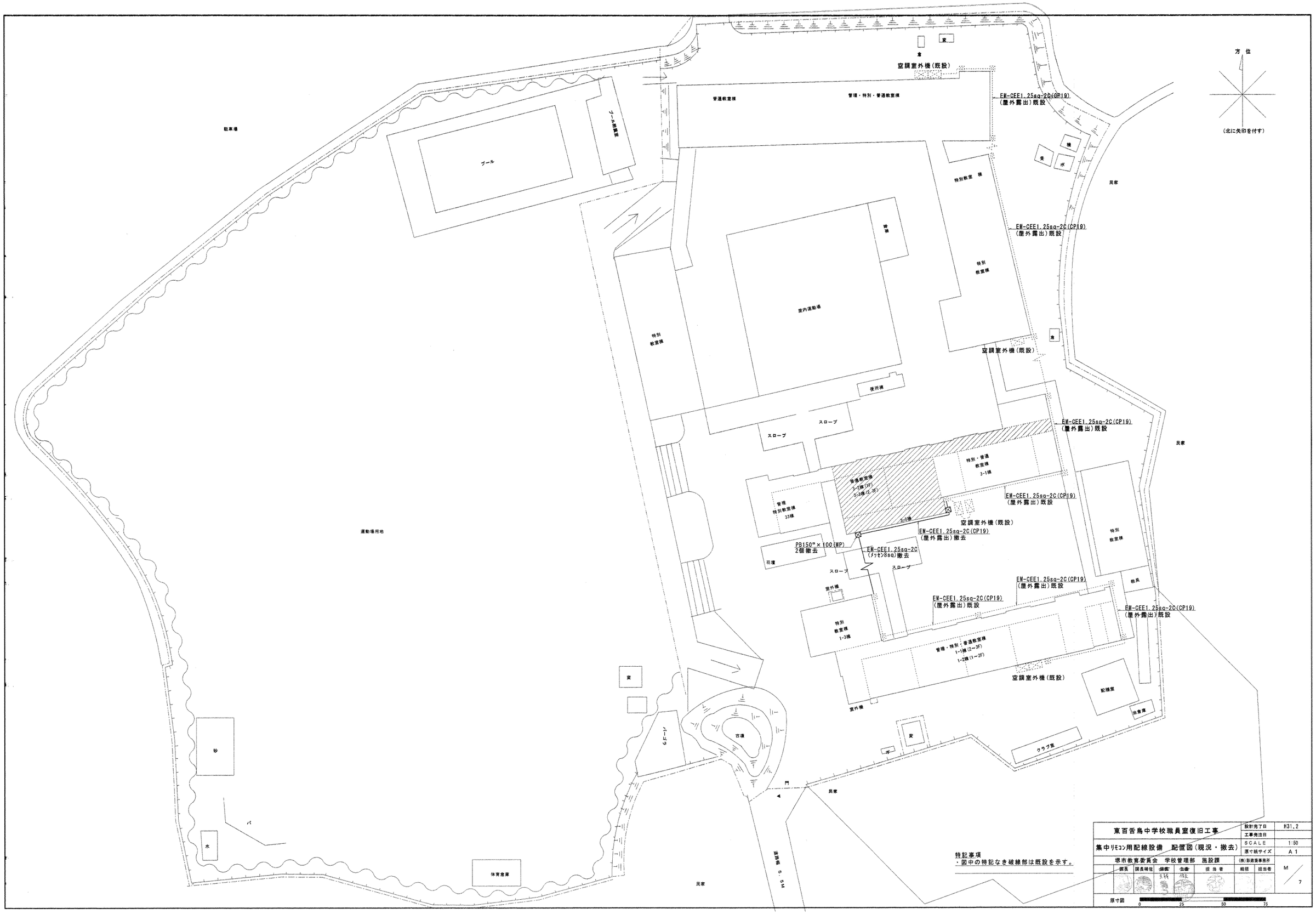

特記事項
・図中の特記なき破線部は既設を示す。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事	設計完了日	H31.2
	工事発注日	
集中リモコン用配線設備　配置図(現況・撤去)	SCALE	1:50
	原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会　学校管理部　施設課	(株)彩建築事務所	
課長 / 課長補佐 / ~~係長~~ / ~~主査~~ / 担当者	総括 / 担当者	M / 7

原寸図　0　25　50　75

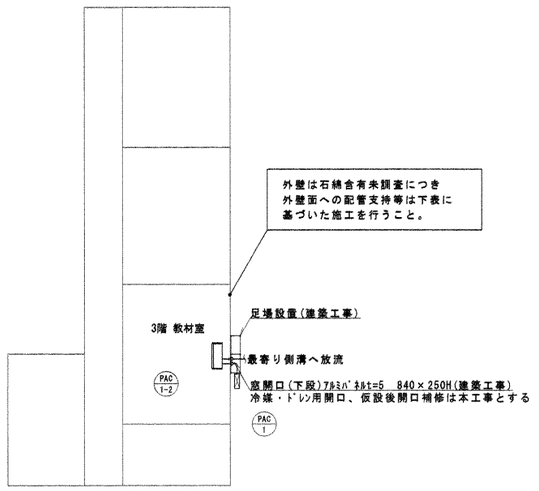

特別教室棟 仮設空調設備平面図

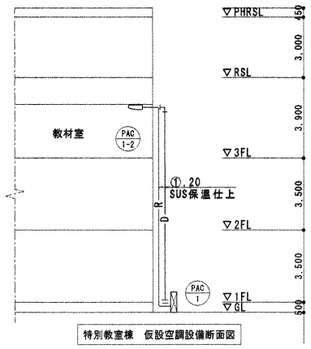

特別教室棟 仮設空調設備断面図

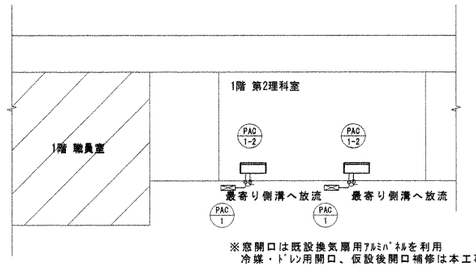

3-1棟 仮設空調設備平面図

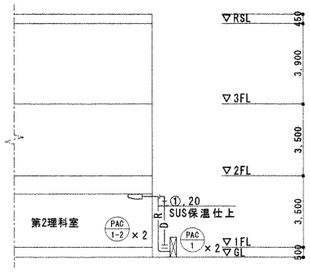

3-1棟 仮設空調設備断面図

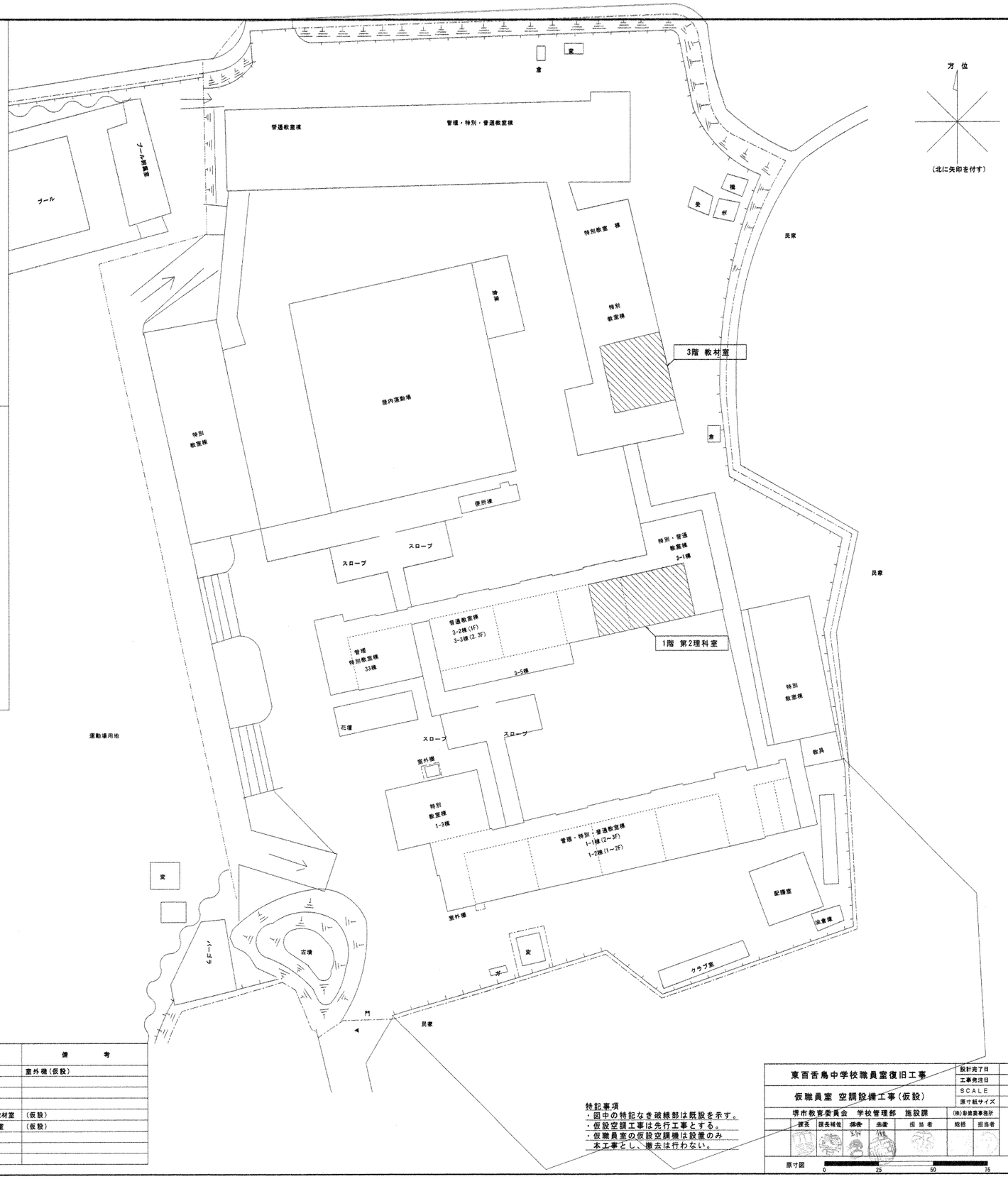

アンカー打設

外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は、原則以下とする。

1 事前準備
- 施工要領書を監督員に提出し確認を受ける。
- 石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。
- 看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RS－3・RL－3）を着用する。

2 ドリル穿孔作業
- 粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。
- ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。
- 飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。

3 石綿処理
- 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。
- 石綿含有廃棄物として処理する。

使用管材リスト（凡例）

冷媒管	——R——	断熱材付被覆銅管
ドレン管	——D——	硬質塩化ビニル管（VP）

冷媒配管リスト

NO	ガス管	液管	連絡配線
①	φ15.88	φ 9.52	EM-EEF 2.0mm-3C

機器表

符号	名称	台数	機器仕様	電源 相	電源 電圧	電源 容量	操作方式 手元	操作方式 遠方	設置場所	備考
PAC-1	ヒートポンプエアコン	3	冷房能力 14.0 KW 暖房能力 16.0 KW	3	200V	6.21KW		○	屋外	室外機(仮設)
			(液管 9.5Φ ガス管 15.9Φ)							
PAC-1-2	ヒートポンプエアコン	3	天井吊型	-	-	0.26KW		○	特別教室棟3階教材室	(仮設)
			冷房能力 14.0 KW 暖房能力 16.0 KW						3-1棟1階第2理科室	(仮設)
			リモコンホルダー、付属品一式							
			(液管 9.5Φ ガス管 15.9Φ)							

特記事項
- 図中の特記なき破線部は既設を示す。
- 仮設空調工事は先行工事とする。
- 仮職員室の仮設空調機は設置のみ本工事とし、撤去は行わない。

東百舌鳥中学校職員室復旧工事		設計完了日	H31.2
		工事発注日	
仮職員室 空調設備工事(仮設)		SCALE	1:50
		原寸紙サイズ	A1
堺市教育委員会 学校管理部 施設課		(株)彩建築事務所	
課長	課長補佐	係長	担当者	担当者	担当者	M 8

原寸図 0 25 50 75